令和８年第１回定例会（２月議会）

建設委員会（分科会）会議の概要

書記　佐藤文也　録

招集年月日時　令和８年２月１３日（金曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所　議事堂　建設委員会室

本定例会（２月議会）における案件（委員会）

１　議案第６号
令和７年度都市計画事業に要する経費の一部負担の変更について

２　議案第７号
令和７年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について

３　議案第８号
令和７年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について

４　議案第３４号
交通事故に係る和解について

５　議案第３５号
令和７年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について

６　議案第３６号
令和７年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について

７　議案第３７号
令和７年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について

８　議案第３８号
令和７年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について

９　議案第３９号
令和７年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について

10　議案第４０号
工事委託変更契約の締結について

11　議案第４１号
工事委託契約の締結について

12　議案第４２号
公の施設の指定管理者の指定について

13　議案第９２号
秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案

14　議案第９３号
秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

15　議案第９４号
秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案

16　議案第１０８号
令和８年度都市計画事業に要する経費の一部負担について

17　議案第１０９号
令和８年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について

18　議案第１１０号
令和８年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について

19　議案第１１１号
令和８年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について

20　議案第１１２号
令和８年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について

21　議案第１１３号
令和８年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担について

22　議案第１１４号
秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について

23　議案第１１５号
秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について

24　議案第１１６号
米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について

25　議案第１１７号
米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について

26　議案第１１８号
令和８年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について

27　議案第１１９号
令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担について

28　議案第１２０号
包括外部監査契約の締結について

29　議案第１２５号
工事請負変更契約の締結について

30　請願第２７号
建築士有資格者の不足解消に向けた建築士試験制度の改正等を求める請願について

31　付託案件以外の所管事項

本定例会（２月議会）における案件（分科会）

１　議案第１号
令和７年度秋田県一般会計補正予算（第８号）

（建設部の関係部門）

２　議案第２号

令和７年度秋田県下水道事業会計補正予算（第２号）

３　議案第９号

令和７年度秋田県一般会計補正予算（第９号）（建設部、出納局、監査委員事務局、労働委員会事務局の関係部門）

４　議案第１０号

令和７年度秋田県証紙特別会計補正予算（第１号）

５　議案第１４号

令和７年度秋田県土地取得事業特別会計補正予算（第１号）

６　議案第１８号

令和７年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第３号）

７　議案第２５号

令和７年度秋田県下水道事業会計補正予算（第３号）

８　議案第４５号

令和８年度秋田県一般会計予算（建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）

９　議案第４６号

令和８年度秋田県証紙特別会計予算

10　議案第５０号

令和８年度秋田県土地取得事業特別会計予算

11　議案第５５号

令和８年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算

12　議案第５６号

令和８年度秋田県港湾整備事業特別会計予算

13　議案第６５号

令和８年度秋田県下水道事業会計予算

14　議案第１２１号

令和７年度秋田県一般会計補正予算（第１０号）　（建設部の関係部門）

令和８年２月１３日（金曜日）

本日の会議案件

１　会議録署名員の指名

２　分科会会議録署名員の指名

３　審査日程

４　議案第１号

令和７年度秋田県一般会計補正予算（第８号）（建設部の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

５　議案第２号

令和７年度秋田県下水道事業会計補正予算（第２号）　（趣旨説明・質疑）

６　議案第６号

令和７年度都市計画事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

７　議案第７号

令和７年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

８　議案第８号

令和７年度港湾事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

９　議案第９号

令和７年度秋田県一般会計補正予算（第９号）（建設部、出納局、監査委員事務局、労働委員会事務局の関係部門）　（趣旨説明）

10　議案第１０号

令和７年度秋田県証紙特別会計補正予算（第１号）　（趣旨説明）

11　議案第１４号

令和７年度秋田県土地取得事業特別会計補正予算（第１号）　（趣旨説明）

12　議案第１８号

令和７年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第３号）　（趣旨説明）

13　議案第２５号

令和７年度秋田県下水道事業会計補正予算（第３号）　（趣旨説明）

14　議案第３４号

交通事故に係る和解について　（趣旨説明）

15　議案第３５号

令和７年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について（趣旨説明）

16　議案第３６号

令和７年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）

17　議案第３７号

令和７年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）

18　議案第３８号

令和７年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）

19　議案第３９号

令和７年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）

20　**議案第４０号**
　工事委託変更契約の締結について（趣旨説明）
21　**議案第４１号**
　工事委託契約の締結について　（趣旨説明）
22　**議案第４２号**
　公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明）
23　**議案第４５号**
　令和８年度秋田県一般会計予算
（建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）　（趣旨説明）
24　**議案第４６号**
　令和８年度秋田県証紙特別会計予算
（趣旨説明）
25　**議案第５０号**
　令和８年度秋田県土地取得事業特別会計予算
（趣旨説明）
26　**議案第５５号**
　令和８年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算　（趣旨説明）
27　**議案第５６号**
　令和８年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
（趣旨説明）
28　**議案第６５号**
　令和８年度秋田県下水道事業会計予算
（趣旨説明）
29　**議案第９２号**
　秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明）
30　**議案第９３号**
　秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）
31　**議案第９４号**
　秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明）
32　**議案第１０８号**
　令和８年度都市計画事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明）
33　**議案第１０９号**
　令和８年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明）
34　**議案第１１０号**
　令和８年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明）
35　**議案第１１１号**
　令和８年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について　（趣旨説明）
36　**議案第１１２号**
　令和８年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について（趣旨説明）
37　**議案第１１３号**
　令和８年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担について
（趣旨説明）
38　**議案第１１４号**
　秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）
39　**議案第１１５号**
　秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）
40　**議案第１１６号**
　米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）
41　**議案第１１７号**
　米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明）
42　**議案第１１８号**
　令和８年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明）
43　**議案第１１９号**
　令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明）
44　**議案第１２０号**
　包括外部監査契約の締結について（趣旨説明）

本日の出席状況
出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木　真実
委　員（副会長）	今川　雄策
委　員（分科員）	柴田　正敏
委　員（分科員）	加藤　鉱一
委　員（分科員）	加藤　麻里
委　員（分科員）	加賀屋　千鶴子

書　記

議会事務局議事調査課	佐藤　文也
議会事務局議事調査課	小寺　一康
建設部建設政策課	安宅　俊之

会 議 の 概 要

午前１１時４８分　開会

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木　真実
委　員（副会長）	今川　雄策
委　員（分科員）	柴田　正敏
委　員（分科員）	加藤　鉱一
委　員（分科員）	加藤　麻里
委　員（分科員）	加賀屋　千鶴子

説 明 者

建設部長	小　野　　潔
建設部建設産業振興統括監	近　藤　　雅
建設部次長	菊　地　弘　之
建設部次長	佐　藤　正　美
建設部次長	高　野　　優
建設政策課長	高　橋　雅　昭
会計管理者（兼）出納局長	小　熊　新　也
監査委員事務局長	三　浦　卓　実
労働委員会事務局長	高　橋　一　満

委員長（会長）

ただいまから、建設委員会を開会します。

本日の委員会及び予算特別委員会建設分科会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。

第１回定例会２月議会を通しての会議録署名員には、加藤鉱一委員、加賀屋千鶴子委員を、分科会会議録署名員には、同分科員を指名します。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

審査日程案及び付託議案一覧表を御覧ください。

審査日程案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

御異議ないものと認めます。

審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては、審査日程を変更することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

次に、付託議案に関する部局長説明を行います。

議案第６号、議案第７号、議案第８号、議案第３４号から議案第４２号まで、議案第４５号、議案第４６号、議案第５０号、議案第５５号、議案第５６号、議案第６５号、議案第９２号、議案第９３号、議案第９４号、議案第１０８号から議案第１２０号まで、以上３４件を一括議題とします。

関係部局長の説明を求めます。

建設部長

【部局関係説明書により説明】

出納局長

【部局関係説明書により説明】

監査委員事務局長

【部局関係説明書により説明】

労働委員会事務局長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後　０時３分　　休憩

午後　０時５分　　再開

出席委員（分科員）

委 員 長（会長）	鈴　木　真　実
委　　員（副会長）	今　川　雄　策
委　　員（分科員）	柴　田　正　敏
委　　員（分科員）	加　藤　鉱　一
委　　員（分科員）	加　藤　麻　里
委　　員（分科員）	加賀屋　千鶴子

説 明 者

建設部長	小　野　　潔
建設部建設産業振興統括監	近　藤　　雅
建設部次長	菊　地　弘　之
建設部次長	佐　藤　正　美
建設部次長	高　野　　優
建設政策課長	高　橋　雅　昭
技術管理課長	出　口　和　彦
都市計画課長	備　前　　亨
下水道マネジメント推進課長	熊　谷　　聡
道路課長	石　川　康　樹
河川砂防課長	高　杉　英　幹
港湾空港課長	千　葉　政　幸
建築住宅課長	土　橋　吉　秀
営繕課長	経　徳　康　之

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

建設部関係の国補正予算等早期対応分の議案に関する審査を行います。

議案第６号、議案第７号及び議案第８号を一括議題とします。

また、分科会では、議案第１号のうち建設部に関係する部門及び議案第２号の審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

建設政策課長

【提出資料により説明】

都市計画課長

【補正予算内容説明書、議案〔１〕、議案〔７〕及び提出資料により説明】

道路課長

【補正予算内容説明書、議案〔１〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は、午後１時１５分とします。

午後　０時２９分　休憩

午後　１時１２分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、建設部関係の国補正予算等早期対応分の議案に関する審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

河川砂防課長

【補正予算内容説明書、議案〔１〕及び提出資料により説明】

港湾空港課長

【補正予算内容説明書、議案〔１〕、議案〔７〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

これまでの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

資料７ページ、②老朽化対策の推進について、お伺いします。秋田臨海処理センターの管路と放流渠の補修設計ですが、緊急度が高いと判定されたことから、今回その設計の予算が計上されています。この後、どのように対策が講じられていくのかお知らせください。

下水道マネジメント推進課長

今回の全国特別重点調査で該当になった箇所は、県管理路線で約５キロです。そのうち今回の点検で、緊急度Ⅰが約０．４キロ、緊急度Ⅱが１．２キロになっています。緊急度Ⅰについては１年以内に、緊急度Ⅱについては５年以内に補修することとなっています。

今回補正予算で計上した調査費は、今回の点検で緊急度Ⅰと判定され、１年以内に補修しなければならない箇所の補修設計業務に要するものです。設計が完了次第、速やかに工事を実施し、来年度中には補修を完了させる予定です。

なお、緊急度Ⅱについては、今後調査し、５年以内に補修を完了させる予定で考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうすると、緊急度Ⅱについては、今回予算が組まれていない――計上されていないと思いますが、新年度の予算で対応するとの理解でいいですか。

下水道マネジメント推進課長

緊急度Ⅱについては、令和８年度の当初予算で計上していますので、そちらで対応したいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

資料１１ページの河川改修事業について伺う。淀川ほか、クマの出没が顕著な河川において、樹木伐採等を実施するとのことだが、「ほか」というのはどこが入っているのか。

河川砂防課長

今回、国予算のため、交付金事業を実施している河川で整備計画がある箇所が対象となります。対象河川の中で、地元の市町村から要望があり、かつ、クマの目撃情報が多い箇所を選定しており、全体では芋川ほか１３河川が対象となります。

加藤鉱一委員（分科員）

簡単にいうとどこなのか。例えば、秋田市周辺の河川のみ対象なのか、由利本荘市や能代市などの河川も対象なのか、教えてもらいたい。

河川砂防課長

１３河川の内訳について、由利管内では芋川が対象です。また、秋田市では太平川や旭川など５河川が対象です。それ以外では、横手川や桧木内川などが対象であり、合わせて１３河川です。

加藤鉱一委員（分科員）

伐採に係る費用は、河川改修事業の予算に計上されていると思うが、金額はどのくらいだったか。

河川砂防課長

河川改修事業の６７億円に含まれており、伐採費としては８，０００万円計上しています。

加藤鉱一委員（分科員）

分かりました。補助事業でそういう……。

クマについては、雄物川や子吉川、米代川などの国管理河川で出没がありますが、県管理河川についても、建設部に、伐木――伐採の要望があるものですか。

河川砂防課長

各地域振興局において市町村からの要望を取りまとめ、要望のあった箇所について実施することとしています。

要望がありながら、今回交付金事業の対象から外れた河川もありますので、そうした箇所は、当初予算に計上して対応していきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

この予算については繰り越して、春から夏にかけ

て一斉に伸びる藪に対応するための予算に充てると思いますが、その後の対応に必要となる予算は、補正予算と同様の形式で、当初予算に計上されると考えてよろしいでしょうか。

河川砂防課長

伐採については、ツキノワグマの被害防止総合対策の一環として行っていくこととしており、今回補正予算として８，０００万円を、当初予算でも一定額を計上しておりますので、ほかの対策と併せて一体的に対応していくこととしております。

加藤鉱一委員（分科員）

わかりました。

委員長（会長）

当初予算の計上額についてはいいですか。

加藤鉱一委員（分科員）

当初予算は審議が別ですから。予算があるとのことなので、結構です。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、建設部関係の国補正予算等早期対応分の議案に関する質疑を終了します。

ここでいったん休憩します。再開は、予算特別委員会の討論・採決終了後とし、国補正予算等早期対応分の付託議案について、討論・採決を行います。

午後　１時３５分　休憩

午後　３時３８分　再開

出席委員

委員長	鈴木真実
委員	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	小野　潔
建設部建設産業振興統括監	近藤　雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野　優
建設政策課長	高橋雅昭
会計管理者（兼）出納局長	小熊新也
監査委員事務局長	三浦卓実
労働委員会事務局長	高橋一満

委員長（会長）

委員会を再開します。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、国補正予算等早期対応分の付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第６号、議案第７号及び議案第８号、以上３件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第６号ほか２件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、議案第６号ほか２件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案のうち、国補正予算等早期対応分の審査は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、２月２５日 水曜日、午後１時３０分に委員会及び分科会を開き、監査委員事務局及び労働委員会事務局の補正予算関係の議案から審査を行います。

散会します。

午後３時３９分　散会

令和８年２月２５日（水曜日）

本日の会議案件

１　議案第９号
令和７年度秋田県一般会計補正予算（第９号）
（監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

２　議案第９号（再掲）
令和７年度秋田県一般会計補正予算（第９号）
（出納局の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

３　議案第１０号
令和７年度秋田県証紙特別会計補正予算（第１号）　（趣旨説明・質疑）

４　議案第１４号
令和７年度秋田県土地取得事業特別会計補正予算（第１号）　（趣旨説明・質疑）

５　議案第９号（再掲）
令和７年度秋田県一般会計補正予算（第９号）
（建設部の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

６　議案第１８号
令和７年度秋田県港湾整備事業特別会計補正予算（第３号）　（趣旨説明・質疑）

７　議案第２５号
令和７年度秋田県下水道事業会計補正予算（第３号）　（趣旨説明・質疑）

８　議案第３４号
交通事故に係る和解について
（趣旨説明・質疑）

９　議案第３５号
令和７年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について
（趣旨説明・質疑）

10　議案第３６号
令和７年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

11　議案第３７号
令和７年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（趣旨説明・質疑）

12　議案第３８号
令和７年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（趣旨説明・質疑）

13　議案第３９号
令和７年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（趣旨説明・質疑）

14　議案第４０号
工事委託変更契約の締結について
（趣旨説明・質疑）

15　議案第４１号
工事委託契約の締結について
（趣旨説明・質疑）

16　議案第４２号
公の施設の指定管理者の指定について
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	佐藤文也
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会議の概要

午後　１時２８分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

監査委員事務局長	三浦卓実
監査第一課長	今田康和
監査第二課長	渡部桂
労働委員会事務局長	高橋一満
審査調整課長	加賀谷修

委員長（会長）
ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、監査委員事務局及び労働委員会事務局の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第９号のうち監査委員事務局及び労働委員会事務局に関係する部門の審査を行います。

監査委員事務局の関係課長の説明を求めます。

監査第一課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局の関係課長の説明を求めます。

審査調整課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で監査委員事務局及び労働委員会事務局の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後　１時３２分　休憩

午後　１時３４分　再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

会計管理者（兼）出納局長	小熊新也
出納局次長	佐藤寧
会計課長	近江賢治
財産活用課長	佐藤敬文
総務事務センター長	田口一郎
検査課長	鳴海勝哉

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

出納局の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第９号のうち出納局に関係する部門並びに議案第１０号及び議案第１４号に関する審査を行います。

関係課長等の説明を求めます。

会計課長

【議案〔３〕及び補正予算内容説明書により説明】

財産活用課長

【議案〔３〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

総務事務センター長

【議案〔３〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

検査課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課、センター一括して行います。

加藤鉱一委員（分科員）

債務負担行為において、県外借上公舎賃借料として、三千何百万円程度計上されていたと思うが、どこを借り上げているの。

財産活用課長

例えば、東京には千早公舎がありますが、派遣されている職員全員は入居し切れません。

東京のほか、大阪や福岡、宮城など、県外に派遣されている職員のための公舎を県で借り上げて、職員に貸しております。

加藤鉱一委員（分科員）

東京で千早公舎が足りなくて――県外事務所は福岡と大阪にもあるのだったか。職員の数は何人いるのか。

財産活用課長

名古屋３人、大阪３人、福岡が２人おります。

加藤鉱一委員（分科員）

分かりました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

資料３ページの本庁舎外部改修工事について伺います。説明によると、補強材注入が必要なタイルが６，０００枚、ひびが入っていて張り替えが必要なものが３，７００枚増えたとのことですが、全体の枚数が分からないため、これを見る限りでは大幅に増えたとの印象を受けます。

今回の修理は全体の枚数の何割ぐらいになるのでしょうか。修理――補強されれば大丈夫なのかもしれませんが、大幅な補強が追加で必要だった印象を受けるため、教えてください。

財産活用課長

外壁の調査――工事については、前年度に１回調査を行っております。調査は１０年に一度行うことになっておりますが、その際は高所作業車を使って打診調査を行いました。数量の増加は、当該調査で

は見つけられなかった不具合箇所が、このたびの全面足場を架けた詳細調査において発見されたことに起因するものです。

この程度の増加はある程度想定の範囲内でした。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。事前の調査において、全てのタイルを器具で打って音を確かめることはできないと思うので、今の説明で理解しました。

きちんと長くもつよう、よろしくお願いします。

鈴木真実委員（分科員）

総務事務センター長にお伺いいたします。今回、庶務事務システムについて、いろいろな要因があって改修するとのことで、その要因の１つとして、駐車場等の利用に対する通勤手当１か月当たり５，０００円の新設がありますが、これは職員からの要望や関係法令等の改正とかが理由でしょうか。

総務事務センター長

昨年１０月の人事委員会勧告において、駐車場等の利用に対する通勤手当について新設の勧告があり、それに従って人事課で関係条例を改正したことが理由です。

また、人事委員会勧告の基になった人事院の勧告が昨年８月に出ていますが、国家公務員に対しても同様の措置を講じることになっていましたので、今回の新設は国に倣ったものと理解しています。

鈴木真実委員（分科員）

債務負担行為の設定理由が、令和８年４月からの制度改正に向けて、早期に改修に着手するためとのことですが、去年の８月の人事院勧告があったために、今回の議会への上程になったと理解していいのですね。

総務事務センター長

１２月議会において、人事課で上程した条例の改正案が可決され、通勤手当の内容が変更になったことから、こちらで改修の見積りを取り、今議会にお諮りすることになりました。

鈴木真実委員（分科員）

４月からの制度改正ですので、もっと前に上程すればいいのではないかと思いましたが、理由が分かりました。ありがとうございます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後　１時５５分　休憩

午後　１時５８分　再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木	真実
委員（副会長）	今川	雄策
委員（分科員）	柴田	正敏
委員（分科員）	加藤	鉱一
委員（分科員）	加藤	麻里
委員（分科員）	加賀屋	千鶴子

説明者

建設部長	小野　潔
建設部建設産業振興統括監	近藤　雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野　優
建設政策課長	高橋雅昭
技術管理課長	出口和彦
都市計画課長	備前　亨
下水道マネジメント推進課長	熊谷　聡
道路課長	石川康樹
河川砂防課長	高杉英幹
港湾空港課長	千葉政幸
建築住宅課長	土橋吉秀
営繕課長	経徳康之

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

建設部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第３４号から議案第４２号まで、以上９件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第９号のうち建設部に関係する部門並びに議案第１８号及び議案第２５号に関する審査を行います。

関係課長の説明を求めます。

建設政策課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

都市計画課長

【議案〔３〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

下水道マネジメント推進課長

【議案〔３〕、議案〔７〕及び補正予算内容説明書により説明】

道路課長

【議案〔３〕、議案〔７〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

河川砂防課長

【議案〔３〕及び補正予算内容説明書により説

明】

港湾空港課長

【議案〔３〕、議案〔７〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

建築住宅課長

【議案〔３〕及び補正予算内容説明書により説明】

営繕課長

【議案〔３〕及び補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

道路課にお伺いします。工事の委託変更契約の締結について、提出資料に記載の理由により工期を延長したとのことで、資材の納入が遅れたなどの話はほかのところでもありましたが、こんな１２か月も……。

幾つかの要因によって、これぐらい遅れたのかもしれませんし、結構大きな工事――事業になるためかなとも思うのですが、１２か月も遅れるものですか。何か特別な事情があったのでしょうか。

道路課長

こちらの工事はＪＲに委託しており、事前に県でもできる範囲の調査設計を行って現地に委託しますが、詳細の部分は――ＪＲ部分のところ、見られない部分というか――工事が始まって初めて分かる部分で変更が生じて、設計の見直しを行いました。加えて、資材の加工等もあり、約１年ほど工期が延びてしまっている状況となっています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。結構古い施設であることや、作業場所を広く確保できるわけではないことが事情としてあったのかなと思いましたが、１年――１２か月はちょっと長いかなと思いましたので、確認をさせていただきました。

質問変わってもいいですか。

委員長（会長）

はい。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

資料１７３ページの県営住宅ストック総合改善事業について伺います。国庫補助金の内示によって、１億２，６００万円程減額となっていますが、予定していた事業ができなかったことになると思います。金額が大きいので、内容を確認させてください。

建築住宅課長

国庫補助金の内示額が、県として１億１，９００万円要望していたところ、５，４００万円の配分となり、配分率４５％とかなり低い配分率になりました。そのため、予定していた事業のうち、１億２，６００万円分を減額する工事内容になりました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

具体的に何ができなかったかお知らせください。

建築住宅課長

工事については、御野場第２住宅外壁改修工事及び御野場第１住宅屋根防水改修工事において、いずれも２棟行う予定を１棟に変更しております。

委託については、御野場第１住宅外壁――屋根防水改修の委託及び新屋住宅外壁・屋根防水改修の委託において、いずれも３棟行う予定を１棟に変更しております。

その他ソフト事業について、少し先送りする形になっております。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

結構な数の事業の予定が後に延ばされていくわけですが、例えば新年度に補助金の要望をしても、確実に要望通り配分されるとは限らないですよね。

改修については計画を立てて進められていると思いますが、先送りが続けば、壊れる前に予防的に保全していくことが困難になると考えます。

計画通りに進まない状況が続けば、維持管理が十分に行き届かないことにつながると思いますが、現時点で考えられる対策はあるのでしょうか。また、こうした状況に対して、どのように向き合っていくおつもりか、お知らせください。

建築住宅課長

国庫補助金を使う事業に関しては、内示割れが頻繁にありますので、あらかじめ、それを考慮して毎年度の計画を立てています。

ただ、計画が延びる場合は、優先順位をきちんと立てて、安全安心等を考慮し、前倒ししながら工事を行っています。

いずれ、国からの交付金については、要望通り配分されない状況が続いています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。国のお金を――国庫補助金を充てずに、県単独で賄うことはまず考えられないのでしょうね。

建築住宅課長

ストック総合改善事業では国の交付金を使いながら進めていきますが、緊急性のあるものについては、県単事業である、県営住宅大規模修繕事業で対応していきます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。優先度をきちんと見極めていくことと併せて、公営住宅は整備目的があるため、公営住宅としての役割をきちんと果たせるように、私たちも頑張りますけれども、是非、県にも頑張ってい

ただきたいと思います。よろしくお願いします。

加藤鉱一委員（分科員）

資料７ページの公の施設の指定管理者の指定について伺います。秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の指定管理者について、前回の公募で応募が無く、今回、指定管理者の指定について、議案が提出されていますよね。資料には今後の管理・運営について、持続可能な管理運営や北秋田市との協議とか書かれていますが、これ必要性――その辺りに問題があるのでしょうか。また、県として、この状況をどのように捉えているのでしょうか。施設の利用があまりなくて指定管理者の応募もない状況なのか、その辺りの実情を率直に教えてもらいたい。

また、予算との関係について、当初予算ではどのように計上しているかまだ分からないが、どのようになっているのか。

港湾空港課長

昨年の６月議会において、債務負担設定案件として承認いただき、公募をしましたが応募がありませんでしたので、その後すぐに地元の北秋田市及び今回の指定管理者である友愛ビルサービスとのサウンディングを行いました。同社からは、こちらの施設が平成１１年の運用開始から２５年以上経過し、施設の老朽化による修繕費が嵩んでいる点や昨今の人件費高騰、経営状況を考慮すると、５年間の継続的な運営は非常に困難であることから応募しなかったと聞き及んでいます。

これらを踏まえて、今回、まずは施設修繕をしっかりやらなければならないと考え、前回の公募において、１年あたり約１，６００万円の事業費を５年間と債務設定していたところ、今回は修繕費をしっかりと見積りし、約２，０００万円で提案させていただきました。友愛ビルサービスからは、この金額であれば、１年間、何とか修繕も可能との回答があり、今回の公募については引き続き、経営状況も安定している同社と１年間の契約を締結したところです。

令和９年度以降ですが、施設の老朽化や人件費の上昇は避けられません。この点、更にサウンディングしたところ、現在のふれあい緑地の営業時間が９時から１９時の１日１０時間、営業日が水曜日を定休日とした週６日間、２人体制で運営を行っているとのことでした。最も負担が大きい人件費の抑制については、１人体制にできないかを含め、北秋田市やスポーツ関係者、地元のクロスカントリーを利用している団体、テニスコートを利用しているテニスクラブ等に、県の実情を説明し協議しています。

県の実情を理解していただいた上で、今後詳細を詰める必要がある事項としては、営業時間、営業日数をどうするかや、クロスカントリーコースの整備を行う際、圧雪車等の資機材に係る維持費が大きな負担となっているため、利用者に協力をお願いできないか、また、広域的な視点から、近隣のスキー場や公園等でクロスカントリーが行えないかなど、運営の最適化について、関係者との協議を進めていきます。

加藤鉱一委員（分科員）

通常、指定管理に係る債務負担行為は５年間であり、必要に応じて期間を延長、または、都市計画自体の期間を延長している状況で、今回の１年という期間設定は異常だよね。

ただ、今の時代、むやみに経費をドンドン投入すればいいとは私も思いません。課長がお話ししたようにクロスカントリーを近隣施設で代替できるのかどうか――県北部は確かにスキーが盛んで、都市公園として整備した当時は必要とされた機能でしょうが、現在、そこまでの機能が必要なのかどうか。これから５年間の指定管理者の指定を考えていて、指定管理者も最低責任を果たさなければならないと思いますが、コスト面を考慮してよりシビアに……。

また、サウンディングとは何をサウンディングと……。施設機能の縮小や廃止の議論を含めてサウンディングというのか。

港湾空港課長

今の指定管理者と意見交換を行い、相手の状況を聞いて、それに対して我々も応えるようにしていくことをサウンディングとしています。

加藤鉱一委員（分科員）

今回の指定期間は１年間だけれども、その意見交換を踏まえて、将来的には通常の指定管理者の指定期間である５年間で新たに提案してくると理解していいのか。

港湾空港課長

令和８年度については、資料の通り、友愛ビルサービスを指定管理者の候補者としておりますが、あくまでも１年間の限定措置ですので、令和９年度以降はまだ決まっておりません。令和９年度以降どうするかについては、先ほど申しました物価や人件費の上昇、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大といった課題に対し、人口減少の背景も踏まえ、俯瞰的、全体的及び広域的な視点で、管理者もよし、またその利用者もよしとなる解決策を検討していくことが、現在の協議内容となっております。

加藤鉱一委員（分科員）

私も最近行ったことがなく、しばらくの間、通ることはあっても見たことはなかったので、そのうち行ってみようと思う。

今回の指定期間は１年間ですが、指定管理されないと全く動かないため、よかったと思います。

しかし、何でもかんでもコストをどんどん掛けられる時代ではなくなってきていますので、その点は

地域の皆さんにも――利用する方々にも、ある程度、コスト面について考えていただかないといけないと思いますので、よく検討してください。

鈴木真実委員（分科員）

予算内容説明書について、都市計画課にお伺いします。

給与の減額等については、建設政策課で一括してお話しされており、どの課も働き方改革などで残業手当等も減っているのかなと感じるのですが、都市計画課だけは給与費が５２８万８，０００円と大幅な増額となっています。

河川砂防課などは災害への対応等により増額となっていますが、ほかの課が減っている中で、増額の理由は何だったのでしょうか。

都市計画課長

少々お待ちください。

副委員長（副会長）

暫時休憩します。

午後　３時４分　休憩

午後　３時４分　再開

副委員長（副会長）

では、再開します。

都市計画課長

後ほど、ご説明します。

鈴木真実委員（分科員）

はい。では、建築住宅課にお伺いします。１７３ページのあきた安全安心住まい推進事業費における住宅リフォーム推進ですが、補正も含めて、最終的には総額幾らから５，６８０万円減らしたのでしたか。

建築住宅課長

当初事業費では、３億５２万１，０００円でした。

決算見込み額が、２億４，３７２万１，０００円ですので、補正額として５，６８０万円の減となりました。

鈴木真実委員（分科員）

金額について、これが多いのかどうか――６分の１ほど減額になっていると捉えていいのですね。

減額の理由は何なのか、次につなげていくためには、非常に重要な観点だと思いますので教えてください。

建築住宅課長

減額の理由については、子育てメニュー――子育て世帯メニューにおける持家型は子供２人世帯――子供２人と同居している世帯が要件となりますが、１月末時点の執行率は５０．６％とかなり低くなっています。

件数としては、年度末までに３００件程度予定しており、それほど少ないわけではないと思っていますが、２人以上の子育て世帯の需要が、そろそろ落ち着いてきているものと認識しています。

もう一つの防災減災型は利用者がなく、使い勝手が悪かったかと反省もありますが、今後、利用はないと判断し、予算について減額しています。

合計で５，６８０万円の減額となっています。

鈴木真実委員（分科員）

当初予算で、新たなメニューを組み入れていることは把握しています。住宅リフォーム推進事業について、最初は別の理由から始まっていましたが、県として、一つの大事な事業であると受け止めているのか、今後どうする方向で持っていきたいのか、また、今の補正を絡めた中でどう感じているのか、教えてください。

建築住宅課長

住宅リフォームの推進については、次期総合計画の中の大きな一つの施策になっていると思っています。

移住定住世帯あるいは人口減少などの課題に対策を練っていく一つの事業と思っていますので、ターゲットを絞った――的を射た施策を作っていきたいと思っています。この点、当初の事業に反映していますので、そちらで説明させていただきたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど、防災減災型について、使う人と県側の思いとが合致しなかったために利用者がゼロだったと話がありましたが、未然防止のための使用だけでなく、例えば災害があったときとかでも――あったとき、被災後は使えないものだったのでしょうか。

建築住宅課長

災害後に使えるものとして、現時点では災害復旧メニューがありますので、そちらを使っていただくことになります。

鈴木真実委員（分科員）

国費と県費との使い分けをしなければ、いろいろ大変なこともあるでしょうから、それでメニューを分けたと考えてよろしいですか。

建築住宅課長

令和７年度のリフォーム事業に関しては、全て一般財源を活用したものとなっており、交付金は活用していません。

鈴木真実委員（分科員）

だから、災害復旧は、国の交付金を使うようになっていたわけですね。

建築住宅課長

今回のリフォーム事業における災害復旧メニューについても、一般財源を活用しております。

国からの交付金の事業については、こちらのメニ

ューとは別物になっており、要件等も若干異なるものとなっております。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど加藤委員が質問した、港湾空港課の指定管理者の関係ですが、執行部として、おそらく非常に大変だったと思います。公募がなかった原因として、施設の老朽化、物価高騰及び人件費の高騰の３つがありましたが、同じ問題を抱える施設がたくさん出てきており、これからも増えてくるのではないかと考えています。

この施設だけの問題ではないと思いますので、例えば、指定管理者を所管している総務部行政経営課との横のつながり、やり取りみたいな――先ほどサウンディングでしたか、サウンディングを、建設部と総務部とがキチッと行わないといけないのではないでしょうか。

港湾空港課長

今回の件については６月補正で債務設定させていただいて、当初の５年間の公募を行ったときから、行政経営課とは打合せをしており、応募者がなかった時点でも打合せをしていました。

また、次の指定管理者が選定になった際の対応についても情報交換をしておりますが、行政経営課において指定管理者制度の運用に係るガイドラインを作成しており、社会情勢に応じて見直し等を行っているようです。我々も情報をいち早くキャッチして、対応してまいりたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

今、対応というか――事が起きてから対応しているとのことで、ガイドライン等で対応しているとのことですが――建設政策課長は、以前、行政経営課にいらしたので、その辺は課題として問題視していたのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。今後、同様の事例はたくさん出てくると思います。

建設政策課長

私が行政経営課にいたときも、物価高騰、人件費の上昇により、債務負担の予算額では厳しいと判断され、応募者がいない施設もありました。

先ほどガイドラインの話が出ていましたが、今回、行政経営課において、指定管理者に係る様々な課題を受けて、サウンディングを盛り込むことを含め、ガイドラインを一定程度見直すと聞いています。

サウンディングとは、一方的に意見を聞くのではなくて、事業者からのアイデアなども含めて、よりよい運営になるよう話を聞くことを意味しますので、応募者がいない状況に関しては、今後、改善されていくのではないかなと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

以前は、事業者からこういう形でやってほしいと、話は聞くのでしょうが、一方通行的なところも多々あった感じがします。指定管理――応募したい側から、予算について、本当に骨と皮だけだと苦情も来ています。

事業をうまく展開していく上で課題は多いと思いますので、建設部で実態をキチッとサウンディングして、それを総務部にちゃんとぶつけていってほしいと思います。よろしくお願いします。

都市計画課長

都市計画課の給与費についてですが、先ほどの給与費の下に土地区画整理費や街路整備費に指導監督事務費があり、市町村へ、事務に要する費用として、国から補助または交付金で、指導監督事務費あるいは指導監督交付金が支給されます。

この指導監督事務費の中に給与費を見込んでおり、今年度の指導監督事務費がそれぞれ内示割れし予定していた額よりも低かったため、この給与費が表面に出てきて増額となりました。

鈴木真実委員（分科員）

それは、国の内示と実際の決算見込みとで変わってきていると理解でいいのですね。

都市計画課長

おっしゃるとおりです。実際、当初予算には、過去３年や５年の平均の率で見込んでいましたが、そこまで率が上がらなかったことが理由になります。

鈴木真実委員（分科員）

国からの補助または交付金を使おうと思っていたものが、県単に回ってきてしまったと。

都市計画課長

ご認識のとおりです。

鈴木真実委員（分科員）

今回の減額に当たって、国庫や交付金とかあると思いますが、令和６年度と令和７年度を比較して、どのぐらい、例えば、年度当初に１００内示があったものが今年度は６０になった、去年はどのくらいだったなど比較はしていますか。各課でも全体的でもどちらでもいいですが。

【「すぐには出ない」と呼ぶ者あり】

鈴木真実委員（分科員）

現段階におけるパーセンテージの比較でいいですが、今は出せませんか。それでは、後で分かればいいです。

質問していて、内示と決算見込みによって振り回されていると思ったので、どのくらい国から来るのか推測できれば、その辺を解決できないかと思っての質問でした。

副委員長（副会長）

それでは、佐藤次長から、後ほど、鈴木委員に直接回答してください。

鈴木真実委員（分科員）

後で皆さんに教えてください。

加藤麻里委員（分科員）

資料４ページの都市公園環境整備促進事業について伺います。今回、設備のＬＥＤ化が行われますが、県内にあるほかの都市公園について、ＬＥＤ化の現状はどのようになっているのでしょうか。

都市計画課長

都市公園は、小泉潟公園、中央公園、北欧の杜公園の３公園ありますが、中央公園は箱物などの施設が一番多くある状況です。

ほかの公園については、ＬＥＤ化できるところはしてきています。通常の管理の中で、例えば、蛍光灯が寿命を迎えたときに替えるなどして対応してきていますが、中央公園は今回補正で計上した大きな施設が多くあり、地方創生臨時交付金により１００％国費で賄えるため、今回、大きい施設についてＬＥＤ化を行うこととして、計上したものです。

加藤麻里委員（分科員）

では、ほかの２公園は、その都度買い換えるなどして対応しており、国の交付金等ではなく予算内で行って、ＬＥＤ化はほぼ完了したと理解していいのですか。

都市計画課長

おっしゃるとおりです。中央公園の中でもスカイドームやアリーナの体育館などについては、夜間の使用が多いため、この交付金の前に別の予算で全てＬＥＤ化を進めてまいりました。

加藤麻里委員（分科員）

分かりました。では、これで全てＬＥＤ化が完了するのですね。

都市計画課長

アリーナ棟に付帯している宿泊棟などがありますが、そちらについては今、段階的に施設の修繕を進めており、それと併せてＬＥＤ化も進めていく計画になっています。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で建設部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、２月２７日金曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、補正予算関係の付託議案について討論・採決を行います。

散会します。

午後　３時２２分　散会

令和８年２月２７日（金曜日）

本日の会議案件

１　議案第３４号
交通事故に係る和解について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

２　議案第３５号
令和７年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

３　議案第３６号
令和７年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

４　議案第３７号
令和７年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

５　議案第３８号
令和７年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

６　議案第３９号
令和７年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

７　議案第４０号
工事委託変更契約の締結について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

８　議案第４１号
工事委託契約の締結について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

９　議案第４２号
公の施設の指定管理者の指定について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木真実
委員	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	佐藤文也
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会 議 の 概 要

午後　１時　５分　開議

出席委員

委員長	鈴木真実
委員	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	小野　潔
建設部建設産業振興統括監	近藤　雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野　優
建設政策課長	高橋雅昭
会計管理者（兼）出納局長	小熊新也
監査委員事務局長	三浦卓実
労働委員会事務局長	高橋一満

委員長
ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。
補正予算関係の付託議案について、討論・採決を行います。
議案第３４号から議案第４２号まで、以上９件を一括議題とします。
討論を行います。
【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長
討論は、ないものと認めます。
採決します。
議案第３４号ほか８件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長
御異議ないものと認めます。
よって、議案第３４号ほか８件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。
以上をもちまして、本委員会に付託されました案件のうち、補正予算関係の審査は全て終了しました。
本日はこれをもって散会し、３月２日、午前１０時３０分に委員会及び分科会を開き、監査委員事務

局及び労働委員会事務局の当初予算関係の議案から
審査を行います。
　散会します。

午後　１時　６分　散会

令和８年３月２日（月曜日）

本日の会議案件

１　議案第４５号
令和８年度秋田県一般会計予算
（監査委員事務局及び労働委員会事務局の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

２　議案第１２０号
包括外部監査契約の締結について
（趣旨説明・質疑）

３　監査委員事務局関係の付託案件以外の所管事項
（質疑）

４　労働委員会事務局関係の付託案件以外の所管事項　（趣旨説明・質疑）

５　議案第４５号（再掲）
令和８年度秋田県一般会計予算
（出納局の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

６　議案第４６号
令和８年度秋田県証紙特別会計予算
（趣旨説明・質疑）

７　議案第５０号
令和８年度秋田県土地取得事業特別会計予算
（趣旨説明・質疑）

８　議案第９４号
秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案　（趣旨説明・質疑）

９　出納局関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

10　議案第４５号（再掲）
令和８年度秋田県一般会計予算
（建設部の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

11　議案第９２号
秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）

12　議案第１０８号
令和８年度都市計画事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	佐藤文也
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会 議 の 概 要

午前１０時２９分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

監査委員事務局長	三浦卓実
監査第一課長	今田康和
監査第二課長	渡部桂
労働委員会事務局長	高橋一満
審査調整課長	加賀谷修

委員長（会長）
ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。
初めに、監査委員事務局及び労働委員会事務局の当初予算関係の議案に関する審査を行います。
議案第１２０号を議題とします。
また、分科会では、議案第４５号のうち監査委員事務局及び労働委員会事務局に関係する部門の審査を行います。
監査委員事務局の関係課長の説明を求めます。

監査第一課長
【議案〔７〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）
次に、労働委員会事務局の関係課長の説明を求めます。

審査調整課長
【予算内容説明書により説明】

委員長（会長）
以上で説明は終了しました。
ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は、各事務局ごとに行います。
初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）
包括外部監査について、契約を結んだ監査人が自

ら監査する項目を決めるとのことですが、事務局の意向などは全く反映されないのでしょうか。監査人独自の判断に全てお任せすることになりますか。

監査第一課長

包括外部監査のテーマについては、包括外部監査人が自らの責任で決定します。

ただし、包括外部監査人から質問を受けたり、過去にどういったテーマで実施したかなどの照会を受けたりすることがあります。また、事務局から、参考にしていただきたい情報もありますので、そうした資料や情報を提供しながら、包括外部監査人がテーマを決定できるよう補助を行っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。あくまで監査人の判断であることは理解していましたが、広範に及ぶ事務の中から、どのようにテーマを選定されるのか気になったので、確認させていただきました。

もう一点、書面監査について、実地監査ほど数は多くありませんが、具体的にどのように行われるものなのか、お知らせください。

監査第二課長

定期監査については、実地監査を基本としていますが、２６１課所全てを実地で行うことは現実的に困難です。

したがって、本庁や地域振興局、東京事務所などについては毎年度実地監査を実施していますが、その他の地方機関や教育機関、高等学校については、２年または３年に１回のペースで実地監査を行うローテーションを組んでおり、そのほかは書面監査としています。書面監査は、予備監査の復命を常勤監査委員が決裁する形で行っています。

鈴木真実委員（分科員）

リモート監査について、以前は行われていなかったと思いますが、いつ頃から導入され、どういった基準で課所を選定して実施するのか、教えてください。

監査第二課長

リモート監査は、ＤＸの推進とコロナ禍を契機として、令和４年度から実施しています。

今年度は、秋田地域振興局以外の地域振興局や、普通科高校、県外事務所での実施を予定しています。

鈴木真実委員（分科員）

今年度は２５課所を予定しているようですが、予算と時間がある限りは、対面で監査を行う重要性は非常に高いと思います。コロナ禍での対応を踏まえて、２５課所についてリモート監査としたと思いますが、方針の見直しはしないのでしょうか。

監査委員事務局長

おっしゃるとおり、監査の本質は実地で行うことにあると思います。

例えば、いわゆる単独公署であれば、現場、現地を見ることが非常に重要になりますので――重要な試験場等もありますので、そういった課所は必ず実地で対応しています。

ただし、各地域振興局のように、現地を見る形ではなくて、委員と執行部間のやりとりをベースとする監査形態のところであったり、単独公署の中でも、学校のように、あまり現場の動きを確認する必要がない箇所については、限定的にリモート監査を実施している状況です。

リモート監査は、事務の簡素化やＤＸによる効率化を図るため、コロナ禍で試行的に実施したものですが、先ほど説明しました各地域振興局や現場の動きをあまり確認する必要がない単独公署については、今後も今回と同程度の課所数で、リモート監査を実施してまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

今後、さらにリモート監査の課所数を増やす予定はないと理解してよろしいでしょうか。

監査委員事務局長

現在の想定としては、令和８年度の対象課所数がほぼ上限と考えています。今後、別の要因が出てきた際には、増やすことを検討する可能性もあるとは思いますが、効率性を重視したリモート監査を最大限導入する観点から実施を予定しているものが、今回の箇所数です。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。ただ、何か問題が起きてから対応するのでは遅いというか……。監査というのは――監査委員事務局としての本質的な役割をきちっと押さえた監査の在り方を要望します。

監査委員事務局長

当然ながら、実地監査の前後で、現場を確認する必要が生じた場合には、リモート監査から本来の実地監査に切り替えて柔軟に対応します。

ご指摘いただいた点については、今後とも十分留意してまいります。

加藤鉱一委員（分科員）

今後ＡＩを活用していくといった視点はないのでしょうか。今はいろいろと進歩していますが、そういった視点はないですか。なければないでいいですが。

監査委員事務局長

現時点では想定していません。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で監査委員事務局及び労働委員会事務局の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

審査調整課長

【提出資料（１２月議会報告後の審査調整等の状況について）により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各事務局ごとに行います。

初めに、監査委員事務局関係について質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、労働委員会事務局関係について質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

初歩的な質問で恐縮ですが、委員会資料の４ページにある実情調査とは、どのようなものでしょうか。

審査調整課長

今回、公益事業の争議行為予告受付及び実情調査として、本県労働委員会に秋田県厚生農業協同組合――厚生連から、病院に関する争議行為予告が来ています。

私どもが行う実情調査としては、要求内容や争議行為に向けた動きなどについて、電話等で調査しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

争議行為予告の受付をして、その案件について――その案件の内容について実情調査をするのですね。

審査調整課長

おっしゃるとおりです。予告内容と要求内容等は事前に文書で提出していただいており、それらを基に電話等で組合側へ電話等で聞き取りを行っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。争議行為予告受付と実情調査がそれぞれ別の独立した手続きなのか、独自に実態調査などを行うものなのか疑問に思いましたので、確認させていただきました。ありがとうございます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で監査委員事務局及び労働委員会事務局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午前１０時５４分　休憩

午前１０時５６分　再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

会計管理者（兼）出納局長	小熊新也
出納局次長	佐藤寧
会計課長	近江賢治
財産活用課長	佐藤敬文
総務事務センター長	田口一郎
検査課長	鳴海勝哉

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

出納局の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第９４号を議題とします。

また、分科会では、議案第４５号のうち出納局に関係する部門並びに議案第４６号及び議案第５０号に関する審査を行います。

関係課長等の説明を求めます。

会計課長

【議案〔５〕及び予算内容説明書により説明】

財産活用課長

【議案〔５〕、議案〔７〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

総務事務センター長

【予算内容説明書により説明】

検査課長

【予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課、センター一括して行います。

加藤鉱一委員（分科員）

会計課に伺います。新規でｅＬ―ＱＲ・コンビニ収納推進事業を行うとのことですが、今までコンビ

ニでの収納は行っていなかった、あるいは出来なかったのでしたか。

会計課長

県税については以前から対応していましたが、税外使用料――税金ではないものについても、コンビニで支払えるようにしたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

使用料ね。税金については口座振替――口座から自動的に振り替えたりする収納……。ここで言う使用料とは、例えば県の施設を借りた際の使用料など、どういった種類のものがあるのでしょうか。

会計課長

今回新規でｅＬ―ＱＲ・コンビニ収納を導入したいと考えている対象は、主に県から納入通知書を発行して徴収する使用料です。

例えば、出納局でいえば、行政財産の目的外使用料、いわゆる県庁舎に入居している団体が支払う部屋代などです。また、建設部でいえば、道路占用料、電柱や水道管などを設置する際に、１か月や１年、あるいは数年といった期間で許可を得て土地を占用する際の使用料などが該当します。これらを税と同様に、コンビニなどで、クレジットカードやＱＲコードにより支払えるようにしたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

口座振替の話だけれども、税金だと事前登録していれば口座から引き落とされるよね。

会計課長

県税には、口座振替の仕組みもありますが、こちらの使用料については行っていません。

加藤鉱一委員（分科員）

今回新規に計上されている９５２万５，０００円は、新たに発生する経費と見るべきなのか、あるいはどこかに掛かっていたものを合理化したことで、九百五十何万円で済んでいるのか、どう捉えればいいの。

会計課長

こちらは、これまで行っていなかった仕組みを新しく導入するためのものです。

加藤鉱一委員（分科員）

新しく発生する単なる経費増なのか、それとも従来の業務コストが削減された上での話なのか、その辺りを聞いている。

会計課長

掛かり増しとなります。

加藤鉱一委員（分科員）

掛かり増しだとすれば、我々としては、これまで掛けずに済んでいた費用を新しく投じることで、どういったメリットや利便性があるのかと考えてしまう。そこをどう説明するの。

会計課長

これまで、こうした使用料を納付していただく際は、指定金融機関や収納代理金融機関の窓口に納入通知書と現金を持って直接足を運んでいただく必要がありました。

これからもその方法での納付は可能ですが、今度は窓口へ行かなくても、届いた納入通知書からご自身のスマートフォン等でクレジットカードやＱＲコード決済ができるようになります。

さらに、これまでは金融機関でしか支払えなかったものが、コンビニや各種スーパーなどの公共料金受付窓口でも支払いが可能になります。

加藤鉱一委員（分科員）

つまり、県民の利便性を確保するためだと。納付書を持参しなくてもＱＲコード等で決済できる、つまり納税者にとっては金融機関等へ出向く手間や経費が無くなるとの解釈だよな。

ただ、執行部として単に九百何十万円を掛けっ放しにするのではなく、県民の利便性やサービス向上するメリットがあって導入する、と解釈していいの。

会計課長

おっしゃるとおりです。

加藤鉱一委員（分科員）

決済方法については、どのようなソフトで、どのように実施しているのかは私も詳しくは分からないが、毎年、どんどん進化しているよね。

単なる経費増として整理するのではなく、どのくらいの人や企業、組織がこの利便性を享受できるのか、その費用対効果を説明できるか。当初予算だから確認するが、対象件数はどのくらいを見込んでいるの。

会計課長

納入通知書の発行対象となる見込み件数は、約４万４，０００件です。これらの方々が、決められた営業時間内に金融機関に行かずとも支払えるようになるため、利便性向上につながるものと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

４万４，０００人の県民の皆さん、組織の代表の皆さん、会計をなりわいとする企業やその職員などが足を運ばずに済むようになることは九百何十万円掛けても、メリットとして、おかしくないと思います。

ただ、これで終わるのではなくて、素人考えかもしれないが、口座から自動的に引き落としを行うことができれば納付書も不要なのだから、次の段階として、そういったことができるかどうかまで、考えなければならないと思います。

この分野の政策については詳しくないので、今回の対応が早いのか遅いのか分からないが、予算を掛けて、４万何千人の県民の皆さんが金融機関に行く負担を減らすといっても、我々はほとんど今、金融機関へ行かずにスマホで決済するではないですか。

会計課長

使用料については税と異なり、継続して負担が生じるのではなく、一定の期間やタイミングで許可を得て使用するに当たって負担してもらうのが一般的です。口座引き落としの場合、継続して負担するものであればいいのですが、使用料はそうではないことと、口座振替するに当たっては手数料が掛かりますので、それらがネックになって、今まで実施できませんでした。

しかし、関係法令が改正され、令和８年９月から、地方税共同機構において使用料の収納も取り扱えるようになります。全国的に同じ手法で収納が可能になるため、今回県としても、その法律改正に伴う全国共通のシステムを利用する形で、本事業により使用料を徴収していきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

要するに、全国共通で今年から実施するものと理解していいのか。

会計課長

本件については、地方自治法の改正に伴う全国的な仕組みを利用する形となっています。

加藤鉱一委員（分科員）

最初、制度改正と説明で言っていたか。

会計課長

地方税共同機構……

加藤鉱一委員（分科員）

分かった。もう一点、窓口キャッシュレス決済推進事業について、１，０００万円ほど計上しているが、これは利用者が窓口でキャッシュレス決済を行った場合に、カード会社に支払う利用料か。

会計課長

こちらは、県の窓口で納付する手数料等について、クレジットカードやＱＲコードなどで支払えるようにする事業の予算として計上しています。

【何事か呼ぶ者あり】

会計課長

カード会社を経由して県に手数料が入ってくる仕組みとなります。

加藤鉱一委員（分科員）

この約１，０００万円は、カード会社に払う手数料だよね。

会計課長

そうです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

ｅＬ―ＱＲ・コンビニ収納推進事業について、先ほどの説明だと道路使用料などが挙げられて、それら使用料に係る納入通知書の発行が４万４，０００件とのことでしたが、県の公共施設の使用料などは件数に含まれないのですか。

会計課長

それらは納入通知書を発行するのではなく、使用する際にその場で現金により納めるものが大半ですので、窓口キャッシュレス決済で対応しています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの説明で、ｅＬ―ＱＲ・コンビニ収納推進事業については、公共施設の賃借料や道路の使用料などを支払う方々が対象であると理解しました。一方で、より幅広い一般県民の方々については、窓口のキャッシュレス決済などが整備されているわけですよね。

国全体の制度が移行していくことは理解できますが、このお金を掛けてまで実施する必要性についてはあまり――対象となるのは事業者などが中心であって、広く一般県民が対象ではないのではと感じたのですが、その辺りの考えをお知らせください。

会計課長

対象となるのは事業者が多いのですが、例えば、第二庁舎にある創業支援室の使用料なども納入通知書でお支払いいただくことがありますので、県民の方々が利用する機会もあると思います。

委員長（会長）

それは、ｅＬ―ＱＲ・コンビニ収納の方で支払うことになりますか。

会計課長

はい、そのとおりです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

私と執行部で、費用の掛け方や対象者に対する考え方、捉え方が少し異なっていると感じますが、分かりました。

鈴木真実委員（分科員）

今の話について、一番最初に説明を受けた際、やはりこれらについては補足の資料が必要だったのではないかと感じました。

新規事業で、かつ、予算規模も合計で２，０００万円なので、予算内容説明書による説明だけでなく、別紙の形で、現行の仕組みと、そこに何をプラスするのかが分かる資料を用意していただきたかったと思います。

例えば、先ほど出た地方自治法の改正など、事業の根拠も含めた細かい内容がパッと見て事前に分かっていれば、質問や議論ももっとスムーズに深まり、理解度も高まったと思います。これについては本来、資料を用意すべきだったのではないでしょうか。出納局長――会計管理者、いかがでしょうか。

会計管理者（兼）出納局長

確かに、内容説明書だけだと、全体像を把握するのはなかな難しいところがありました。２つの事業を並べますと、それぞれ似た機能もありますので、対象範囲なども資料としてお出しすれば、なお良かったと、今回の質疑応答を通じて感じました。

鈴木真実委員（分科員）

おそらく元となる資料はあるかと思いますので、後ほどそちらをご提供いただければと思いますので、後ほど提供いただければと思います。

会計管理者（兼）出納局長

後ほど提出させていただきます。

鈴木真実委員（分科員）

先ほどから、県民の利便性向上を目指した事業だとのお話がありましたので、その辺りもしっかり伝わる資料であることを期待しています。

加藤鉱一委員（分科員）

予算内容説明書の同じページにある公債費の考え方について、一時借入金利子として３，０００万円を計上しているが、予算を組む段階で金利上昇分を考慮して組んでいるの。

会計課長

令和７年度は０．６％で積算していましたが、今回の令和８年度予算では０．７％で積算しています。したがって、金利上昇分を考慮した上で計上しています。

加藤鉱一委員（分科員）

通常の起債であれば、ある程度固定された金利で調達していくと思うが、この一時借入金の金利はどのような仕組みなの。金利上昇の影響を受けるものなのか、それとも固定的な扱いなのか。

会計課長

一時借入金については、当座貸越契約を結んでおり、県が預けている定期預金の金利で借り入れることができる仕組みになっています。それを超えた場合に……

加藤鉱一委員（分科員）

０．７％と低い利率で済んでいるのは、定期預金を担保にした当座貸越の仕組みだからだな。納得した。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

財産活用課に伺いますが、行政財産使用料徴収条例の改正について、このタイミングで改正する理由をお知らせください。

財産活用課長

秋田県行政財産使用料徴収条例については、１つの法律と２つの条例とが関連しています。

具体的には、道路法施行令と、県の道路占用料徴収条例がありまして、そちらでは３年ごとに地価水準の評価替えに伴う道路占用料の改定が行われています。

行政財産使用料徴収条例についても、それに準じた形で改定を行っていますので、３年に１度のタイミングで改正をしています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。今回、その３年に１度の改正で使用料が引き上げられるわけですが、道路の評価とこの引き上げ額との関係について、どのような積算になっているのでしょうか。

財産活用課長

金額の積算については、道路法施行令で定められている額と全く同じ金額に設定しています。そのため、道路法施行令の改定に合わせて、本条例の金額も見直している形です。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、出納局関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

出納局次長

【共通資料「第２期あきた公共施設等総合管理計画（案）により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

鈴木真実委員（分科員）

個別施設計画について伺います。資料の２８ページなどに記載がありますが、職員公舎のうち東京の千早公舎について、こちらはどういった職員公舎なのでしょうか。単身用か世帯用かなど、形態について教えてください。

出納局次長（佐藤寧）

県から国の各省庁等へ出向している職員がいますので、そうした職員が利用する公舎となっています。

鈴木真実委員（分科員）

例えば一戸建てなのでしょうか、それとも集合住宅なのでしょうか。

出納局次長（佐藤寧）

千早公舎は集合住宅です。

鈴木真実委員（分科員）

東京などの首都圏や、あるいは大阪などにも公舎があると思いますが、それらについては所管している部局ごとに、今回提案や説明がされていると理解していいのでしょうか。

出納局次長（佐藤寧）

出向している職員の住宅については、出納局で一括して用意しています。

鈴木真実委員（分科員）

現在、東京をはじめとする首都圏では、家賃の高騰が非常に話題になっており、住宅が借りられない状況もあります。千早公舎は現段階でまだ築３０年

ですが、令和８年度から令和１７年度に向けて、廃止の方針とあります。この方針については十分検討された上でのことなのでしょうか。

出納局次長（佐藤寧）

十分検討はしましたが、維持には４億円、５億円と、億単位の費用が掛かってくる見込みであり、県で負担するには金額が大き過ぎるため、やむなく廃止と決定したものです。

鈴木真実委員（分科員）

大学の宿舎などでも、同様の問題が話題になりますが、やはり全体として莫大な費用が掛かるため、今回はやむなく――計画期間は令和１７年までですが、順次廃止していくと捉えていいのですね。

出納局次長（佐藤寧）

千早公舎が廃止された後も、職員の利便性を損なうことがないよう、借上公舎を確保して対応したいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

今の質疑に関連して、個別施設計画の２９ページに職員公舎（北秋田・脇神）があるよね。これも廃止対象となっているが、耐用年数が――経過年数が１９年と非常に少なく、まだ……。

廃止する方向で計画されているから、計画期間中の対応に記載されている、業務の見直しは当てはまらないだろうが、老朽化の視点に立てば、まだ新しいので使えると思う。

例えば、市町村が宿泊施設として、関係人口の創出や増加に向けて上手く利活用していく――そうした社会的な視点も、今後のあり方の検討に含まれていくのか。含まれるとすれば、出納局が進めていくのか、他の部局と連携して進めていくのか、その辺りの考え方を教えて。

出納局次長（佐藤寧）

おっしゃるとおり、脇神の公舎はまだ比較的新しい施設となっています。現在、秋田地区の職員公舎については廃止の方向で決まっており、その他職員公舎については各振興局と話し合っている最中です。方向性としては廃止ですが、時期等については未定です。

したがって、脇神の公舎についても、仮に廃止した場合に、民間に譲渡するのか、あるいは、市町村に譲渡するのかは、これから検討していくことになります。

なお、出納局は維持管理や修繕は行っていますが、公舎の在り方については総務部が主体的に行っていますので、総務部や、振興局を所管している、あきた未来創造部とも話し合いながら、進めていくことになります。県全体で連携しながら、公舎の今後の在り方について協議したいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

そうだと思う。出納局で管理しているとはいえ、こういった建物は経過年数が２０～３０年程度であれば手を入れれば十分に使える。公舎は、立地の良くないところにありがちだが、当県の場合は、意外と立地のいいところにあるから。

次長が話したとおり、廃止はするが市町村や関係部局と連携してどのように活用できるのか検討することが大事だと思うので、管理しているだけと言わないで、出納局から積極的に活用策を発信しなければならないと思うが、どうだ。

会計管理者（兼）出納局長

現在の公舎としての機能が廃止された後、次にどのような可能性を見いだせるかが重要であると考えています。

執行部としても、単に建物の老朽化や維持管理の観点からだけでなく、この立地からどういった利活用の可能性が見いだせるか積極的に発信してまいります。その上で、他部局や関係自治体など様々な視野から見えてくるアイデアを組み合わせ、単に廃止の２文字でゼロにしてしまうのではなく、地域にとって発展的な方向へとつなげていきたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの鈴木委員からの質問に対して、東京の千早公舎について、維持管理費が非常に掛かるとのことでしたが、公舎を廃止して新しく借り上げる場合にも、新たに費用は掛かるわけですよね。このまま維持していく場合に掛かる費用と、新たに借り上げた場合に掛かる費用の比較などはされていますか。

また、ほかの公舎についても同様に廃止した場合、その公舎があったエリアに職員が配置された際は、住宅手当などが発生するわけですから、その辺りも比較検討した上で計画を策定しているのか、お知らせいただきたい。

出納局次長（佐藤寧）

千早公舎を建て替えるとした場合は、５億円程度掛かると試算しています。一方で、建替えをせずに借上げとした場合ですが、借上公舎は現在、大体２５戸程あり、二千数百万円掛かっています。

建物は、建てればもうお金が掛からないわけではなく、何年か経過すれば維持修繕費が掛かりますので、比較をしたところ、建て替えるより借り上げた方が金額的なメリットが大きいと判断しました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

県内のほかの公舎などについても、そうした比較検討を十分にされた上での判断、内容になっているのですか。

出納局次長（佐藤寧）

県内の公舎についても、有識者会議等で意見を頂戴し、どうあるべきかを考えてきましたが、老朽化

に伴う維持管理の負担が非常に大きく、金額及び職員のマンパワーの観点からも、廃止の方向で意見が一致したところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの質疑でもありましたが、経過年数がそれほど経っていない建物については、廃止することで掛かるお金はなくなるけれども、新たな借上げなどで費用も発生するわけですから、総合的に考える必要があると思います。そういった視点を持って計画に当たってほしいと意見を述べて終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で出納局関係の所管事項に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、ここで、昼食のため休憩します。

再開は、午後１時１５分とします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時１４分　再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木	真実
委員（副会長）	今川	雄策
委員（分科員）	柴田	正敏
委員（分科員）	加藤	鉱一
委員（分科員）	加藤	麻里
委員（分科員）	加賀屋	千鶴子

説明者

建設部長	小野　潔
建設部建設産業振興統括監	近藤　雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野　優
建設政策課長	高橋雅昭
技術管理課長	出口和彦
都市計画課長	備前　亨
下水道マネジメント推進課長	熊谷　聡
道路課長	石川康樹
河川砂防課長	高杉英幹
港湾空港課長	千葉政幸
建築住宅課長	土橋吉秀
営繕課長	経徳康之

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

建設部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

議案第９２号、議案第９３号及び議案第１０８号から議案第１１９号まで、以上１４件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第４５号のうち建設部に関係する部門並びに議案第５５号、議案第５６号及び議案第６５号に関する審査を行います。

審査は、建設政策課、技術管理課及び都市計画課をまとめて、下水道マネジメント推進課及び道路課をまとめて、河川砂防課及び港湾空港課をまとめて、建築住宅課及び営繕課をまとめて行います。

それでは、建設政策課、技術管理課及び都市計画課関係についての説明を求めます。

建設部長

【提出資料により説明】

建設政策課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

技術管理課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

都市計画課長

【議案〔7〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

加藤鉱一委員（分科員）

建設産業入職促進・定着支援事業について、大体何人程度の就職を目指すのか、目標値はありますか。

建設政策課長

新規高卒者を１５０人、それから大学生等も含めて２０人、合計１７０人の新規就業者を目指しています。

加藤鉱一委員（分科員）

去年はこうした目標値はありましたか。去年は何人くらいの目標でしたか。

建設政策課長

新規高卒者を対象とした目標値として、１５０人としていました。

加藤鉱一委員（分科員）

実績はどのくらいでしたか。

建設政策課長

令和７年３月卒の実績で１４７人でした。平均して１５０人近くを確保しています。

加藤鉱一委員（分科員）

定着率は把握しているのか。

建設政策課長

どの時点の定着率かにもよりますが、全体の指標

として３年以内離職率がありまして、記憶の範囲ですが、概ね３割程度が離職していると認識しています。

加藤鉱一委員（分科員）

他の業種と比較しても、３割は標準的な水準だと思う。その範囲で収まっていること自体は、一定の成果だと捉えたいが、イベントを開催すること自体が成果ではない。目標数値を達成し、定着へつなげるための１つの政策に過ぎないのだから、開催して終わりとする考え方は捨てないと、なかなか定着には結びつかないだろうと思う。

その辺りのフォローも含めて、今回、新規の体験イベントと銘打っているわけだから、イベントで技能職を将来の選択肢として意識してもらえるかは、執行部のやり方次第ではないか。

それから、技能職は人材が足りていないので、外国人技能者の定着促進については、避けて通れないと思うが、技能職をどのように外国人に対してアピールしていくつもりなのか。

建設政策課長

これまでは、大工や型枠等の技能職への入職促進施策自体が行われてきていませんでしたが、昨今の人手不足の中、将来のインフラを担う技能職の確保は不可欠です。

技能職の仕事がどういったものかについて、高校生や求職者に十分認知されていない現状がありますので、職人の技などを見ていただき、入職意識を少しでも高めてもらえればと考えています。

また、どうしても高校生や新規就業者だけでは人手が足りませんので、外国人材も欠かせないと思っています。特に、重機を運転するオペレーターなどについては、非常に不足しているとの声が現場から届いていますので、建設部でもそういった分野での外国人材の活用に力を入れてまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

外国人をオペレーターとして活用するにあたり、県内の関係団体や建設業協会との連携もあると思うが、現在、県内にはどのくらいの外国人技能者がいるの。

建設政策課長

現在、県内には全体で３，９００人程の外国人がいらっしゃいますが、そのうち建設業関係者は３６５名で、全体の約９％程度と把握しています。

加藤鉱一委員（分科員）

秋田県への外国人の流入数は全国的に見ても非常に少ない状況にあり、議会の一般質問などでも度々議論されている。

しかし、秋田県が、全国で最も人口減少率が高く、若者の流出も加速することを前提として考えると、今後、労働力などの需要が右肩上がりに増えていくことは期待できないと思う。したがって、行政として、給与面などの課題も含めて、建設業協会などの関係団体とどのように連携し、外国人材と仕事のマッチングを進めていくのかが非常に重要だよね。

単に一過性の呼び込みで終わらせるのではなく、長い目で見て人材を育成し、地域に定着して働き続けてもらえる新規の取組みを行っていくべきだと思うが、その辺りはどのように考えている。

建設政策課長

建設産業団体との意見交換の中でも、人手不足が顕著であり、今後は当然、外国人も雇用していかなければならないと伺っています。

仕事量に関する課題もありますが、まずは何よりも人手不足の問題について、有効求人倍率が１０倍を超え、ほか産業と比較しても建設業の状況が一番厳しく、深刻だと受け止めています。

そのため、建設業協会などの業界団体とも意見交換を重ね、外国人施策に関しても様々な業界団体等の意見を聞きながら今回の施策を企画しました。今後は業界団体と一緒になって進めていきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

最後にするが、業者の方々にお話を伺うと、ここ数年は何とかなるが、その先は基盤整備などの担い手もいなくなってしまう、との声も聞く。現在、現場を支えている６０代後半から７０代前半の方々が引退してしまえば、事業の継続ができず、会社が潰れてしまうとの切実な話が出ていて、非常に深刻な事態だ。

重機オペレーターについても、ＩＣＴ建機の活用などが進んでいるが、どうしても手作業でしか対応できない場面は出てくると思う。そうした現状も含めて、業界団体とよく話し合い、人材の育成や就労の体制づくりをしっかりと進めていただきたいと考えるが、部長はどのように考えているか。

建設部長

確かに、向こう２、３年、あるいは５年程度であれば、現在の体制で何とか維持できるかもしれないが、１０年後となると想像もつかないほど深刻な事態になっているのではないかとのお話は伺っており、相当の危機感を持っています。

県内のあらゆる業界で人手不足が生じていることは承知していますが、限られた少ないパイを単純に奪い合っている場合ではありません。業界団体と議論を重ねることはもちろん、他業界の動向や先進的な取り組みにも高くアンテナを張り、情報を収集していく必要があると考えています。

秋田県が置かれている状況や、全国的にも外国人材の流入が非常に少ないという現状を正しく認識し

た上で、今回、新規施策を提案させていただきました。外国人労働者の受け入れに関しては、建設部だけでなく、産業労働部も注力している分野ですので、関係部局とも緊密に意思疎通を図りながら、最適な手法を模索していきます。

単に労働力を他所から補うとの発想では、早晩、どこかが破綻してしまう可能性がありますので、外国人にとっても、また受け入れる企業側にとっても、どのような形が最も望ましいのか検討する必要があります。また、外国人が多数流入することで、地域コミュニティに大きな影響を与えるといった話も耳にしますので、そうした点にも十分に配慮する必要があると考えています。高市内閣の方針などにも注視しつつ、必要なところにしっかりと必要な人材が行き渡るよう、取り組んでまいりたいと考えていります。

今川雄策委員（分科員）

今の質疑に関連して、先ほど説明があった建設産業活性化促進事業の（１）及び（２）について、お伺いします。

１点目として、先ほど外国人材のお話もありましたが、継続事業で、高校生を対象に、早い段階から建設業への就職や進路に関心を持ってもらおうと、各地域振興局も含めて取組みをされていると思います。

昨年、当委員会で湯沢雄勝地域へ行った際、地元の建設業協会女性部などと勉強会をさせていただきましたが、「早い段階からの声かけや、関心を持ってもらうための地道な努力をしているが、あくまで高校生に特化した取組みだ」とのお話がありました。

一方で、先日公表されたとおり、国土交通省が、２０２６年度の担い手不足解消に向けた方針を固め、来年度から小中学生、あるいはその保護者の関心を引きつける取組を進めていくとの話も伺っています。

同省の方針を鑑みると、高校生を対象とすることも良いのですが、義務教育の段階での取組みを行おうとする議論は、これまでなかったのでしょうか。

建設政策課長

小中学生の段階から種をまき、原体験として建設業に触れて理解を深めてもらわなければ、高校生になってから急に関心を持ってもらうことは難しいと考えています。

実は、全県的な取組として、各地域振興局や建設業協会が、幼児や小中学生を対象とした、重機の試乗体験や勉強会などを開催しています。また、除雪機械の安全祈願祭の際に、地元の幼稚園児や小学生を機械に乗せて触れ合ってもらうといった取組みも行っています。

各地域振興局の重点事業の中でも、地元の建設業協会などと連携し、小中学生に向けた事業をしっかりと確保して進めてきており、今後も継続して力を入れていきたいと考えています。

新秋田元気想像プランにおいて、焦点を高校生に当て、目標を１５０人と掲げていたほか、今回、女子高校生を対象とした新規事業を打ち出したため、高校生向けの事業が少し目立っているかもしれませんが、これまでどおり、小中学生向けの取組みもきちんと進めてまいりたいと考えています。

今川雄策委員（分科員）

本当にそのとおりだと思います。高校生になる前の早い段階から関心を持つことが、建設業に限らず、将来の進路を考える上で重要な道しるべになるのだろうと思います。

もう一点、県内の工業高校や学科が大分集約されました。昔と違って総合的な学科とする扱いになっていますが、工業科の生徒たちは、建設業を専門的に学ぶため、建設業関係分野に進むことが多いのだろうと思います。しかし、現在は、工業科や農業科が少なくなってきているので、普通科の生徒にも少し働きかけていく必要があるのではないかと思います。

また、先ほど１つ目の質問の際にお話しした、雄勝建設業協会女性部の話で、湯沢翔北高校の女子生徒を対象に、学校へ伺って一緒に作業をするなど、女子に特化した建設業のＰＲ活動を行って、実際に何人か入職に結びついたとのお話も伺いました。

そういった意味で、普通科の生徒へのアプローチについては、教育委員会の所管する話にもなると思いますが、建設産業活性化センターとの連携も含めて、普通科に対してもこうした取組みを少しずつ行っていっている中で、今後、さらに拡大していく方針があるのか、どのように認識されているのか、お伺いします。

建設政策課長

ご認識のとおり、今後は生徒数が減少していくため、人材確保の観点から、これまでも高校で出前説明会を行っており、工業系の高校だけではなく、普通科に力を入れていこうと、五城目高校や雄物川高校、聖霊学園などの普通科高校でも説明会を行っています。

また、女性の場合、事務職におけるデジタル関係の業務などで、力仕事でなくても十分に力を発揮できる分野があります。また、現場に出たとしても、ＩＣＴの活用が進んでいるため、かつてのような過酷な労働環境ではなくなりつつあります。

普通科であっても、女性であっても建設業に就職できる状況であるため、今後は普通科高校も含めてさらに力を入れていきたいと考えています。

柴田正敏委員（分科員）

大工の話題が出ましたので、私からもお伺いしま

す。

現在、大工と呼ばれる方々の働き方には様々なパターンがあると思いますが、大きくは２つに分かれます。

我々の世代の大工は、親方のところに弟子入りをして、何年か住み込みで技術を学び、そのままそこの工務店に所属してずっと大工仕事をしてきた人たちです。何日も何か月も現場に通って１軒の家を建てていく、これが私たちの知っている家を建てる際の流れでした。

しかし、最近は何とかホームといったハウスメーカーが主流になり、あっという間に家が完成してしまいます。柱を立てる際も、１本ずつ立てて組み合わせるのではなく、部位ごとに工場で製造し、それを大型トラックで運んできてクレーンで組み立てていく手法に変わったのです。現在はそうした工法が流行っているように見えますし、話を聞くところによれば、資金計画の手配から何から、会社側がすべてサポートしてくれるとのことです。そのため、最近は、昔ながらの大工仕事があまり表に出てこない状況が目立っています。

本来であれば、昔ながらの大工の仕事は素晴らしいものだと思いますが、なかなか日の目を見ない、あるいは認知されにくい現状があります。執行部として、伝統的な大工仕事の価値や魅力をどのように伝え、広めていこうと考えていますか。

建設政策課長

おっしゃるとおり、最近の経済紙などを見ますと、大手のハウスメーカーが、今後の人口減少や職人不足を見据えて、工場で製造した部材を現地で組み立てていくプレキャスト化を進めている記事をよく目にします。

そうした状況下ではありますが、伝統的な大工をはじめとする昔ながらの技能職の方々も、当然ながらまだ求められており、特に、様々な修繕等においては、職人の技術に頼らなければならない場面が多いと思います。

一方で、技能職の魅力については、多くの若者に理解されていない面もあります。そのため、今回の技能職に係るイベントでは、職人たちが実際に作業している現場を見ていただき、プロフェッショナルの技術を目にすることで、技能職はすごいのだと、感じていただきたいと思っています。

それでも、将来的な人口減少の中で、職人を最後まで十分に確保できるかといえば、長期的な視点では厳しい状況だと思います。県として、できる限りそうした伝統的な職人を確保できるよう取り組んでまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今の質問に関連して、今回の新規事業である、技能職魅力体験イベントについて、そこに着目したのは非常に良かったと思います。

これまでも議論がありましたとおり、建設関係の方々からも、建物の外枠は出来ても、内装などを仕上げる大工などの技能職がいなければ、結局は建物が完成しないとお話を伺っていました。私自身、そこまでの認識がなかったので、今回の着眼点は素晴らしいと感じています。

ただ、この取組みを一過性のイベントで終わらせてほしくありません。鹿角建設業協会での勉強会では、高校生が、一緒に物を作る、修繕をする経験を通じて、初めて、達成感や喜びを感じて、将来的にその職業に就くケースがあったと伺いました。

そのため、イベントだけで終わらせずに、実際に作業を体験する機会を設けるなど、受け入れる現場側も少し大変だと思いますが、そうした実践的な取組みに力を割いて、より濃密な環境を作って入職者を増やしていく取組みが、今まさに必要なのではないかと強く実感しています。

今回の取組みを実施するにあたり、今後のさらなる展開として、そうした実践的な体験の場を設けるなどは考えられないか、見解をお知らせください。

建設政策課長

今回企画したイベントですが、まさに体験を重視し、お呼びする職人の方と一緒に作業ができる内容を想定しており、ただ話を聞くだけでなく、実際に体験してもらうことを考えています。

実際に身体を動かして物を作った経験は、将来の職業選択において非常に有力な材料の一つになると思いますので、そうした形で進めてまいります。

また、今後さらに実効性を持たせるために何ができるかについては、まずは今回のイベントを実施した上で、改良していきたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

本当に切実な問題ですので、建設業界の方々の意見も伺いながら、一緒に問題解決のために考えていかなければならないと思っています。

ぜひ、今後とも丁寧に様々な方の声を聞きながら進めていただきたいですし、私たちも一緒に考えていきますので、検討をお願いします。

加藤麻里委員（分科員）

加賀屋委員の質問に関連して、今のお話を聞いていて、子どもたちが実際に体験することは非常に良いことだと改めて思いました。

新年度予算でも、先日の洪水などの様々な災害を受けて、校舎等を補修する予算が計上されている高校が２、３校あったと思います。そうした学校での工事の際、着工前に責任者の方から、どういった作業を行うのかを生徒の皆さんに説明したり、一緒に作業を体験したりする時間を設けていただけると、

非常に良い機会になるのではないかと思います。

小中学校も同様に、県の予算ではないケースもあるかもしれませんが、様々な修繕等の機会がありますので、そうした場面を捉えて、工事を請け負った方々のお話を子どもたちが聞く機会を設けることで、状況が大きく変わってくると思います。なぜなら、子どもたちが授業を受けながら必ずその工事を目にするわけですから、あらかじめ説明を聞いていることで作業員の方々とコミュニケーションが取れるようになるだけでも、意識が変わってくるはずです。非常に大事な視点だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう一点、外国人材についてお伺いします。３月１日に行われた各高校の卒業式には、皆さんも出席されたと思いますが、正直、感動しつつも、このうち何人の生徒が秋田に残ってくれるのだろうか、県内就職者は何人だろうと、県内就職者数などのデータを見ながらつい考えてしまいました。

やはり、何と言っても、建設業の分野において人が絶対数として足りないことは間違いありません。私の住む美郷町では、外国人技能者を雇用している企業などないだろうと思っていたのですが、思いのほか非常に身近な会社で、社長自らがインドネシアまで出向いて人材を連れてこられているとの話を伺いました。その社長は、日本に来たら宗教も食文化も違うのだから、好きなものを食べなさいと温かく迎えているとのお話でしたが、この外国人の受入れ課題は、業界の皆さんが高い関心を持ち、何とかしなければならないと肌身で感じていると思います。

そこで伺いたいのですが、今回示されている、定着に伴う費用の一部助成とは、具体的にはどのような助成なのでしょうか。

建設政策課長

外国人材の確保対策については、基本的には産業労働部で行っていますが、今回、建設部としても新規に予算要求をしました。

現在、産業労働部には、就労生活環境整備、日本語教育支援、そして定着共生支援といった、外国人材が安心して暮らせる環境構築への直接的支援を行っています。今回、建設部として何ができるか、産業労働部と意見交換を重ねるとともに、建設業界の方々へ、何に困っているのかをヒアリングしました。

その結果、産業労働部の補助対象外となっている経費が多々あり、例えば、受入申請の手続きにかかる人件費といった間接的な経費、配送料や振込手数料、あるいは法令で義務付けられている各種経費など、外国人を雇用することによって発生する様々な掛かり増しの経費が企業の大きな負担になっているとの声がありました。

特に建設業界独特の仕組みとして、ＣＣＵＳといって、職人の職歴を記録するシステムがあり、これらは外国人本人が手続きを行うのは難しいため、受入企業の担当者が代行することになりますが、その事務作業にかかる人件費も負担となっています。

こうした事務的及び間接的な経費を少しでも補助、支援していきたいと考え、今回このような事業を組み立てた次第です。

加藤麻里委員（分科員）

ありがとうございます。定着に伴う費用の一部を助成するとのことだったので、もっと別な形のものをイメージしていましたが、システムへの職歴の記録といった実務的な負担への支援なのですね。よく分かりました。

加藤鉱一委員（分科員）

委員会資料の８ページに記載のある、秋田県電子入札システムについて、以前も話したが、秋田市が加入していない。今回、藤里町と東成瀬村が導入することになり、改修及び運用保守に充てる費用として、約４，０００万円が計上されているわけだよね。

以前の説明では、県人口の約３割を占める秋田市は、独自のシステムを持っているため加入しないとのことだったが、県としても秋田市が加入した方が、コスト面で絶対効率的だし、秋田市にとってもメリットがあるはずだ。県としては、これまで秋田市に対してどのように加入を呼びかけ、取り組んできたのか。

技術管理課長

おっしゃるとおり、秋田市では、令和６年度から独自の電子入札システムの運用を開始しており、令和１０年度までの５年間は現在のシステムを運用する予定となっています。それ以前も別の市と同様に独自のシステムを運用しており、通算で１０年程、県とは別のシステムを運用している状況です。

また、ご指摘のとおり、秋田市が県のシステムに加入した場合、現在、県と市町村の運用保守費の割合は人口割で算定しており、県の負担分がほぼ６０％となっているところ、秋田市が加わることで、ちょうど人口割が半々になるため、持ち出しが１０％減ることになります。

ただ、既に自前でシステムを持っている秋田市に対しては、藤里町や東成瀬村と異なり、単に電子入札自体の有利性を説明してもあまり響きません。そのため、県のシステムへ移行することによって、秋田市が現在負担している年間の保守管理費がどれだけ削減できるか、また、県が一括して運用保守を担うことで秋田市側の事務作業が不要になるという点などを訴えていく必要があります。

秋田市の現行システムは令和１０年度までの運用ですので、令和１１年度から新たなシステムへ移行するとなれば、令和９年、１０年に検討を進めるこ

とになると思います。そこを見据え、令和８年、９年に秋田市の状況をヒアリングし、県のシステムの方が有利であると、資料を作成してＰＲしていきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

秋田市を除けば、ほぼ令和７年度、８年度で、全県の市町村が県のシステムに加わる目処が付いていることが肝心なところだよね。

秋田市もいずれは自前システムを改修しなければならない時期が来るだろうし、今、課長からもメリットをきちんと説明していくとの話があったが、一体的に運用することは県にとってもメリットになるわけでしょう。金銭面も含めた具体的なメリットを精力的に訴えてもらいたい。

人口減少下において、こうした行政システムは一本化すべきだし、その方が効率性や将来的なことを考えても良いわけだから、こちらが、お前たちは独自のシステムを持っているから入らないのだろうと、最初から構えていては全く話が進まないと思う。

課長は令和９年、令和１０年を見据えてと話していたが、もう少し精力的に、丁寧にアプローチしていく姿勢が必要なのではないか。これは昨年も同じ話をした記憶があるが、建設部長、この問題について、決着をつけられないものか。

建設部長

以前、技術管理課長を務めていた時も全く同じ問題に直面し、秋田市に説明などしたのですが、やはり、独自システムを持っていることの優位性を主張されました。

その独自システムの優位性とは、これまで使ってきた慣れや使い勝手の良さといった部分で、県や秋田市以外の市町村が導入しているシステムへ、自分たちが新しく加入することに対する抵抗感があったようです。

先ほど技術管理課長からも申し上げましたが、秋田市が現行システムの更新を検討を始めるであろう、令和８年、９年のタイミングで、県としてしっかりと仕掛けていく必要があります。全県的なスケールメリットを発揮させるためには一緒にやるべきだと、不断のプッシュをもって秋田市へ訴えていきます。

こういったシステムが全県で統一されれば一番良いわけですが、それは発注者側だけにメリットがあるわけではありません。現状、市と県で入札のやり方が違うために苦労している受注業者の負担を軽減できる点も踏まえて、丁寧に説明をしていきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

今、部長と課長から、しっかりと取り組んでいくと伺ったので理解はした。

ただ、秋田市は独自システムに慣れがあり、それを変えることに抵抗があるのは分かるが、だからこそ、丁寧にお互いのメリットを提示し合って、政治決着まで持っていく必要がある。これは現場レベルの調整が第一義ではあるが、ずっとこのままであれば、いつまで経っても受注業者が大変だから、今の時代、こうしたシステムは統一へと向かうべきだと思う。

残すは秋田市だけとなったので、幹部の皆さんも令和８年、９年、１０年を目指して、しっかりと取り組み、成果を出していただきたい。

建設部長

これまで秋田市の部長レベルにはお話をしていましたが、副市長などにお話することも検討したいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

都市計画課にお伺いしますが、委員会資料の（２）都市公園安全安心事業で、県立都市公園あり方検討業務とありますが、これはどのぐらいの期間をかけて検討されるのか、また、その方向性についてお知らせください。

都市計画課長

あり方検討業務については、急速な人口減少や少子高齢化、公園施設の老朽化、さらには将来的な財政規模の縮小などを見据え、持続可能な行政サービスを提供するために取り組む必要があると考え、予算を計上させていただいたものです。

この検討にあたっては、学識経験者や利用者の代表を交えた委員会形式で取り組んでいきたいと考えています。委員会を計５回ほど開催しまして、その中で利用者へのアンケート調査を実施したり、実際に現地を視察して状況を把握していただいたりする予定です。令和９年２月か３月頃までかけて、じっくりと検討してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今のご説明から、持続可能とは言いながらも、どちらかといえば縮小の方向に向かっていく印象を受けました。

例えば、管理区域を縮小する――民間に委託するとなった場合、クマをはじめとする鳥獣被害が昨今大きな課題になっている中で、民間企業が、現在と同じように管理ができるイメージが湧かず、現実的には厳しいのではないかと思います。

今回の検討は、単に管理区域の縮小だけを目的にしたものではないと確認しましたので、住民が本当に安心して利用できる施設、公園であるかと併せて、周辺住民の安全確保の面も含めて、ぜひ検討していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

都市計画課長

県立の３公園ですが、主に市町村の区域を越える

広域的なレクリエーション機能を持っているため、広域公園に位置づけられています。

この３公園には、ヘクタール規模の計画区域がありますが、実際に現在、一般に供用している区域はそのすべてではなく、供用できている区域と、未供用の区域があります。未供用区域については、当然整備をして――手をかけていませんので、基本的には森林のままの状況にあります。

しかし、そうした未供用区域であっても、道路に隣接している場所では木が倒れる危険などがあり、お金をかけて巡視や巡回といった作業が必要となっています。また、供用している区域でも、利用率が低くあまり使われていない区域があると認識しています。

そのため、そうした区域について、このまま供用を続けていくべきか、利用者に活用してもらう方法があるか、といった点を委員会にお諮りしたいと考えています。もし機能として必要性が低いと判断された場合には、立入禁止などの措置をとることで、可能な限り維持管理費用を抑えられる運営手法を検討してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。使われていない区域があることについてもそうだろうなと思います。

ただ、敷地自体は地続きになっていますから、管理区域としない、供用しないことにしたとしても、安全面の対策は当然必要になってきますので、ぜひ丁寧な検討をお願いします。

鈴木真実委員（分科員）

私も県立都市公園あり方検討業務には非常に興味を持っています。

これについては検討委員会を設けてスケジュールを立て、来年の２月から３月までに在り方の方向性を示したいとのお話がありました。日程については色々な考え方があるかと思いますが、人口減少への対応や、知事が年頭に掲げた３つの課題のうちの１つである観光振興の方針を踏まえると、この県立都市公園の在り方等についても、建設部にとっては、人を呼び込むための非常に大きなキーワードになるのではないでしょうか。

そこで、この整備を通じて何を目指すのか伺います。先ほど継続または廃止の話もありましたが、単に存廃の二択だけではないと考えておりますので、目指す方向性についてもう一度お答えください。

都市計画課長

おっしゃるとおり、最初から縮小ありきで検討を進めるわけではありません。いかに効率的、効果的に管理運営ができるかといったところを考えてまいりたいと思います。

現在、公共施設等総合管理計画の中で、施設の集約などについても検討を進めており、今のところ既存の施設についてはすべて存続していく方針です。

しかし、そうした施設についても存続するのが良いのか、あるいは見直すべきなのかといったところも含めて、委員会の中で検討する予定です。

鈴木真実委員（分科員）

今の話を踏まえると、あり方検討会で一度提案してもらい、その結果が出てから県として次の手を打っていくことになるのでしょうか。

都市計画課長

検討結果を、今後の維持管理に生かしていく形で進めていきたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

先ほどから維持管理や存続の話が続いていますが、県立都市公園の在り方を検討することを通じて、今後、県が伸びていけるのかが大切だと考えます。

例えば、マーケティングの視点を取り入れるなどして、成果を重視する方向へ持っていくべきではないでしょうか。本来、人を集める場所として整備したわけですから、その本来の目的に沿った検討の在り方をきちんと定めて進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

都市計画課長

現在の３公園は、整備されてからかなりの時間が経過しています。最も早く供用を開始した小泉潟公園は昭和５０年開園ですので５０年以上、中央公園も昭和５６年ですので四十数年経過しています。

そのため、施設を整備した当時と現在とでは住民ニーズも変わってきております。今後はどういった機能を持たせ、いかに特色を出して多くの利用者に足を運んでもらうかといったところも、もちろん併せて考えていきたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

公園の在り方にまで踏み込んだ形での予算計上は、これまで他に事例がありましたか。

都市計画課長

これまでは、ここまで深く踏み込んだ検討はなされてこなかったと思います。

鈴木真実委員（分科員）

その意味でも新規性のある事業だと伝わってきました。建設部長、この件は、非常に重要な部分だと思いますが、いかがでしょうか。

建設部長

大変重要なご指摘をいただき、ありがとうございます。

単純に規模を縮小していくだけでは、県民の皆様に対してネガティブなメッセージしか伝わらなくなってしまいます。したがって、これからどんどん人が来てほしい、たくさん使ってほしいといったポジティブな情報を発信していくべきで、そのためにも、

各公園の特徴を前面に出していく必要があると考えています。

実際、現在の取組みとして、例えば、北欧の杜公園のＳＮＳ等をご覧いただきますと、非常にポジティブ内容が頻繁に更新されています。こうした取組みをさらに深めながら、単に施設を集約する、廃止するといった後ろ向きな議論に収束させず、地域が明るくなる方向で建設部としても発信していければと考えています。ぜひ後押しをいただけますと幸いです。

鈴木真実委員（分科員）

力強いお言葉をいただきましたが、そうであるならば、来年の２月、３月まで引き延ばすのではなく、今年の１２月までなど、より早い段階での在り方の提案が欲しいと考えます。いかがでしょうか。

都市計画課長

頂いた前倒しのご意見を持ち帰り、スケジュールと内容についてさらに検討していきたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

当初予算関係資料の５ページ目について伺います。令和８年度と令和７年度を比較すると、公共事業費等について、５３億３，５２０万円余の大幅な減額になっています。

先日の川邉委員の一般質問への答弁では、約９０億円、割合にして約１０％公共事業費が減っているというお話でしたか……

【何事か呼ぶ者あり】

鈴木真実委員（分科員）

補正予算も合わせて９０億円の減額ですが、では残り３７億円はどこの数字を見ればいいのでしょうか。

【何事か呼ぶ者あり】

建設部建設産業振興統括官

今回、全体で約９０億円ほど公共事業関連予算が減額となっていますが、そのうち当初予算ベースでのマイナス分がご指摘の約５３億円です。残りの部分については、前年度の国補正予算と比べて、３８億円ほど減っているため、合わせて約９０億円となります。

鈴木真実委員（分科員）

秋田県の経済を好景気に持っていくため、また、安全・安心で豊かな生活を実現するためには、公共インフラの整備を含め、建設部が担う役割は非常に大きいと思っています。また、働く環境の改善や雇用の安定を前へ進めていく上でも、建設部の各種事業は大きな影響を及ぼすと考えています。

今回、約５３億円３，５００万円、あるいは全体で約９０億円減額の数字が出ていますが、当初予算の編成通知における５％シーリングを超える大幅な減少となっていますので、この点について、建設部としてはどのように整理されているのか、教えてください。

建設部建設産業振興統括官

資料の公共事業（補助事業）の項目について、今回比較対象としているのが令和７年度６月補正後の予算額です。これは、国の内示を全て反映させた事業費であるため、最も大きな数字となっています。

そのため、まだ国の内示が全額反映されていない令和８年度当初予算と単純に比較すると、どうしても当初予算の数字が低く出ざるを得ない構造になっています。

令和７年度の内示額は約２６０億円であり、それを踏まえて編成した令和８年度当初予算は約２６２億円となっています。数字的には３８億円ほどの減額に見えますが、これについては国からの内示等を見極めて、適切な数字を計上しています。

また、県の方針として、実質負担額、あるいは地方債の新規発行の抑制が掲げられていますので、それらを加味しつつ、県単独事業については、地域経済の発展と公共事業の推進に支障が出ないよう、最低限のボリュームを確保した内容であると認識しています。

鈴木真実委員（分科員）

以前、補正予算審査の際に、公共事業における当初予算と国の内示に関する資料を提供いただき、ありがとうございました。

それを見ますと、道路、河川及び港湾空港事業などでは内示率が１２６．６％や１０８．４％と高くなっている一方で、建築住宅、河川砂防、下水道及び都市計画などの分野では、満額の内示が来ていない状況が見て取れます。これについては、県の事業の状況や国の予算の在り方等によって数字に差が出るのだろうと思います。

しかし、１２月議会で話したとおり、やはり国への要望はフェイス・トゥ・フェイスで、秋田県の実情がこうだから、この予算が必要なのだと、きちんと伝えてほしいと思います。年に２回、知事や国会議員の先生方が行う形式的な要望だけでなく、担当者の皆さんが自らの口で、やり取りをしていただきたいと思います。

今回の川邉議員の一般質問でも、この点が質されており、建設部としての今後の取り組み方や思いについて、精力的に進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

建設部長

おっしゃるとおりだと思います。年２回、春と秋に行う、ある程度形式化された要望活動では、どうしても限界があります。

いかにして秋田県に国費を多く呼び込むかとの１点において、やはり担当者レベルでの意思疎通が不

可欠です。
　今年度、様々なところから、また、様々な委員の皆様から同様のご指摘をいただいておりますが、国の方とどのような形で要望を行えば、秋田県にとって最も有益なのかを、日常的に担当者レベル、あるいは課長レベルといった様々な階層で意思疎通しながら進めていくことが重要だと思います。
　私も先月やそれ以前に、国土交通省へ赴き、国側と、これこれこういうやり方では秋田県は非常に困るといった生々しい実情を直接お話ししてきました。こうした不断の取組みや、アンテナを高く持っておく姿勢は継続すべきだろうと考えています。
　密に連絡を取り合うことで、より多くの国費を確保でき、また有益な情報を掴むことができます。逆に疎遠にしてしまうとそれらができませんので、国とのホットラインとなるコネクションを大事にしながら、来年度と言わず、今後ともしっかりとやってきたい思います。

鈴木真実委員（分科員）

　所管等でこういうところに行ってきましたと報告いただければ大変ありがたいですが、そうでなくとも、来年の予算編成等で、地道にやっていることが形になって見えることを期待しております。建設部を挙げて頑張っていただきたいです。
　内示率は１１１．６％とのことですが、このパーセンテージを少しでも引き上げていただくための不断の努力こそが、県民の利益へとつながっていきますので、どうぞよろしくお願いします。

委員長（会長）

　ほかにございませんか。
　【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

　以上で建設政策課、技術管理課及び都市計画課関係についての質疑を終了します。
　審査の途中ですが、本日の審査はここまでとします。
　本日はこれをもって散会し、明日、午前１０時から委員会及び分科会を開き、引き続き、建設部関係の審査を行います。
　散会します。

午後　２時４７分　散会

令和８年３月３日（火曜日）

本日の会議案件

１　議案第４５号（再掲）
令和８年度秋田県一般会計予算
（建設部の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

２　議案第５５号
令和８年度秋田県能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計予算　（趣旨説明・質疑）

３　議案第５６号
令和８年度秋田県港湾整備事業特別会計予算
（趣旨説明・質疑）

４　議案第６５号
令和８年度秋田県下水道事業会計予算
（趣旨説明・質疑）

５　議案第１０９号
令和８年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について（趣旨説明・質疑）

６　議案第１１０号
令和８年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明・質疑）

７　議案第１１１号
令和８年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について
（趣旨説明・質疑）

８　議案第１１２号
令和８年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について
（趣旨説明・質疑）

９　議案第１１３号
令和８年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担について
（趣旨説明・質疑）

10　議案第１１４号
秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（趣旨説明・質疑）

11　議案第１１５号
秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（趣旨説明・質疑）

12　議案第１１６号
米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

13　議案第１１７号
米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について　（趣旨説明・質疑）

14　議案第１１８号
令和８年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明・質疑）

15　議案第１１９号
令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担について　（趣旨説明・質疑）

16　議案第４５号（再掲）
令和８年度秋田県一般会計予算
（出納局の関係部門）　（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	佐藤文也
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会議の概要

午前　９時５５分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委員（副会長）	今川雄策
委員（分科員）	柴田正敏
委員（分科員）	加藤鉱一
委員（分科員）	加藤麻里
委員（分科員）	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	小野　潔
建設部建設産業振興統括監	近藤　雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野　優
建設政策課長	高橋雅昭
技術管理課長	出口和彦
都市計画課長	備前　亨
下水道マネジメント推進課長	熊谷　聡
道路課長	石川康樹
河川砂防課長	高杉英幹
港湾空港課長	千葉政幸

建築住宅課長　　土　橋　吉　秀
営繕課長　　経　徳　康　之

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

昨日に引き続き、建設部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

初めに、下水道マネジメント推進課及び道路課関係についての説明を求めます。

下水道マネジメント推進課長

【議案〔５〕、議案〔７〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

道路課長

【議案〔５〕、議案〔７〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

下水道マネジメント推進課にお伺いします。予算編成方針の（１）にインフラの老朽化への対応が挙げられていて、昨今の他県での様々な事例などを見ても、妥当な方針だと思います。

説明の中で、修繕などについてお話しいただきましたが、当然ながら修繕を実施する前に点検や調査が必要になると思います。その点について、どう対応されるのか、お知らせください。

下水道マネジメント推進課長

施設の老朽化対策については、ストックマネジメント計画を策定し、５年に１度のサイクルで見直しを行っています。

具体的には、管渠のうち、腐食のおそれがある環境下にある箇所について５年に１回、それ以外の一般環境下にある箇所については７年に１回の頻度で点検を行っています。そして、その点検結果に基づいて補修計画を策定しています。

また、処理場やポンプ場についても、状態監視保全や時間計画保全、事後保全といった種類に分類し、定期的に調査及び点検を行っています。

なお、電気設備については、外見上から故障や腐食、劣化の状況が見えづらいため、時間計画保全の観点で、標準耐用年数の１．５倍から２倍を目安に機器の交換を行っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そのストックマネジメント計画は何年ほど前に策定されたものでしょうか。

近年他県で発生している事例なども鑑みると、５年に１回、７年に１回の調査頻度や、対象とする施設の規模などについて、更なる見直しが必要になるケースがあると思います。そうした点について、どういった検証を経て現在の調査方法になっているのか、お知らせください。

下水道マネジメント推進課長

管渠については、管径に関わらず、腐食環境下にあるかどうかを基準として、５年に１回の点検を行うこととしています。

これに加え、緊急輸送道路に埋設されている管渠や、河川や鉄道を横断している管渠については、重要な管渠と位置づけ、同様に５年に１回の頻度で点検を行っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

それでは、現段階においては、５年に１回の調査スパンを変更しなければならない事例は県内では発生しておらず、現行の計画に基づいて適切に実施していくと認識してよろしいですか。

下水道マネジメント推進課長

現在、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国において点検方法や頻度の見直しに向けた検討が進められており、恐らく来年度には新たな方針が示される見込みとなっています。

国から新たな点検方法が示された際には、それに従って点検してまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

国は様々な知見を有しているため、そうした方針が示されるのだろうと思います。

国から新たな方針が示された際には速やかに計画へ反映していただくとともに、日常的に県内の調査を行っているのは県自身ですので、その状況を見て計画に――国の方針ありきではなく、県独自の調査結果もしっかりと計画に反映させながら、安全性を確保する対応をとっていただきたいと思います。

下水道マネジメント推進課長

国から示される点検方法とは別に、県独自でも調査方法を検討しながら進めてまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

今回の予算によって、３０年経過した施設の修繕を行うとあり、事業箇所として鹿角センター外１７箇所と記載されています。設置から３０年経過している施設は、全体の中で何％くらいあるのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

臨海処理区については、すでに４０年以上が経過しております。また、一番新しい鹿角処理区についても平成７年に開通していますので、３０年が経過している状況です。

したがって、全ての処理区における機器が設置から３０年以上経過している状況ですが、順次部分的

な更新を行ってきているため、現時点で全体の中で何％あるかは把握しておりません。

加藤鉱一委員（分科員）

いずれにしても、今のペースで人口減少が進めば、処理区域内の人口が減り、下水道の使用料収入も減ることになりますが、施設の維持管理費は人口が減ったからといって、それほど減りません。修理を行う段階で、将来を見据えてダウンサイジングなどをしていかなければ、将来的に下水道料金をどんどん引き上げざるを得ない事態を招くのではないかと思いますが、そういった懸念はないのでしょうか。

下水道は非常に重要なインフラであり、あって当たり前、なければ県民生活に支障を来すものです。先ほど加賀屋委員からも老朽化への懸念について発言がありましたが、これは全国的な課題であり、国においても、下水道ではなく個々の家庭で処理する合併処理浄化槽へ切り替えていく方針を打ち出されています。

こうした背景を考えた場合、少し難しいかもしれませんが、ダウンサイジングや個別処理への転換などを検討する余地はないのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

おっしゃるとおり、人口減少に伴って汚水の流入量も減少しますので、将来の流入量を算出した上で、施設のダウンサイジングを図りながら計画を進めています。

また、各市町村においても過疎化が進んでいるため、これまでは集合処理だったものを、個別処理へ切り替えていかなければならない地域が多々出てきています。

国においても、令和７年度より、こうした集合処理から個別処理への転換に関して、交付税措置が講じられるようになりました。今後、そうした機会を捉えて、各市町村に対し、処理区域の縮小を働きかけてまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

今後は、新しい処理方式を開発したり、合併処理浄化槽を用いたりしていくのでしょうが、農村部では過疎化が進み、集落排水事業が赤字になっている地域もあります。そうした場合、隣の集落が近ければ統合したり、実際にはできないかもしれませんが、県の下水道に結びつけたりするのでしょう。管渠が長くなると維持負担が増える課題もあるかもしれませんが、できる限り県民が下水道を安心して使えるように、これからは下水道全体の在り方を、県と市町村が一体となってコストを下げながら考えていくべき時代に来ているのではないでしょうか。

先ほどの話では、３０年経過でも新しい方であり、４０年、５０年が経過している施設もあるとのことでしたが、もう限界に近づいていますよね。他県で起きているインフラの老朽化問題が、秋田県でも発生する可能性はあると思います。

ただ予算を付けて、古くなったから直す目先の対応だけでなく、将来のことを考えて見直しを行う余地があると思いますが、いかがでしょうか。

建設部次長（高野優）

県内の下水道全体については、当然、市町村が担う公共下水道や集落排水等の地理的な距離にもよりますが、施設の集約を進めております。また、これまで市町村が単独で処理していたものを県の流域下水道へ接続し、極力、施設を減らしていく方向で進めています。

こうしたものの計画として、県全体の下水道の計画や構想を策定しながら進めているところです。

今後ますます人口減少が進みますので、汚水量の見込みなどは随時検証しながら、市町村とも連携し、持続可能な下水道事業に向けて適宜検討を重ねてまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

今回のように施設を改修、更新することは、下水道料金の値上げに即座に結びつくものですか。当然、国の補助金などを活用して実施するのでしょうが、値上げによる負担増は生じるのではないですか。

下水道マネジメント推進課長

確かに、今後さらに施設の老朽化が進んで更新が増えますので、その費用は負担金単価に反映されます。その負担金単価が上昇すれば、各市町村における下水道使用料の値上げへとつながっていきます。

加藤鉱一委員（分科員）

下水道の使用料は市町村によって異なると思いますが、現在、県内では何倍の料金差があるのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

臨海処理区が５０円に値上げし、鹿角処理区では１５０円となっておりますので、３倍の料金差が生じている状況です。

加藤鉱一委員（分科員）

使用料の差は把握していませんか。

下水道マネジメント推進課長

県内市町村における下水道使用料は、一般家庭で１か月あたり２０立米使用した場合、一番高い大潟村で４，７７９円、一番安い五城目町で２，４２０円です。五城目町に関しては、今年の４月から料金改定が行われ、約２０％値上げされる予定です。

加藤鉱一委員（分科員）

この事業が悪いと言っているわけではなく、県には広域下水道を担う専門家が揃っていて、市町村の下水道事業全般に対しても指導的な立場もあるでしょうから、やはりできるだけ……。人口減少による値上げを繰り返していけば、その地域にはますます

人が住まなくなる条件が付加されてしまうわけですから、そうなる前に、合併処理浄化槽への転換を進めるなど、インフラの使用料が過度に高騰する……。

現時点でも、市町村によって使用料に２倍近い差があるわけですから、これが都市部と過疎地域でさらに開いていくことは県民にとって大きな問題です。上水道と下水道は、切っても切れない最も重要なインフラですから、こうした点も考慮して……。値上げや事業について駄目だと言っているわけではないので、今後の在り方を検討していただきたいと思います。部長から、最後に何かあったら。

建設部長

流域下水道の維持管理単価について、今回は値上げの方向ですが、値下げする場合もあります。概ね３年スパンで経営計画を見直して、市町村にお示ししているところです。

また、今回の単価改定が、直ちに市町村の下水道使用料の値上げにつながるわけではありません。各市町村の財政状況には、ある程度の弾力性が確保されていると思っていますので、数年間は使用料を据え置いたまま下水道経営を維持できる見込みがある市町村もあります。

これは県も同様で、一般会計から下水道事業会計への適切な繰り出しなどを行うことで、財政的な弾力性を持たせています。機器の更新で数億円単位の大きな費用が発生する場合であっても、ある程度の弾力性で吸収し、いずれは値上げとなりますが、単価の高騰を抑制することは可能ですし、これまでもそういった対応をしてまいりました。

さらに、合併処理浄化槽と下水道、あるいは集落排水と公共下水道の関係については、先ほど次長の高野からも申し上げました、下水道の最上位計画である、秋田県汚水処理構想において常々見直しを行っています。

将来的な人口減少は明らかですから、どの処理方式を選択するのが今後何年間において最も適切なのか――費用関数と読んでおりますが、どの程度お金が掛かるのか、それから上がってくる収益はどの程度なのかといったところを見ながら、こことここは接続して一体化した方が良い、この地域は接続をやめて個別処理へ移行した方が良いなどを全県網羅したものが本構想であり、それに従って今、淡々と進めています。

今後さらに人口減少が進んでいき、観光人口なども減ってくるかもしれませんので、夜間と昼間の人口の違いなども考えながら、将来の水量を見据えて計画を見直ししています。これは不断の見直しと申し上げてもいいかもしれませんが、単年度の予算編成や３年ごとの負担金単価の見直しにおいても、これらすべての要素を考えながら取り組んでいることは、ぜひご理解いただきたいと思います。

加藤鉱一委員（分科員）

最後になりますが、今、部長から、市町村が一般会計から下水道事業会計へお金を繰り出して調整し、急激な負担増にならないようコントロールしているとのお話がありました。この繰出しについて、市町村の裁量によって、下水道事業会計へ自由に繰り出せるものなのですか。基準はあるのでしょうか。

建設部長

総務省の文書により、一般会計から下水道事業会計へ繰り出すことができる基準が決まっており、何項目かあります。これは基準内繰出しと呼ばれています。

ただし、基準内繰出しだけが認められているわけではなくて、基準外の繰出しもやむを得ないケースはあります。繰出し及び繰入れについては、県と同様に、各市町村によって様々な事情があると思いますので、首長の裁量や判断に委ねられるところはあるかと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

今の質問に関連して、予算内容説明書に県の一般会計からの繰出金がありますが、この金額はどういった基準や判断に基づき算出されているのか、どういったものが含まれているのか、お知らせください。

下水道マネジメント推進課長

こちらの県の繰出金については、国からの交付税措置分を繰出金として計上しています。したがって、後から国によって補填される金額です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

県独自財源からの繰出しはないのですか。

下水道マネジメント推進課長

基本的に、流域下水道については、基準外繰出しはありません。ただし、十和田湖公共下水道事業については、一般会計からの基準外繰出しがあります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうすると、流域下水道に関しては県独自の財源投入はなく、県独自財源による支出は、今回の予算にはないのですか。

下水道マネジメント推進課長

十和田湖公共下水道においては、基準外繰出しとして、一般会計からの繰入金があります。したがって、繰出金のすべてが国からの交付税措置ではなく、十和田湖分は一般会計からの繰出しです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。昨年と比べて減額になっていますが、その内訳は分かりますか。

下水道マネジメント推進課長

手元に資料がありませんので、後ほど確認してお伝えします。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

では、後ほどお知らせください。

もう一点、負担金単価の改定についてですが、先ほどのご説明で、処理区によって引き下げられるところと引き上げられるところがある点や、赤字が解消されることに伴って引き下げる処理区があることは分かりました。

一方で、単価が引き上げられる処理区について、理由はそれぞれかもしれませんが、この負担金単価になった要因をお知らせください。

下水道マネジメント推進課長

負担金単価の算定にあたっては、施設の維持管理費や減価償却費に加え、供用開始以来の累積赤字分を含めて計算しています。

鹿角処理区においては、他の処理区に比べて整備着手が遅かった背景があり、現時点でも整備にかかった費用の累積赤字が残っている状況です。こちらは令和２２年度に赤字を解消する計画としており、その金額分が単価に上乗せされています。

また、負担金単価は、経費を計算する上で流入水量で割って算出しています。そのため、流入水量が少なければその分だけ単価は高くなり、流入量が多ければ単価は安くなります。

したがって、臨海処理区には県全体の約３分の１にのぼる流入量がありますので、流入量が多い分、単価が安く抑えられています。これに対して、鹿角処理区は、整備着手が遅く、まだ整備が進んでいないことや接続率が低いこともあり、流入水量が少ないために高めの単価設定として反映されている現状です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

複雑で理解できなかった部分もありましたが、要因については、分かりました。

下水道に流れる水には、それぞれの家庭からの排水や汚水だけでなく、雨水も入るかと思います。そうした雨水の排水・処理にかかるコストについては、きちんと分けて計算されているのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

基本的に、本県の流域下水道は分流式であり、雨水と汚水を別々の管で集める方式を採用しているため、分けて流れる仕組みになっています。

しかし、不明水といった形で雨水が混入して処理場に集まってきてしまいますので、混入してしまった雨水分も含めてカウントした形で、計算を行っています。

鈴木真実委員（分科員）

先ほどからの一連のやり取りを聞いていると、部長、次長及び課長のいずれからも、この下水道インフラの関係については、定期的に見直しを行っていることが盛んに強調されていました。先ほど加賀屋委員から、少々複雑で分からないとの話もありましたが、この見直しについて、我々議員にこれまで資料として提示される機会はあったのでしたか。

下水道マネジメント推進課長

下水道事業においては、秋田県生活排水処理構想を策定しています。最近では、平成２８年に第４期構想を策定しており、これは５年ごとに見直しを行うことになっています。直近では、令和５年度に中間見直しを実施しました。この構想の策定や見直しについては、建設委員会において当然ご説明することとなっていますが、後ほど実績を確認します。

これに加え、経営戦略も策定しています。この経営戦略については、令和４年度に策定した段階で、本委員会の所管関係事項として、委員の皆様にご説明させていただきました。

さらに、今回、整備構想についても、来年度に中間見直しを行う予定としています。見直しが完了した際には、来年度の委員会の場で、ご説明させていただきたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

情報を整理させてください。まず、一番の上位計画にあたるものの名称をもう一度教えていただけますか。

下水道マネジメント推進課長

秋田県生活排水処理構想です。

鈴木真実委員（分科員）

これが平成２８年に策定された「第４期構想」ですね。

下水道マネジメント推進課長

はい。

鈴木真実委員（分科員）

これが５年ごとに中間見直しが行われると。それにプラスして何があるのでしたか。

下水道マネジメント推進課長

経営戦略があります。

鈴木真実委員（分科員）

経営戦略ですね。先ほど部長が、計画に基づいて不断の見直しを行っているとお話をされましたが、この２つの計画及び戦略でよろしいですか。

下水道マネジメント推進課長

もう一つ、令和５年度に策定した、広域化・共同化計画があります。

鈴木真実委員（分科員）

広域化・共同化計画ですね。それらについては、ホームページ等でオープンにされていますか。

下水道マネジメント推進課長

これら計画に関しては、県のホームページに掲載されております。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。我々が新しく委員になった際に行われた、昨年の勉強会の時などに、こういったもの

についての説明はありましたか。

下水道マネジメント推進課長

今回の勉強会の時には、計画の細かい内容については説明していませんでした。

鈴木真実委員（分科員）

内容はホームページで改めて確認してみますが、下水道はライフラインとして非常に重要なインフラ整備ですので、どうか我々議員に対しても方針や見直しの内容が分かりやすいよう、丁寧にご説明いただきたいと思います。

次に、現在、全国的にもインフラの老朽化による事故が増加しており、非常に大変な状況であることから国も見直しを進めている中で、今回の資料の老朽化への対応に、外１７箇所と記載されていますが、我々議員は全県から選出されておりますので、具体的にどこなのか、場所を明記した資料であってほしいと感じます。

また、耐震化の推進の項目でも、外６箇所と記載されており、具体的な箇所が明記されるべきだと思います。今後こうした資料を作成される際はご配慮いただきたいですし、可能であれば、本日の午後からの委員会で、具体的な箇所を示した資料をいただけませんか。

建設部建設産業振興統括監

具体的な箇所については、以前お渡しした資料に記載がありますので、そちらでご確認いただければと思います。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。

次に、脱炭素化の推進について、これは２０５０年カーボンニュートラル宣言を受け、ネットゼロの実現に向けた地域社会を形成するための非常に大きな取り組みであると認識しています。資料を見ると、臨海処理センターを拠点として、風力発電、太陽光発電、そして消化ガス発電を行うモデル事業のようですね。

下水道マネジメント推進課長

この事業は、環境省の脱炭素先行地域に選定されて進めているものです。下水処理場を核とした再生可能エネルギーの供給拠点化は全国で初めてのケースであり、全国的にも注目されている事業です。

鈴木真実委員（分科員）

全国初とのことですが、処理場内で再生可能エネルギーを自給自足するだけでなく、ここから他施設へ電気を供給する点が全国初なのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

おっしゃるとおりです。処理場内で再生可能エネルギーを自給自足する事例はほかにもありますが、処理場で生み出した電力を他の施設へ送電する取組みは全国初です。

今回、処理場内に設置した太陽光、風力、消化ガスの各種発電設備により、まず処理場自体の消費電力を全て賄います。その上で、余った電力を近隣にある県の公共施設である、こまちスタジアム、県立スケート場や県立武道館などに対して供給し、これらの施設の電気も全て処理場で発電した電気によって賄います。

鈴木真実委員（分科員）

自らのセンターの電力を賄った上で、余剰分を近隣の県の公共施設へ供給していくのですね。具体的にどれくらいの規模の発電量を計画されているのでしょうか。国への申請段階での試算や見込みがあれば教えてください。

下水道マネジメント推進課長

令和５年度の電気料金と比較して、まず秋田臨海処理センター自身で年間約７，０００万円の電気料金削減となります。さらに、電力の供給を受ける周辺の公共施設群において、年間約５，０００万円の削減となり、トータルで年間約１億２，０００万円の電気料金削減効果を期待しています。

鈴木真実委員（分科員）

そうすると、県の歳出を年間で１億２，０００万円削減することを目的にしていると理解していいのですね。

下水道マネジメント推進課長

周辺の公共施設群に関しては、電気料金が下がることで県の負担が減ることになります。

一方、秋田臨海処理センターの電気料金が下がった分につきましては、こちらは市町村が県に支払っている維持管理負担金の引下げに反映されます。結果として、市町村の財政負担が軽減される形になります。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。

カーボンニュートラル実現に向けた取組みとして、非常に優れた事業になることを期待しています。時代に合致した有意義な事業であると感じますので、着実に前へ進むよう頑張っていただきたいです。

次に、あきた循環のみず協働推進事業について、これは一般会計からの繰出しがある事業ですので、県の肝煎り事業であると認識しています。ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡと連携して、市町村の経営戦略策定を支援する事業となっていますが、このＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが設立されてから現在までの県政への貢献度や成果について、どのように捉えていますか。

また、知事も全ての施策において、マーケティング戦略を立てて推進していく方針を示されていますので、予算査定などの場でもＯＮＥ・ＡＱＩＴＡの今後の目的などについて様々な議論が交わされたと思いますから、そのことについても説明をお願いし

ます。

下水道マネジメント推進課長

ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡは令和５年１２月に設立されました。本格的に事業が稼働したのは令和６年度からで、各市町村から業務を受託する形で運営しています。

（※同ページで発言訂正あり）

令和６年度は９市町村の１３業務を請け負いました。今年度は、１１市町村から１９業務を請け負い、来年度においては、１７市町村の２８業務にのぼる見込みで、今年度の倍近くの業務量を行う状況になっており、年々その業務量は増加しています。

また、今後の展開として、汚水処理だけでなく、水道事業にも着手したいと考えています。地域の水インフラ全体の運営体制を構築していく考えであり、将来的には社会インフラ全体を担っていければと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

社会インフラ全体とは、具体的にはどのような分野を想定されているのですか。

下水道マネジメント推進課長

道路や河川といった社会インフラについて、市町村のお手伝いといった形で担っていければと考えております。

鈴木真実委員（分科員）

肝いりで設立されたＯＮＥ・ＡＱＩＴＡですので、人手不足に悩む市町村を手助けし、業務の効率化や働き方改革をしっかりサポートしていくことになると思います。

さて、会社設立から２年２ヶ月が経過しました。全国初の官民連携モデルとしてスタートしたわけですが、これまでどのような課題や問題点があり、それをどのように乗り越えて、来年度の業務量倍増まで繋げたのでしょうか。そこに至るまでの経緯など教えてください。

建設部建設産業振興統括監

設立当初は、本当に市町村から仕事を受注していけるだろうかといった悩みを抱えながらのスタートでした。また、株式会社として運営していく上で、最も大きなネックとなったのが資金繰りの問題です。業務を受注して実際に売上金が入金されるのが年度末になるため、年度の途中でどうしても運転資金がショートしてしまう課題がありました。

この課題に対しては、１年目、２年目と着実に受注量を増やしながら、前金払も活用し、なんとか赤字を出さずに年間通して運営できました。

また、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡについては、県から職員を派遣しており、県の通常業務とは勝手が違う部分もありましたが、しっかりと業務を進めてくれたため、大変安心しています。

しかし、今後も受注量は増えていく一方で、県の出向者を増やすことは難しい現状があります。現在、市町村からも１名職員を派遣していただいていますので、業務の拡大に合わせて、サポートを受ける市町村側からも人員の派遣などでご協力をいただきながら、運営していければと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

各市町村も、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡがあることで、専門的なアドバイスを受けられたり、事業を円滑に進められるようサポートをしてもらえたりするため、非常に高い信頼を寄せられている感じがします。

県が主導して作った株式会社でもありますので、どうか今後ますます組織として成長し、インフラ維持に悩む他分野の良い先行事例となるよう、引き続き頑張っていただきたいと思います。

下水道マネジメント推進課長

先ほどの答弁を訂正します。ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡについては、令和５年１１月に会社を設立し、１２月から運用を始めています。

（※同ページの発言を訂正）

加藤鉱一委員（分科員）

ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡによる人材育成や発注代理、マネジメント支援についてお伺いします。先ほどの話でもありましたが、市町村において専門人材や担当者が不足していくことから、ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが必要とされている経緯については十分理解しています。

現在、市町村――地元の複数の市町村を見ていてお聞きしたいのですが、人がいなくて対応できない、この先どのようにしたら経営が安定するのかなど、具体的にどのような相談がＯＮＥ・ＡＱＩＴＡに対して寄せられているものでしょうか。先ほど話したとおり、各地の農業集落排水事業は赤字を抱えているところが非常に多いため、その打開策についての相談なのか、あるいは設計・施工を含めた技術面で非常に苦労しているのか、現在、発注してきている市町村からの相談内容には、どういった具体的な傾向や特徴がありますか。

下水道マネジメント推進課長

現在、市町村は、下水道事業が企業会計へ移行したことにより、事務処理の手続きや実務が分からない』といった声が多く、企業会計に関する事務補助をＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが行っているケースがあります。

また、先ほどお話しした経営戦略の策定についても、そういった悩みを抱える市町村が単独で作成することは困難であるため、経営戦略や施設の老朽化に伴うストックマネジメント計画の策定などをＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが支援しています。

さらに、工事の積算業務や、現場における工事監

督業務もＯＮＥ・ＡＱＩＴＡが行っています。このほかにも、市町村職員への技術継承を目的とした研修の実施や、専門的な見地からの助言等を行いながら業務を進めています。

加藤鉱一委員（分科員）

ＯＮＥ・ＡＱＩＴＡの業務は、インフラの維持管理に関わるものですから、これからますます重要になっていくと思います。

県の広域下水道に接続しておらず、市町村が単独で管理している公共下水道や、農業集落排水などのエリアを多く抱えている自治体から、今後、集落排水事業をどのように運営したらよいのかといった、具体的な相談はないのでしょうか。

下水道マネジメント推進課長

例えば、由利本荘市においては、農業集落排水施設を数多く抱えており、今後の維持管理体制をどうしていくべきか苦慮されている状況だと伺っています。

また、汚泥処理の今後の在り方についても、問い合わせが寄せられています。この汚泥処理に関しては、引き続き来年度以降も広域化及び共同化の観点から、臨海処理区において処理できないか、検討を進めてまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

問い合わせは来ているのですね。分かりました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

道路課にお伺いします。道路改良費が今年度に比べて減っていると思います。この道路改良費――県単道路改築事業の予算は、現状を見て、改良が必要だと判断した箇所などの予算を積み上げた金額と理解していいのですか。

道路課長

ご認識のとおりです。本県の道路改築事業には、補助事業と県単道路改築事業がありまして、今回の予算編成にあたっては、予算のシーリングがかかる中で、各事業の優先順位を決めて計上しました。

県単事業については、一般財源で賄わなければならず、実質負担が非常に大きいため、他の事業に比べて優先度が低めに設定されており、結果として今回の事業費が少なくなっています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

予算が減額された理由は分かりました。しかし、道路も本当に重要なインフラなのです。

新しい道路は必要だから整備されて目に見えているわけですが、今ある道路を安全に走行できるように維持していくことも、まさに今求められている大変重要なことです。皆さんも同じ思いでしょうが、なかなか財政事情が許さないのが実情なのだと思います。

ただ、県外から秋田県に来られた方が実際に車で走ってみて、本県の道路補修状況について意見されるのをよく耳にします。維持の優先順位を低くすることなく、もっと優先度を引き上げられるよう、私たちも頑張りますので、県としても頑張っていただきたいです。

道路課長

先ほど優先順位を決めていると申し上げましたが、補助事業については、先日、委員長よりお話がありましたとおり、国の予算内示を確実に獲得していく観点からも、まずはここをしっかりと落とさないように努めます。

また、事業ごとにランク付けをして優先度を――資料にもありますが、秋田港アクセス道路事業などは最優先で取り組むほか、各地域振興局からも各管内でどの事業が一番優先度が高いかをヒアリングして優先順位を決めています。さらに、すでに工事に着手しているのか、それとも未着手であるかといった進捗状況も勘案しています。

県単道路改築事業は、国の補助要件には合致しない小規模な改良工事となるため、優先度は下がってしまいますが、確保した予算の枠内で各地域振興局へ適切に配分し、整備を着実に進めていきたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

道路を途中まで整備しておきながら、財政事情が厳しいから工事を中止してしまうのは、最も非効率な予算の使い方になってしまいます。ですから、一度始めた工事は最後までやり遂げなければならない事情は理解しました。

しかし、やはり既存の道路をきれいに維持管理し、適切に改良していくことは県民や利用者から求められていますので、ぜひ一緒に頑張っていただきたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど道路課長から、秋田港アクセス道路事業について、秋田県にとっても非常に重要な事業であるとのお話がありました。この事業のこれまでの進捗率は全体の何％程度なのか、また、債務負担行為の設定によって、今後どの程度工事が進む見込みなのか教えてください。

道路課長

秋田港アクセス道路については、昨年度に事業評価の見直しを行い、全体事業費を４０億円増額して１８５億円としています。この増額の主な理由は他の公共事業と同様に、人件費や資機材費の上昇に伴うものです。

事業の進捗率については、令和６年度末時点において３６％となっており、令和７年度末には４５％程度まで上がる見込みです。令和８年度予算についても、令和７年度とほぼ同水準の額を計上していま

すので、来年度はさらに１０％程度進むと見込んでいます。

なお、用地補償については、すべて完了しておりますので、あとは工事を進めていく段階にあります。

鈴木真実委員（分科員）

このアクセス道路整備事業の予算について、前年度と同程度とのことでしたが、やはり１０億円程度増額になるのですか。

道路課長

昨年度と比べてと申したのは、補正予算と令和７年度の内示額を合わせた額と、令和８年度の当初予算と令和７年度の国補正予算を合わせた額が、ほぼ同等であるとの趣旨からです。金額としては約２０億円弱ぐらい……。

鈴木真実委員（分科員）

令和８年度の当初予算と国の補正予算を合わせて、約２０億円程度と理解してよろしいのですね。

道路課長

正確な数字を申し上げますと、令和７年度の国補正予算分として１億３，５００万円、令和８年度当初予算分として、補助と県単を合わせまして１９億６，０２０万円となります。

鈴木真実委員（分科員）

当初予算の段階で、要望額に対してなるべく多くの内示を獲得する方が、秋田県にとっては非常に有利であると思います。もし来年度の補正予算の段階で獲得する形になると、県債の関係などで不利な点が出てくるのではないかと感じているのですが、その点についてはいかがでしょうか。金額が大きい事業ですので確認させてください。

道路課長

補正予算の段階での獲得だからといって、県にとって不利になることはありません。補正予算は、例えば、春先の早い段階から早急に着手したい土工工事などに活用しております。同じ補助事業ですから、有利、不利ではなく、トータルで必要な事業費を計上しています。

鈴木真実委員（分科員）

県の持出しの観点から聞いています。補正予算に対応するために県債を発行するとなれば、当初予算の場合とは異なる影響があるのではないかと思ったので、仕組みも含めて整理して説明いただけますか。

道路課長

基本的にはどちらも補助事業になりますので、国の補正予算であっても、当初予算段階で国から内示をいただくものであっても、トータルでの県の実質的な負担は変わりません。ただ、令和８年度は県単独費として１，０００万円ほど計上しており、こちらは小規模な事業や精算にあたって必要となった部分ですので、その分については県の実質負担となります。

鈴木真実委員（分科員）

佐藤次長、この辺りの財政的な仕組みについて、補足いただければありがたいです。

建設部次長（佐藤正美）

国の補正予算に対応して県が予算を組む場合、補正予算債を充てることができますが、通常の当初予算で用いる起債と比較して、地方交付税のバックが高い特徴があります。

したがって、補正予算債で予算を獲得した方が、県の実質的な負担額は少なく抑えられる傾向があります。

鈴木真実委員（分科員）

よく分かりました。県の一般財源が限られている中で、どのようにして国から秋田県にお金を引っ張ってくるかが非常に重要です。来年度もぜひ頑張っていただきたいです。

道路課においては、資料を見ると、国の内示に対して令和７年度などは百十何％多くもらっているので良いと思いますが、他の課においても、小まめに国土交通省等と担当者レベルから折衝を重ねて、より多くの予算を獲得できるように取り組んでいただければありがたいです。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で下水道マネジメント推進課及び道路課関係についての質疑を終了します。

次に、河川砂防課及び港湾空港課関係についての説明を求めます。

河川砂防課長

【議案〔５〕、議案〔７〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

港湾空港課長

【議案〔７〕、予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

審査の途中ですが、ここで、昼食のため休憩します。

再開は、午後１時１５分とします。

午前　１１時５３分　休憩

午後　　１時１４分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、建設部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

午前中に行われた、河川砂防課及び港湾空港課関係の説明並びに議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

加藤鉱一委員（分科員）

国が直轄で行う河川事業に対する県の負担金には、ダムも含まれているとの説明があり、今回の予算では特定財源で約６５億７，０００万円計上されているが、地方交付税算入を勘案すると、最終的な県の実質負担は、どの程度になるの。

河川砂防課長

実際の負担率としては、大体１７％、１８％くらいとなります。

加藤鉱一委員（分科員）

それで、今回の予算は約７３億円。こうした国直轄事業のうち、規模として大きいのはやはり成瀬ダムや鳥海ダムといったダム事業だと思っている。国が直接施工する一級河川の整備事業などもすべて含まれると思うが、国庫負担のある事業としてはどのくらいの数があるのか把握しているか。

河川砂防課長

直轄事業の概要としましては、米代川や雄物川、子吉川、あと直轄ダムが２つあります。事業費の内訳としては、米代川が６．８億円、あと……

加藤鉱一委員（分科員）

負担がそのくらいの額になるの。

河川砂防課長

事業費です。雄物川の上下流で合わせて約３０億円。子吉川が１．９億円。ダムについては、成瀬ダムが２０７億円、鳥海ダムが１２５億円です。

先ほど申し上げた１７％、１８％の負担割合は、これらの総事業費に掛け合わせた分が、最終的に県が負担金として持ち出す金額になる扱いです。

加藤鉱一委員（分科員）

実質負担が約１７％だから、残りの約８３％分については、何年間で交付税参入されるの。何年で償還完了するの。

建設部次長（佐藤正美）

通常、国直轄事業の負担金に充てる財源としては、一般公共事業債を活用しております。この起債の償還期間がおおむね２０年から３０年となっていますので、その元利償還に合わせて、２０年ほどかけて順次、地方交付税によるバックが行われる形になります。

加藤鉱一委員（分科員）

こうした起債について、利率は固定でしょうが、実際どういった仕組みになっているの。金利の変動も関係してくるの。

建設部次長（佐藤正美）

金利については、それぞれの状況に応じて国で定めた金利、もしくは、縁故債で秋田銀行辺りから借りるとなると、それぞれの金融機関が定める金利となりますので毎年変動します。最近はかなり金利が上昇していますので、今後、借受けする際は高い金利でお借りすることになるかと思います。

加藤鉱一委員（分科員）

縁故債との対象は、地域の金融機関でしょう。毎年金利が上がれば変わるよね。

建設部次長（佐藤正美）

借りる際は、何十年間の償還計画に沿って借入れしますので、借入れの時点で金利が確定すれば、その後の２０年間に金利が変わることはありません。

加藤鉱一委員（分科員）

行政における借入れの場合、民間における住宅ローンなどとは違って、大体利率が固定であるのは理解している。

ただ、こうした公共事業を進める際、近年の気候変動による災害の発生比率が非常に高くなっている点が懸念されるよね。災害が発生した際、例えば、激甚災害などに指定されれば、国から補助金が出ますが、災害復旧事業において地方債を発行する場合も、今回のような形で負担金が発生してくるの。

河川砂防課長

災害復旧事業の場合は起債を――例えば現年災の場合は、災害復旧事業債を１００％充てることができる仕組みになっています。この災害復旧に関する起債は、国からの地方交付税措置が非常に手厚く、元利償還金の９５％が交付税として戻ってきます。

したがって、県の実質的な持ち出し分は、ほとんど生じない仕組みになっています。

加藤鉱一委員（分科員）

その件については分かった。

それでもう一つ、例えば鳥海ダムがこれからどんどん事業が進んでいくと、事業費が国の当初計画の約１，０００億円から、今や倍近い金額にまで膨らむ見通しになっている。これは国の直轄事業だが、国が事業費の増額を決定した場合は、負担分である約１７％について、県は義務的に必ず支払わなければならないものなの。

河川砂防課長

国において、ダムの全体事業費が変わると、基本計画の見直しがあります。その際は、知事に意見照会が来ますので、意見を述べることは可能です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

国直轄河川事業の内訳について、先ほど金額をお

知らせいただきましたが、成瀬ダム、鳥海ダムおよびその他の各河川事業に対して、それぞれいくら充てられているのか、負担金の内訳を教えてください。

河川砂防課長

直轄ダムの負担金が約６３億円です。そして、国直轄河川事業の負担金が約９．９億円です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

約６３億円について、成瀬ダムと鳥海ダム、それぞれの個別の内訳を教えてください。また、今回の予算で、各ダムの全体事業が何％まで進む見込みであるのか、分かれば教えてください。

河川砂防課長

成瀬ダムの負担金が３８億円、鳥海ダムの負担金が２０億円です。

（※同ページで発言訂正あり）

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほど約６３億円との説明でしたよね。合計しても数字が合わないけれども。

河川砂防課長

訂正します。成瀬ダムの負担金が４２億円で、鳥海ダムの負担金が２１億円です。

（※同ページの発言を訂正）

加賀屋千鶴子委員（分科員）

計画では、何％程度の進捗になるか分かりますか。

建設部長

令和７年度当初予算ベースでいきますと、成瀬ダムが８５％、鳥海ダムが３６％となります。令和８年度ベースについては、手元に資料がございません。

加藤麻里委員（分科員）

県単河川等環境維持修繕事業について、前年度と比べて非常に多く計上されていると見受けられますが、これは各地域振興局に割り当てられる予算ですか。どういった形で執行されていくのでしょうか。

河川砂防課長

各地域振興局に割り当てる予算であり、主に州ざらいや河道掘削、伐木など、維持管理に使用する予算です。

加藤麻里委員（分科員）

私たち議員に寄せられる要望の中で、最も多いのがまさに河川の維持管理に関するもので、今回の予算編成においては、そうした要望を反映して、前年度と比べて増額になっていると考えてよろしいでしょうか。

河川砂防課長

非常に厳しい財政状況ではありますが、河川の維持管理はしっかりと行っていく方針のもと、優先的に予算措置しています。

加藤麻里委員（分科員）

過去に雄物川の大きな洪水被害が発生した際、非常に恐い経験をされた方から、河川工事等は進めていただいたものの、やはり先日のような大雨が降ると水かさが増して、次はいつ自分の家が浸水するのかと思うと恐くて、この地域からどこかへ引っ越さなければいけないのではないかと、不安でいっぱいだとの話を伺いました。

対策として、今すぐ再度の河川工事などを行うことは難しいと思います。州ざらいなどのメンテナンスを丁寧にやることでしか対応できないとすれば、それに要する維持管理予算をきちんと確保していただくことで、地域住民の皆様が安心して暮らせる環境につながりますので、今後も関連予算の確保と迅速な執行をお願いしたいと思います。

鈴木真実委員（分科員）

加藤委員の質問に関連して質問します。

午前中の下水道マネジメント推進課の審査において、県内の下水道の運営管理や維持に関しては、最上位計画をはじめとする複数の計画が体系的に策定され、定期的な見直しが着実に行われているとのお話でした。

河川事業においても、大規模な災害が発生した箇所について、積極的に国から予算を確保し、河川改修事業をきちっと進めていただいていることは当然ありがたいですし、住民の皆様もありがたいと思っています。

特に地元である五城目を流れる馬場目川の上流から八郎湖へと至る流域の現状を見ても、日頃からの河道掘削や州ざらい等によって、大雨が降った際の水の流れ方が全く違うことを本当に目の当たりにした４、５年間でした。

これは本県のみならず全国的な話でもありますが、県内各地で床下、床上浸水や田畑の浸食、洪水といった甚大な被害が発生しているエリアは、計画的な――たくさんありますので、河川の掘削や州ざらいについて計画性を持って行ってほしいと、私たち議員、そして県民は願っています。

２、３年前の一般質問で同様の提言をしましたが、当時はなかなか難しいとの回答でした。ハード分野ではなく、ソフト分野になりますが、こうした河川の掘削等に関する整備計画を立てることはできないものなのでしょうか。県民は非常に強く願っていると思いますが、いかがでしょうか。

河川砂防課長

河川の維持管理、州ざらいに関しては、維持管理計画を策定しており、それぞれの河川において、今後５か年でどの箇所を優先的に掘削していくかといった整備箇所を定めています。

ただ、一度出水しますと、状況が変わってしまいますので、そうした場合はその都度見直しながら実施していくこととしています。

鈴木真実委員（分科員）

５年に１回きちっと計画を見直しながらやっているとのことですが、最近ではいつ見直しを行ったのでしょうか。

副委員長（副会長）

暫時休憩します。

午後　　１時３３分　休憩

午後　　１時３３分　再開

副委員長（副会長）

再開します。

河川砂防課長

維持管理計画については、実は予算要求のときに維持管理計画も一緒に提出するのですが、近年出水が多く、その都度見直ししています。

鈴木真実委員（分科員）

すると、去年も大雨被害等ありましたが、去年も見直しているのでしょうか。

河川砂防課長

昨年も見直ししています。

鈴木真実委員（分科員）

それは各地域振興局で見直ししているのでしょうか。それとも河川砂防課で取りまとめて全県に示しているのでしょうか。

河川砂防課長

現場を各地域振興局が見て、その維持管理計画を修正しており、当課への予算要求の際に併せて提出する形になっています。

鈴木真実委員（分科員）

成果を求めてそのような手法を取られているのだと思いますが、課としては、維持管理計画の必要性や重要性について、どのように認識されているのでしょうか。

というのも、そうした計画に沿って着実にメンテナンスが行っている事実が十分に伝わってきていないと感じるからです。課として、県として、どのように自己評価されているのか教えてください。

河川砂防課長

本来であれば、策定した維持管理計画を５年単位で全て完了させ、新たに次期計画を策定していくのが理想的な形です。しかし、実態としてはその都度見直ししている状況です。

鈴木真実委員（分科員）

通常の計画であれば、一度方針を立てて実施したのち、分析や成果の評価を行ってから次に進むものですが、それはやっていないのでしょうか。

一番本当に身近な、我々の――河川の近くに住む方々にとっては、それが極めて重要なキーポイントであるような気がします。大水害が発生した後に、アフターフォローとして修繕や改修を行う一方で、事前防災の観点こそが非常に重要だと考えますが、この防災における維持管理の位置づけについて、改めて見解を教えてください。

河川砂防課長

おっしゃるとおり、河川の維持管理は防災において非常に重要であると認識しています。本来であれば、その重要性に見合った予算措置を継続していかなければならないと考えています。今後は、計画の精度をさらに高めるためにどのように行っていくべきか、部内で検証してまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

県単河川等環境維持修繕事業は、県単事業ですが、この予算を国庫から調達することはあるのですか。どこかに含まれているのでしょうか。

河川砂防課長

今、県単河川環境維持修繕事業で州ざらいを行っており、これは緊急浚渫推進事業債が財源として入っている状況でございます。これとは別に、国土強靱化の予算でも進めています。

鈴木真実委員（分科員）

国土強靱化の予算は、資料か何かに現れてきていますか。

河川砂防課長

国土強靱化の予算は、河川改修事業の中に含まれています。

鈴木真実委員（分科員）

ただ、これに関しては、６億９，２００万円ほど前年と比べたら減収している感じがしますが、いかがですか。

河川砂防課長

国土強靱化予算を財源とする州ざらいの予算は、前年度並みの額をしっかりと確保していますが、改良系の内示額が、前年度を下回ったことで減額となっています。

鈴木真実委員（分科員）

県単の予算額については、大体１０億円ぐらい増えていますか。

河川砂防課長

昨年と比較すると増えています。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど加藤委員からも、維持管理に係る予算が増額されたことに対しての評価がありましたが、私も好意的に受け止めています。

今後、建設部全体について、内示額やそもそも本当に内示が入ってくるのかどうか、様々な観点から引き続き分析していきます。ただ、先ほどから申し上げている地元住民の声は、まさにここに集約されている――水害が多い地域ほど、大きな工事もさることながら、まずは普段の維持管理を大事にしてほ

しい要望を持っていますので、よろしくお願いします。

河川砂防課長

河川改修に併せて維持管理をしっかり行っていき、氾濫が発生しにくい、氾濫を軽減させる取組みが重要だと考えていますので、県としても維持管理の予算を適切に措置して、きめ細かに対応してまいりたいと考えています。

委員長（会長）

ほかにございますか。

【何事か呼ぶ者あり】

加賀屋千鶴子委員（分科員）

重要港湾改修事業において、飯島岸壁の事業内容として、測量、地質調査及び設計等とありますが、これらに９億円も掛かるのですね。

港湾空港課長

補足してご説明します。資料に記載の金額は、重要港湾改修事業全体の予算です。飯島地区については、令和８年度からの新規事業として立ち上げたものであり、初年度にあたる来年度は事業費として１億円を計上しています。その１億円の内訳が、測量、地質調査及び設計の費用となります。

委員長（会長）

少し整理します。秋田港飯島地区の調査費等が１億円余りで、予算総額９億３７０万円の中には、それ以外の事業費もたくさん含まれていると理解してよろしいですか。

港湾空港課長

このほかに、本港地区におけるセリオン隣の岩壁工事費として６億２，０７０万円、緑地整備費として１億５，０００万円、港湾脱炭素化検討で３，３００万円、合わせて９億３７０万円となっています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。測量や調査だけで９億円も掛かるのであれば、総事業費は一体いくらになってしまうのかと驚きましたので、安心しました。

飯島岸壁を改修したのち、完成後は具体的にどのような活用をされるのでしたか。

港湾空港課長

資料掲載写真において、延長１４５メートル、水深６．５メートルと記載のある赤枠部分ですが、ここには現在、海上保安部の巡視船が停泊しております。こちらの巡視船が今後大型化すると海上保安部から伺っています。この巡視船の大型化に対応するための改良工事を行うことが１点目です。

もう一点、水深５メートルの地区については、今後、さらなる増加が見込まれる洋上風力発電事業において使用されるＣＴＶ船等の利用形態を想定しています。これらの内容で、新規事業として、事業評価委員会に諮り、承認をいただいたところです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

水深を深くする改修について、巡視船が大型化することによるものとのことですが、巡視船は国の所管ですよね。

港湾空港課長

おっしゃるとおりです。現在は、海上保安部の巡視船「でわ」が係留されており、それが今後大型化することに伴って、海上保安部から要望書などを頂いています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

その場合、国の負担分が多くなることはあるのですか。国に対して相応の負担を求めることは求めることはできるのですか。

港湾空港課長

本施設はあくまでも公共岸壁の位置づけになりますので、通常の補助事業と同じ負担割合のスキームが適用されます。海上保安部の巡視船が係留していない時期には一般の貨物船なども入港して活用されるため、あくまで公共岸壁としての整備計画で進めています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

水深が浅い方の岸壁についても、洋上風力発電関係の作業船の拠点として活用していくとのことでした。ただ、秋田港にはマリーナもありますよね。

大がかりな作業や、大型の船が出入りすることになると思うのですが、スペース的な問題は生じないのでしょうか。普段はそれほど多くの船が出入りするエリアではないと思っていますが、その辺りはいかがですか。

港湾空港課長

洋上風力発電事業で使用しますＣＴＶ船については、おおむね水深が３メートルから４メートルクラスの船であり、主にメンテナンスで使用され、日々の点検――大きな荷物を運ぶ作業船ではなくて、点検に使用される船ですので、ふくそうする事態にはならないと考えております。また、マリーナも航行区域が決まっており、計画策定段階でも、航行安全委員会などにお諮りし、安全の承認を得ています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。一般の方が活用するエリアもありますので、安全確保についてはくれぐれも気を付けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

加藤麻里委員（分科員）

クルーズ船について、お伺いします。

これまでも県として様々な予算を措置して取り組んでこられたと思いますが、ジャパネットによるチャータークルーズ船の寄港が変更されるといった非常に心配な要因も生じています。山形県の酒田港が非常に注目を浴びていることもあり、山形県は今後さらに予算を投入して、クルーズ船誘致に注力して

いくようです。
　こうした局面において、資料には、クルーズ船誘致に関して、コーディネーターとの連携とありますが、コーディネーターとの連携は、これまでも行っていたのでしょうか。
　また、本県において、官民連携で事業を行ってきた、協議会などを立ち上げて力を入れてきた等ありましたら教えていただきたいです。
港湾空港課長
　まず、官民連携の取組みについて、本県では、平成２９年３月に秋田クルーズ振興協議会を立ち上げております。この協議会は、県内の各商工会議所をはじめ、地元自治体、港湾振興団体など、官民が一体となって設立したものです。総会を年に１回開催しているほか、幹事会や勉強会といったワーキンググループを設置し、意見交換を重ねています。クルーズ船の寄港による経済波及効果が、県内へ幅広く行き渡るよう、関係者が一丸となって取り組んでいる状況です。
　次に、コーディネーター連携業務についてですが、この事業は新規事業であり、専門的なマーケティング分析に基づいた、てこ入れを行うためのものです。具体的には、マーケティングデータに基づいた誘致計画を策定し、ターゲットをしっかりと見定めた上で、これまで以上に効率的かつ効果的な誘致活動を展開していくための経費を、今回の予算として見込んでいます。
加藤麻里委員（分科員）
　例年とは少し異なる力の入れ方なのかと思っています。そのコーディネーターとは、どのような組織や人物をイメージしたらよいのでしょうか。
港湾空港課長
　船舶代理店や、国の外郭団体である一般財団法人みなと総合研究財団、あるいはクルーズ業界に精通した、様々なクルーズ船社とコネクションを持っている専門家などを想定しています。今後は、そうした方々と業務委託契約を締結し、一体となって誘致活動を展開してまいりたいと考えています。
加藤麻里委員（分科員）
　外部のコーディネーターと連携して誘致を進める手法は、他県ではすでに取り入れられている事例が多いのでしょうか。本県としては今回が初めての試みとのことですが、どうでしょうか。
港湾空港課長
　他県の状況は現時点で手元にありませんが、本県において業務委託の形で行うのは、来年度が初めてとなります。
　ただ、これまでも個別に船社へ誘致訪問を行う際には、多様なコネクションを持つ船舶代理店などから事前に情報収集しながら活動をしてまいりました。従前からのそうした個別のやり取りを一歩進めて、今回から正式に業務委託契約を締結して、より高度なマーケティング手法に基づき、ターゲットを明確に絞って展開していく計画です。
加藤麻里委員（分科員）
　コーディネーターへの業務委託料は、今回の予算のうち、どの程度になるのですか。
港湾空港課長
　委員会資料１８ページに記載している６，７０５万３，０００円のうち、７２０万円を見込んでいます。
加藤麻里委員（分科員）
　まずは単年度で実施してみて、その成果を見て継続するかしないか判断するのでしょうけれども……。
　すると、残りの部分が例年実施してきた事業に関する予算と理解してよろしいですか。
港湾空港課長
　約６，７００万円のうち、約３，０００万円が受入業務にかかる予算です。これはクルーズ船が寄港した際にお出迎えやお見送りを行う予算であり、例えば、岸壁でなまはげ太鼓をたたいて、乗客の皆様に喜んでいただく取組みや、利便性向上のためのＷｉ－Ｆｉ環境の整備、観光案内のための通訳の配置などが含まれます。これらは秋田市へ負担金を支出し、一体となって実施しているものです。
　残りの約２，０００万円については、主に保安対策に要するものです。外航船が寄港する際は、テロ対策や不審者の侵入防止といった保安対策を講じなければならないため、その警備業務にコストが掛かっています。
加藤麻里委員（分科員）
　想像していた以上に、多くの予算が充てられているのだなと思いました。
　地元の観光バス事業者から――県南の事業者から伺ったのですが、今回、ジャパネットのクルーズ船が酒田港へ寄港することになったため、現地の観光バスだけでは台数が足りなくなってしまったそうです。そのため、秋田の県南地域の事業者に対しても酒田港まで助っ人に来てほしいと要請があり、バスを融通しているとのことでした。ジャパネットのツアーは、運行するバス事業者の前泊費用まで負担してくれるそうですよね。
　何とか再び秋田港へ戻ってくるように、そこから県北地域にも観光客が流れていくように、頑張っていただきたいと要望が上がっていますので、よろしくお願いします。
港湾空港課長
　ジャパネットのクルーズ船については、来年度の寄港はありませんが、今年、副知事が福岡にあるジャパネットの本社へトップセールスに赴くなどして

いますので、令和９年度以降において、寄港していただけるよう、しっかりと働きかけてまいりたいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

もう一点、今回のように、大型クルーズ船が寄港する場合、単独の自治体の観光業者だけでは観光バスなどの対応が難しい場合があります。秋田港に寄港した際にも、山形県や新潟県から観光バスが応援に来ているそうです。

そうであれば、最初から山形県や周辺自治体と連携を図り、ツアーを半分ずつ両県で分担して受け入れる等したらよいのではないかといったアドバイスを地元の方からいただいたので、参考にしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

加藤鉱一委員（分科員）

クルーズ船で本県を訪れた方々が、実際に県内でどの程度消費して行かれるのか、経済波及効果のデータがあれば教えてください。

基本的には、乗客の方々は船に宿泊され、昼間に着岸してバス等で近隣の観光地へ出かけ、夕方にはまた船へ戻って次の目的地へ出発することになると思います。こうした場合の乗客１人あたりの平均消費額や経済効果をどのように捉えていますか。

港湾空港課長

経済効果のデータとしては、令和元年に港湾空港課が独自に実施した調査において、船舶が着岸する際に行政へ支払われる岸壁の使用料から、乗客の方々が上陸された後に県内で購入されるお土産代、昼食代、ターミナルでの売上げ、公共施設の料金などを様々積み上げて算出しています。

その結果、乗客１人あたり約１万７００円ほどの経済波及効果があるとのデータを得ています。昨年が約５万９，０００人の乗客の皆様にお越しいただきましたので、約６億３，０００万円ほどの経済効果があったと捉えています。

加藤鉱一委員（分科員）

先ほどから質疑がなされているコーディネーション業務を含め、知事が常々話しているマーケティングの視点について、どこにターゲットを絞り、どれだけ経済効果を高め、どういった層を呼び込むのかを検討していく上で、本県の場合、クルーズ船の寄港において、冬季の実績はほとんどないですよね。

秋田港に寄港した乗客の方々に、秋田にはこんな魅力や美味しいものがあると伝わるように発信する必要があると思います。こうした情報発信の手法などについて、これまで県でマーケティングを通じた検証などはされてきたのでしょうか。それとも、これから考えていく段階にあるのでしょうか。

港湾空港課長

これまでの誘致活動においては、主にクルーズ船社やランドオペレーターに対して、本県の魅力を発信して寄港を働きかけるアプローチでした。

コーディネーターとの連携によって、マーケティング分析に基づいてターゲットを絞り込んで誘致を展開していく試みは、来年度が初めてとなります。この事業を契機に実績をしっかりと積み上げ、より良い方向へ秋田県内の経済波及効果をさらに最大化させていきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

年間約５万９，０００人訪れているとのことですが、港に船が停泊している平均的な時間は、おおむね何時間ですか。

港湾空港課長

現在の一般的なスケジュールですと、午前７時から８時頃に入港し、夕方の５時から６時頃に出港していきますので、停泊時間は１０時間から１１時間程度となります。

そこから観光バスで移動するとなれば、片道１時間から１時間半程度が限界と言われております。そのため、仙北市の角館や男鹿半島に行って、現地での食事やお土産の購入、あるいは秋田市の中心市街地へも非常に多くの方々が足を運ばれ、各店舗で消費をしていただいていると伺っています。

加藤鉱一委員（分科員）

角館などに行かれることは私も分かっていて、ツアーの目的地がどこか特定の場所に固定化してしまっている印象を受けています。

そこで、これまで通りやってきたから――これからの寄港目標は、地域経済への波及効果などを最終的なターゲットに据えなければならない。事業を持続可能なものにするためにも、訪れた乗客に満足してもらい、県内でお金を落としてもらうことが必要です。何人来たか、どんな船が着岸したかばかりが目的化してしまっていて、県内への波及効果を高めるための情報発信をもう少し魅力あるものにできないのかと思います。

近隣の各市町村と密に連携し、乗客の皆様が現地で何らかの体験ができるようなメニューを設定することが大事です。これらを県だけのマーケティング視点で完結させるのではなく、広く地域を巻き込む必要があります。角館のような有名観光地に一度行ったことのある方は、次に同じクルーズ船に乗って着岸しても、もう同じ場所には行かないと思うからです。そうしたこと検討する時期に、まさに来ているのではないでしょうか。クルーズ船が寄港するのは何度も見ていますが、どうも……。

今回、ジャパネットのチャータークルーズ船が山形県の酒田港へ寄港地を変更したのも、あちらには銀山温泉や庄内地方といった新しい魅力が効果的にあったからだと考えています。せっかく今回、新規

にコーディネーター連携事業を立ち上げるわけですから、この機会に部局の垣根を超えて検討すべきだと考えますが、担当次長、どう思いますか。

建設部次長（菊地弘之）

コロナ禍が明けて以降、非常に多くのクルーズ船が本県に寄港してくれるようになりました。昨年は年間３３回と過去最高を記録しています。このように継続して多くの船が訪れるようになったことに伴い、リピーターとなる方も増えてきています。

ご指摘をいただきましたとおり、常に同じ観光メニューや魅力の提供にとどまっていては、飽きが来る可能性もあります。

そのため、今後は新たな観光資源の発掘や、それを観光コンテンツへと磨き上げ、きちんと情報発信していく取組みがさらに必要になってきますので、観光文化スポーツ部と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

そうですね。これは決して建設部だけで完結する問題ではないのです。クルーズ船市場は、海外からのインバウンドも含めて、秋田県にとってまだまだ伸びる可能性を秘めた分野です。ぜひ今話したことなどをしっかりと取り組んで、マーケティング業務もありますので、頑張っていただきたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

港湾整備事業特別会計において、中島ふ頭用地造成事業が新しく始まるようですが、おそらく以前説明を受けていたのでしたよね。

港湾空港課長

こちらは来年度からの新規事業となります。現在、セリオンの脇において、岸壁工事に伴う矢板等を打ち込む作業を進めていますが、来年度から、その背後地を埋め立て、土砂を投入して土地を造成する工事に着手します。そのため、中島ふ頭用地造成事業として、新規に予算要求させていただきました。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

新年度からスタートするのですね。地域でもそうした工事に取りかかる話は出ていました。

この造成事業について、完成までにどのくらいの期間がかかるのか、また総事業費はいくらを見込んでいるのかをお知らせください。あわせて、整備が完了した段階で、現在の機能と比べて、どのような機能を持つことができるようになるのかについてもお知らせください。

港湾空港課長

埋め立て工事のスケジュールについては、土砂の状況次第で工程等が変わってきますが、埋め立て作業自体は令和１０年代の前半には完了させたいと考えています。

現在の港湾計画において、該当区域は緑地及び埠頭用地として位置づけています。このうち埠頭用地の活用方法としては、隣接するフェリーターミナルにおいてシャーシ置場などが不足している現状があるため、そうしたシャーシ置場、または一般車両の駐車場としての活用を含めて考えています。

最終的には、緑地の整備内容も含め、地元の振興団体をはじめとする地域住民の皆様のご意見をしっかりと取り入れ、完成の姿について合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

駐車場にすることに関して、他の方の所有地かもしれませんが、現段階でまだ空いている土地があるように見受けられます。そうした既存の土地を活用することはできないのでしょうか。

今の説明を聞いた限りでは、現時点でもフェリーは隣のターミナルにおいて問題なく運航できているわけですから、そこまで急いで造成しなければならない事業とは感じられませんでした。事業の優先順位として、本事業をどのように位置づけているのかをお知らせください。

港湾空港課長

今回埋め立てを行う区域は、約半分が緑地、もう半分を埠頭用地とする計画になっており、これらは一体的に整備しなければなりません。

その上で、フェリーのシャーシ置き場の不足についてですが、実は秋田港におけるフェリーの発着が早朝の時間帯に非常に集中しています。具体的には、新潟行きの便と苫小牧行きの便が朝の７時前後に重なっており、その時間帯は非常にふくそうします。現状は、一部のシャーシについて道路を挟んだ向かい側にまで置かざるを得ない状況が生じているため、この課題を解消することが１つの大きな目的です。

また、緑地に関して、セリオン周辺でイベントが開催された際や、クルーズ船が寄港した際などに、駐車場が不足するとの声も地元から寄せられています。

こうしたところを複合的に意見を聞きながら、完成時にはどのような姿とするかについて、地元としっかり調整を図り進めてまいりたいと思っています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。確かに駐車場が足りず、少し困る時はあります。

ただ、周辺に土地がないわけではありません。施設の近くに車を止めたい気持ちは分かりますが、活用の余地がある土地もありますので、土地を借り受けて対応するといった活用方法も検討できたのではないかと感じます。

今後の仕上がりの姿については地域の皆様の要望もあると思いますが、内容については理解しました。

鈴木真実委員（分科員）

港湾空港課にお伺いします。

昨年、秋田港へのクルーズ船寄港実績は３３回であり、来年の予測も立っていると伺っていますが、来年は何回になる見込みでしょうか。

港湾空港課長

２月２０日時点ではありますが、県のホームページでも公表していますとおり、令和８年の寄港予定数は２１回と皆様にお知らせしています。

鈴木真実委員（分科員）

ジャパネットクルーズによるＭＳＣベリッシマの寄港について、令和７年における約６万４，０００人の寄港者のうち、ジャパネットクルーズのツアー客が約３万人を占めていたと伺っています。

今回、そのジャパネットクルーズによる７回の寄港計画がなくなり、全体の予定が２１回へと減少してしまうことについて、県としてはどのような原因や理由があると感じているのか教えてください。

港湾空港課長

昨年実績の３３回から、ジャパネットクルーズによるＭＳＣベリッシマの寄港分である７回が、ちょうどそのまま減少して、現在の２１回となっていると捉えています。

酒田港に寄港先を変更したことについて、ジャパネット側から聞き取りしたところ、会社としての経営戦略上、新規の顧客を獲得していかなければならない事情があったとのことでした。

本県としては、非常に残念ではありますが、令和８年はゼロとなるものの、令和９年には再び秋田港に寄港していただけるよう、様々なアプローチを仕掛けてまいりたいと思っています。ジャパネット側からも秋田に来た乗客の皆様の満足度は非常に高いとの話をいただいており、そうした方々の後押しがあれば、令和９年度以降、寄港を再開いただけるものと考え、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

前年の３３回から、ジャパネット分の７回を差し引くと２６回になりますが、来年の予定は２１回にとどまっており、５回の差が生じています。この５便の減少について、どのように分析されていますか。

港湾空港課長

来年の寄港予定数を公表した翌日に新聞報道がされておりますが、昨年も同時期に公表しています。その際には２５回と公表しており、今年の実績を見ると、そこから更に寄港数が伸びていますので、今後、伸びる可能性を注視し、そこに希望を持ちたいと思っています。

鈴木真実委員（分科員）

今後の上積みについては、私も期待したいと思います。

昨年の決算特別委員会における総括審査でも、知事や神部副知事から、クルーズ船誘致に関する答弁がありました。先ほど秋田クルーズ振興協議会の動きや、副知事が自ら現地へ赴いた話もありましたが、回数減少が予測されていたわけですから、県としては船舶代理店や船会社、あるいはツアーを企画するランドオペレーターが集まるエージェント商談会などへ、頻繁に出向いてこられたのでしょうか。これまでの実績を教えてください。

港湾空港課長

誘致活動として、港湾空港課の職員が、船社やランドオペレーターなど１０社程度訪問し、寄港地観光を提案するなど、地道な誘致活動を行っています。

また、昨年１０月に、神部副知事が県の代表としてジャパネットクルーズへ訪問した際、秋田市の副市長及び秋田商工会議所の会頭にも同行いただき、官民一体となってトップセールスを行っています。

加えて、今年１月には、知事自らが船社３社を訪問して誘致活動を行っており、秋田市長や男鹿市長も同行しています。関係自治体や商工会議所などの民間団体と一丸となってトップセールスを展開していますので、今後ともこうした連携を継続し、誘致へとつなげてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど加藤委員からも、県単独の取り組みに終わらせず、周辺自治体を巻き込んだ広域的な連携が必要だとの意見がありましたが、各市町村が持つ魅力や天然の観光素材を包括的に売り込んでいく必要があると思います。

秋田県が市町村、そして産業界と一丸となって取り組むことをお願いしたいと思いますが、来年度において、具体的な計画はありますか。

港湾空港課長

新年度予算として、そうした戦略的なセールス活動を行うための旅費等を計上しています。

また、今後は国内だけでなく、海外へもトップセールスを行う必要があると考えており、新年度予算にはそうした予算も盛り込んでいます。国内と海外の双方を見据え、誘致活動を行ってまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

予算は何に含まれているのですか。

港湾空港課長

秋田港クルーズ活性化事業に計上しています。

鈴木真実委員（分科員）

マーケティング戦略――これも一つの大きな戦略だと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいです。厳しい状況ではありますが、誘客施策は秋田県にとっては重要だと思いますので、横の連携を密にして頑張っていただきたいと思います。

それからもう一点、秋田港飯島地区の岸壁整備について伺います。先ほど、公共岸壁の補助事業として、海上保安部の巡視船が入港できるように改修するといった説明がされていました。重要港湾改修事業として位置づけられた事業だと思うので、それだけの説明でよいのでしょうか。

建設部の主要施策についての説明において、人材を呼び込むＧＸ関連産業等の集積を図る大きな目的があったはずです。成長分野の産業集積、これはおそらく洋上風力発電事業等を念頭に置いていると思いますが、それらを支える港湾機能の強化と大きく書かれていながら一言も触れていないので、説明を求めます。

港湾空港課長

今回の飯島地区における水深５メートルへの更新工事については、保守点検を担うＣＴＶ船を係留できるよう整備することを目的としています。新たな地域産業となる洋上風力発電の維持管理基盤をしっかりと下支えしてまいります。

また、本港地区において進めている、セリオン周辺の岸壁工事についても、当該地域は重要な交流拠点に位置づけられています。整備完了後は、２隻同時着岸などが可能となるため、観光産業を施設整備の観点から力強く支えてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

先ほど、秋田港の飯島地区は新規事業であるとの説明がありましたが、やはりその点を打ち出した資料にするべきではなかったのかと思います。非常に有意義な事業を実施されるわけですから、県民に対して、県が港湾事業を積極的に展開している事実を正しく発信していく必要があると考えます。

新たな産業のための港を一つ造ると理解していいですか。

港湾空港課長

今後本格化する洋上風力発電事業を支える観点からすれば、まさしくご認識のとおりです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

先ほどの中島ふ頭用地造成事業に関する質問について１点確認します。本事業の総事業費についても質問していたと思いますが、聞き漏らしてしまったので改めて教えてください。

港湾空港課長

現在の試算においては、令和８年度に２億６，３００万円、翌令和９年度に１億円、その次の令和１０年度に１億４，７００万円を予定しており、総事業費は５億１，０００万円となる見込みです。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。ありがとうございます。

令和１０年代前半には完成させたいと考えているが、埋立ての土砂の都合でその辺りは未定であり、まずはその時期の完成を目標に据えたいと理解していいのですね。

港湾空港課長

おっしゃるとおり、駐車場として使用するために土質の状況が安定していなければならないため、その辺りを見極める必要があることから、令和１０年度前半と説明させていただきました。

鈴木真実委員（分科員）

よろしいですか。ほかにございますか。

【何事か呼ぶ者あり】

河川砂防課長

先ほど、加賀屋委員からの質問に対し、直轄ダムの進捗状況について、令和７年度当初で成瀬ダムが８５％、鳥海ダムが３６％と回答しましたが、令和８年度当初まで含めると、成瀬ダムが９４％、鳥海ダムが４４％になる見込みですので、補足して回答します。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で河川砂防課及び港湾空港課関係についての質疑を終了します。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩します。

再開は、午後２時３５分とします。

午後　２時２６分　休憩

午後　２時３２分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、建設部の当初予算関係の議案に関する審査を行います。

建築住宅課及び営繕課関係についての説明を求めます。

建築住宅課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

営繕課長

【予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

加藤鉱一委員（分科員）

あきた安全安心住まい推進事業について、令和８年度事業の案が新たに提示されていますが、前年度に実施した４９０戸を対象とする子育て世帯への持ち家型リフォーム支援の実績としては、予算をほぼ使い切ったと認識してよろしいですか。

建築住宅課長

補正予算において、本事業の予算を減額させていただいており、１月末時点において、予算に対する執行率が５０．６％でした。今回、減額補正を行った上での２月末現在における執行率を算出しますと、８９．２％となっています。

加藤鉱一委員（分科員）

４９０戸に対する執行率はどのくらい。

建築住宅課長

２月末時点で４９０戸に対して２７５戸であり、金額としては、７，２４５万円を執行しています。執行率は５２．８％です。

加藤鉱一委員（分科員）

先ほどの８９．２％は、中古住宅購入型も合わせた数字ですか。

建築住宅課長

子育て世帯の持ち家型のみ照らし合わせたものです。

加藤鉱一委員（分科員）

知事も施政方針などで言っていたが、現行の制度では、子育て世帯について、１８歳以下の子が２人以上などの条件をクリアした世帯を対象としている。令和８年度事業案では、目標として７００戸と掲げられているが、この予算をしっかりと執行して目標を達成することは、社会減の抑制に大きくつながる大変重要な施策だと思う。

そこで、新年度からこの事業を推進していくにあたり、具体的には、どのような媒体や機会を通じて、どのような対象者へ周知を図るつもりなのか。

建築住宅課長

これまでの周知手法としては、主にホームページへの掲載、パンフレットやリーフレットの配布、ポスターの掲示、県広報紙への掲載、新聞広告といった媒体でした。

これらに加え、今年度からは、あきた未来創造部の次世代・女性活躍支援課や移住・定住促進課の公式ＳＮＳアカウント等を通じて、本事業の情報を取り上げてもらっています。また、Ａターンフェアの会場にもブースを設け、周知を図ってきました。

今後の展開としては、これまで十分に活用できていなかったマスメディアへの広報活動を強化し、ラジオやテレビの広報番組などを活用して、周知を図っていきたいと考えています。

さらに、今回は子育て支援の切り口になっていますが、これらは移住・定住促進とも親和性が高い事業です。そのため、あきた未来創造部が実施する秋田移住ブーストキャンペーンともパッケージさせ、共同でＰＲを展開していきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

今、子育て支援の話を中心にしていましたが、移住・定住についても、対象は重なっています。

移住・定住と子育て支援を一体的に行っていくけれども、親やその世代の方が触れるメディアやＳＮＳで、このように移住してきたと――移住の実績があったら、特集するくらいしないと。そういった目に触れるものがあって初めて、親世代も県がどういった支援を行っているのか分かるわけだから――私が言わなくても皆さんが一番よく分かっている話だと思うが、メディア等での露出を増やすことで実績をアピールし、県民にこういった支援策があって、県も一生懸命やっているのだと発信していかなければならないと思う。

秋田県の政策としては、他県と比べても非常に良いのではないかと思いますが、東北地方においてはどういう位置づけだと認識していますか。もっと良い政策を打ち出しているところはありますか。

建築住宅課長

お褒めの言葉を頂き、ありがとうございます。

住宅リフォーム推進事業については、平成２２年に立ち上げており、当時から全国で極めて珍しい個人資産への公共投資事業として始めたものです。現在は、各県で似たようなリフォーム推進事業を行っている状況です。加えて、市町村レベルでも同じような事業を行っている状況ですが、本県においては次期総合計画にあるとおり、人口減少対策あるいは少子化対策に寄与する、ターゲットを絞った事業として、重要な施策の一つと認識しています。

加藤鉱一委員（分科員）

私も大変重要な政策だと思います。

市町村でも、温度差はあるものの、関係人口の創出あるいは移住促進に力を入れていますから、やはり市町村と組み合わせた――秋田県に移住を希望する人から見れば、県内のいずれかの市町村に住むのですから、市町村の補助だろうと県の補助だろうと関係ないわけです。

したがって、県と市町村がそれぞれ個別にアピールを行うのではなく、県と市町村の支援策を一体的にＰＲすべきではないでしょうか。これは執行部にとっても骨が折れる仕事だとは思いますが、施策の効果をもっと出すために、ぜひご検討いただきたいのですが、いかがですか。

建築住宅課長

まさしくご指摘のとおりだと考えています。

県内には２５市町村ありますが、現在、２４市町村においてリフォーム推進事業を立ち上げており、

その中でも例えば大館市などは、県に対して毎年のように要望等を上げていただいています。

当然、市町村との連携は大事だと考えていますので、県としても毎年度初めには市町村を回って、ＰＲ活動を行い、連携を図っており、引き続き行っていきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

最後に、県からいくら、市町村からいくらと別々に金額を提示するのではなく、利用者の目線に立って、県と市町村の合算で総額としてこれぐらいの金額が受け取れるとアピールすることが大変重要だと思います。

行政の縦割りや縄張りを利用者に感じさせないよう、県と市町村の垣根を取り払った形でのＰＲをしていただきたいと要望しておきます。

建築住宅課長

様々な取組方法、表現の仕方があると思いますので、引き続き議論していきたいと思います。

加藤麻里委員（分科員）

私も住宅リフォーム事業のことでお伺いします。

令和８年度事業案では、１８歳以下の子と同居している親子世帯が対象になりますが、県民の方から、１８歳以下の子２人以上の条件がなくなってよかったと伺いました。私も本当によかったと思っています。

さて、断熱・省エネリフォーム支援についてですが、令和７年度事業と内容が同じにもかかわらず、事業費としては前年度と比べて半減しており、それにともない予定戸数も大きく減少していますが、実績はどうでしたか。

建築住宅課長

２月末現在で、３４０戸に対して３２６戸となっています。予算ベースにしますと９５．２％です。

加藤麻里委員（分科員）

実績を見ても、非常に多くの方々利用されたことが伺えます。現在の世界情勢では、ガソリンや灯油に値上がりの傾向があって、先々が非常に不安ですよね。こうした状況下においては、こちらの支援策を利用して外壁工事等を行うことで、少しでも灯油代などを抑えたいと考える方が今後さらに増えていくのではないかと感じています。

そうした予想に立つと、子供たちや子育て世帯はもちろんですが、秋田で暮らし続けていく方にとっては、この支援も非常に重要だと思います。予定戸数を減らしたことについては、どういった理由があったのでしょうか。

建築住宅課長

今回の断熱・省エネ支援については、３４０戸から１６０戸への減となっていますが、実際には防災減災支援分も入っていますので、３３０戸から１６０戸への減となります。

今回減らした理由としては、現在、申請してきている工事の種類について、９割程度がユニットバスへの改修工事となっています。その９割のうちの７割程度がユニットバスからユニットバスへの改修であり、当初目的としていたタイル張り等の従来の浴室をユニットバス化して断熱性能を高めることから外れてきている実態があります。

したがって、制度運用の軌道修正を図るために、ユニットバスからユニットバスへの改修分の件数を若干差し引いた上での予定戸数としています。

加藤麻里委員（分科員）

他県に目を向けると、ユニットバスではないと思いますが、これからの省エネ時代を見据えて、本県の補助限度額である８万円にとどまらず、より高額な予算枠を設けて、外壁などの断熱・省エネリフォームの呼びかけに注力している県もあります。県側の呼びかけ方次第で、本来の目的に即した断熱・省エネリフォームを促すことは可能であると考えます。

今年度はこの予算で進むのかもしれませんが、やはり本来の目的に合致した省エネ・断熱リフォームを県民が行えるような支援策を、今後とも継続していただきたいです。その意味では今回の規模縮小は少々残念に感じますが、いかがでしょうか。

建築住宅課長

県としても、予算が許す限りは広く継続していきたいと考えていましたが、本事業はあくまで特定の政策目的を達成するために予算を計上して執行する事業です。今回はその政策目的を達成するための検討を行った結果として、新年度の予定戸数を設定しました。

また、補助額については、厳しい財政状況下での事業執行であるため、この金額で継続してきているものです。金額を引き下げているわけではありませんので、引き続きこの金額で執行してまいりたいと考えています。

さらに、近年、移住・定住の促進や少子化対策への予算配分のウエートが大きくなってきています。そちらの課題に注力する関係上、一定のしわ寄せが生じることは避けられませんが、現時点においては、これまでの補助額を維持した上での見直しであるとご理解いただきたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

住宅リフォーム推進事業に関連してお伺いします。

令和８年度事業案において、移住・定住世帯に対する補助限度額が、これまでの１．５倍である６０万円と９０万円に引き上げられていますが、この金額に設定した理由はありますか。

建築住宅課長

こちらの支援については、人口減少対策のパッケ

ージとして、移住・定住される子どもを持つ若い世帯をターゲットに定め、効果的なアプローチを仕掛けたい思いが前提としてあります。

その上で設定金額について申し上げます。従来は、工事費に対する補助率が２０％または３０％であり、それぞれ４０万円または６０万円限度額でした。これは工事費２００万円で限度額に達する計算です。

令和８年度からは、子ども１人を含む世帯が本県へ移住・定住する場合、３００万円の改修工事に対して上限の補助金が受け取れるようになります。リフォームを検討される移住者の方々に対して、３００万円使って９０万円もらえる、あるいは６０万円もらえる、比較的インパクトのある限度額に改定した次第です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。支援を受ける立場からすれば、金額は高ければ高いほどありがたいのは当然のことだと思います。

しかし、県としては、その予算で最大限の効果をいかに生み出すかが重要ですので、今回示された金額は、そうした検討を経て設定したものと理解しました。

１００万円近くの補助が受けられるとなれば、追加でほかの部分もリフォームした上で移住しようと考える、前向きな誘導につながると思います。これは移住者本人だけでなく、地元で工事を請け負う業者にとっても経済波及効果をもたらすと思うので、最大限有効に活用できるよう取り組んでいただきたいです。

質問変わっていいですか。

委員長（会長）

どうぞ。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

木造住宅耐震改修等事業についてですが、今回の事業内容において、耐震診断４２戸、耐震改修等１２戸を補助の対象とされています。これまでの経緯として、木造住宅の耐震診断と耐震改修の実績はどのように推移してきたのでしょうか。

建築住宅課長

本事業は平成２０年度から継続して実施しており、これまで、耐震診断事業において計４４０戸、耐震改修事業において計４７戸の実績があります。

また、昨年度は、耐震診断が５５戸、耐震改修等が５戸となっていまして、今年度は、１月末時点で耐震診断が２９戸、耐震改修等が５戸にとどまっています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

令和８年度の支援戸数は、今年度の実績が下火であったため、来年度は頑張ってやるとの気持ちの表れですか。

建築住宅課長

本事業は、市町村が耐震診断や耐震改修の補助事業を立ち上げている場合に、県がその市町村に対して補助を行うスキームとなっています。

今回お示しした、耐震診断４２戸、耐震改修等１２戸は、予算要求を行う前にあらかじめ市町村から要望戸数を確認し、概算ベースで積み上げて算出した数字です。

もちろん、新年度が始まって実際に相談に来られた申請者の方が、予算の都合により最終的に断念されるケースもあり、件数がこれより下回ることもあります。逆に、目標件数を上回ることもありますが、最終的な件数については市町村から確認を取った数字となります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。

東日本大震災から１５年が経過しましたが、近年も様々な災害が発生しており、木造住宅が崩壊して被害を受けられる方はやはり多いです。

したがって、市町村と一緒にこの事業を周知し、一件でも多く耐震改修を進めていくことが重要です。是非、頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

鈴木真実委員（分科員）

営繕課にお伺いします。

委員会資料２１ページの（４）県有建築物安全対策事業について、資料には鹿角地域振興局職員会館と記載されていますが、職員会館は、県内にある８つの地域振興局に今でもあるのでしょうか。

営繕課長

各地域振興局に現在でも職員会館は存在しており、利用形態は各地域振興局によって異なりますが、会議室として利用したり、書庫として活用したりするなどしています。なお、食堂はなくなっているものと認識しています。

鈴木真実委員（分科員）

８つの地域振興局のうち、現在幾つ残っているのでしょうか。

営繕課長

全ての地域振興局に残っていると記憶しています。

（※同ページで発言訂正あり）

鈴木真実委員（分科員）

秋田地域振興局もありますか。

営繕課長

申し訳ありません、秋田地域振興局には現存していませんでした。答弁を訂正します。

（※同ページの発言を訂正）

鈴木真実委員（分科員）

では、ほかの７つの地域振興局については残っていると理解していいのですね。

営繕課長

ご認識のとおりです。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。

職員の福利厚生にも関わる施設ですので、多く使われる状態になっていれば良いのですが、今回この安全対策として２，８５２万円が計上されています。このうち、鹿角地域振興局職員会館にかかる工事費はいくらぐらいになりますか。

営繕課長

１，２００万円ほど計上しています。

鈴木真実委員（分科員）

資料に外１箇所とありますが、もう一つについてはいかがですか。

営繕課長

もう一つは仙北地域振興局の職員会館であり、こちらは約１，６００万円ほど計上しています。

鈴木真実委員（分科員）

これらの職員会館の在り方については、営繕課ではなく、総務部などでの議論になると思いますが、営繕課としては、どのように把握されていますか。

営繕課長

当課で把握している範囲でお答えしますと、現状としては、継続して使用していく方針です。利用実態は各振興局によって様々ではありますが、当面は現行のまま使用していく考えです。

ただし、将来的には、建物の大規模な修繕が必要となる時期を見計らい、そのタイミングで在り方を検討することとしております。今回提出されている個別施設計画においても、将来的には廃止の方向で整理されていました。

鈴木真実委員（分科員）

分かりました。

それから、建築住宅課にお伺いします。先ほどから議論になっている住宅リフォーム推進事業についてですが、施工業者や技能組合、建築労働組合など、様々な関係団体と要望や意見交換を重ねる中で、この事業を何としても継続してほしいとの要望が非常に多く寄せられています。県としては、こうした業界からの要望をどのように受け止めていますか。

建築住宅課長

業界団体からの継続要望については、県にもしっかりと届いています。

できる限り、そうしたニーズに沿った形で対応していきたいとの思いはありますが、一方で厳しい財政状況を踏まえますと、ターゲットを絞って政策的意味合いを明確にしたリフォーム支援事業とせざるを得ないのが実情です。

今後とも、政策目標の達成と、業界団体などからの要望とのバランスを取りながら、協議を重ねてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

一般財源の状況が厳しい中ではありますが、次期の総合計画を見据えた、建設部の主要施策においても、本事業は未来づくりの重要な柱として位置づけられていますので、非常に必要性の高い事業だと思います。ぜひとも頑張っていただきたいです。

しかし、先ほど少々驚いたのが、当初の予算規模に対する執行率が５２％にとどまっていたことです。補正前の段階でこの水準は、いかがなものかと思いますが、どのように受け止めていますか。

建築住宅課長

県としても、当初予算に対する執行率が半分程度にとどまった点については、少し気がかりなところがあると受け止めています。

ただ、先日の補正予算の審査でもご説明しましたとおり、最終的な着地としては３００戸弱の申請を見込んでいます。件数として、３００戸は決して低い数字ではないと考えています。

これまで、要件を子供が２人以上の世帯と対象をかなり限定して設定していたこともあり、その対象層におけるリフォーム需要は一通り落ち着きを見せているのではないかと分析しています。

そのため、令和８年度からは子供１人以上の世帯も新たに支援対象に加えることとし、予定戸数も上乗せしています。新年度はこの制度が広く行き渡るよう、周知徹底に取り組んでまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

次期総合計画のスタートを控えているからこそ、今回は当初予算の段階で増額措置がなされたものと推察しています。

この制度を実際に活用する施工業者や様々なメーカーに対しても周知徹底を図らなければなりません。一人でも多くの県民の方々にこの制度を利用していただくために行動していかなければ、また来年度の予算査定の際に厳しい指摘を受けることになると思いますが、いかがでしょうか。

建築住宅課長

ご指摘のとおり、今回の改正内容をしっかりと周知していかなければ、利用件数の観点から、決算期に厳しいご指摘をいただくことになりかねないと思います。新年度しっかり取り組んでまいります。

鈴木真実委員（分科員）

非常に重要な事業であり、業界にとっても、また県の総合計画においても大変注目される事業だと思いますので、建設部を挙げて頑張っていただきたいです。

最後に、今回、子育て世帯や移住・定住世帯への支援に重きを置いた点について、どのように感じて

いるのか、部長から一言お願いします。

建設部長

知事が常々話している人口減少対策、その中でも特に社会減に対してどのような施策を打ち出していけるのかとの問いに対し、建設部として何ができるか、一番アピールできる、花形となる政策は何かと考えると、この住宅リフォーム推進事業に行き着きます。

この制度の対象となる子育て世代や移住検討者に届くよう、様々なメディアを使い、様々な機会を捉えながら、これまで以上の熱量で周知を図ってまいります。本当に力を入れている事業ですので、部一丸となって取り組んでまいります。

鈴木真実委員（分科員）

私も様々要望を重ねてきましたので、補助額が削減されずによかったなと思いますし、今後、利用を予定している方々としてもありがたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

１点だけ営繕課にお伺いします。

県有建築物安全対策事業の中に、煙突アスベスト改修が盛り込まれています。これは建築から長い年月が経過した古い建物が対象になっているのだと思いますが、県有建築物の中には、アスベストが使用されている建物がまだまだあるのですか。

営繕課長

平成１７年に、いわゆる飛散性が高く健康被害が懸念される吹き付けアスベストが社会問題となりました。その時点で県有施設の調査を行ったところ、当時は５１施設で使用が確認されました。これら５１施設については、平成２２年辺りまでに、全て除去工事を完了しています。

現在、当課で実施している煙突アスベストの改修については、セメントなどの基材に石綿を微量に混合して成形された固形建材が対象です。

これらは、通常の使用状態においては、空気中に飛散する恐れはなく、法律上も特に問題ないとされています。しかしながら、建物の経年劣化に伴い、煙突内部の断熱材がボロボロになってくるリスクを考慮し、現時点のうちに計画的に除去を進めています。当課で計画している対象施設のうち、今回の予算に計上している２箇所の工事を完了しますと、この煙突アスベスト改修事業は一段落します。

ただし、このほかに建物自体の解体が予定されている施設など、一部に未着手のまま残されているものもあります。例えば、ルポールみずほなどの施設に一部残存していますが、これらについては、解体時に所定の対応した上で、除去工事を進めていく計画です。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。アスベスト対策については、細心の注意を払い万全の対策を講じて進めていかなければならないと思いますので、安全上の配慮をお願いします。

加藤麻里委員（分科員）

私からも営繕課にお伺いします。

県有建築物の修繕についてですが、現在、県有施設の中に、雨漏りが発生しているなどで困っている建物はどのくらいあるのでしょうか。

営繕課長

例年、営繕課には全県の各施設から修繕に関する予算要望等が寄せられていますが、それらも含めて当課で把握できている範囲では、県内で現在１７施設から１８施設程度、屋根の改修工事を希望している施設があります。

これらの要望すべてにおいて、雨漏りが発生しているかどうかの詳細までは網羅できていませんが、屋根の改修が必要な施設として、それだけの件数を把握しています。

加藤麻里委員（分科員）

私も先日、実際に雨漏りが発生している県有施設を見てきました。今後の計画的な改修スケジュール等もあるかと思いますが、可能な限り早い段階で修繕を行うことが重要です。速やかに現地へ足を運んで状況を確認していただくなどして、予算面での調整を伴うとしても、ぜひ早期の修繕対応をお願いします。

営繕課長

それぞれの県有施設における状況や、ほかに修繕が必要な箇所の優先度などを考慮し、個別に修繕計画を策定しています。

その中でも、雨漏りについては、施設の運営にも影響を及ぼす事象ですので、関係する施設と連携を図りながら、早期改善が図れるよう努めてまいります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で建築住宅課及び営繕課関係についての質疑を終了します。

以上で建設部の当初予算関係の議案に関する質疑を終了します。

ここで、説明者交代のため、暫時休憩します。

午後　　３時３０分　休憩

午後　　３時３２分　再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説 明 者

会計管理者（兼）出納局長　小　熊　新　也

出納局次長　佐　藤　　寧

会計課長　近　江　賢　治

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

昨日、出納局の当初予算関係の議案に関する審査を行ったところですが、会計課関係の議案のうち、マルチペイメント推進事業について、詳細な説明が必要と判断しましたので、改めて、会計課長の説明を求めます。

会計課長

【提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、会計課関係の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、本日はこれをもって散会し、明日、午前１０時から委員会及び分科会を開き、建設部関係の審査を行います。

散会します。

午後　３時３７分　散会

令和８年３月４日（水曜日）

本日の会議案件

１　請願第２７号

建築士有資格者の不足解消に向けた建築士試験制度の改正等を求める請願について

（現況説明・質疑）

２　建設部関係の付託案件以外の所管事項

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木	真実
委員（副会長）	今川	雄策
委員（分科員）	加藤	鉱一
委員（分科員）	加藤	麻里
委員（分科員）	加賀屋	千鶴子

欠席委員

委員（分科員）	柴田	正敏

書記

議会事務局議事調査課	佐藤	文也
議会事務局議事調査課	小寺	一康
建設部建設政策課	安宅	俊之

会 議 の 概 要

午前　９時５７分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木	真実
委員（副会長）	今川	雄策
委員（分科員）	加藤	鉱一
委員（分科員）	加藤	麻里
委員（分科員）	加賀屋	千鶴子

欠席委員

委員（分科員）	柴田	正敏

説明者

建設部長	小野	潔
建設部建設産業振興統括監	近藤	雅
建設部次長	菊地	弘之
建設部次長	佐藤	正美
建設部次長	高野	優
建設政策課長	高橋	雅昭
技術管理課長	出口	和彦
都市計画課長	備前	亨
下水道マネジメント推進課長	熊谷	聡
道路課長	石川	康樹
河川砂防課長	高杉	英幹
港湾空港課長	千葉	政幸
建築住宅課長	土橋	吉秀
営繕課長	経徳	康之

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

昨日に引き続き、建設部関係の審査を行います。

初めに、建設部関係の請願に関する審査を行います。

請願一覧表により審査を行います。請願一覧表の１６ページをお開きください。

新規の請願であります、「建築士有資格者の不足解消に向けた建築士試験制度の改正等を求める請願について」を議題とします。

執行部の現況説明を求めます。

建築住宅課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第２７号について、御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、建設部関係の請願に関する審査を終了します。

次に、建設部関係の陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

建設部次長（佐藤正美）

【共通資料（秋田県総合計画（案））により説明】

建設政策課長

【共通資料（第２期あきた公共施設等総合管理計画（案）、第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第５次）（案））及び提出資料により説明】

道路課長

【提出資料（当日配布資料）により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課一括して行います。

加藤鉱一委員（分科員）

土地開発公社について伺います。現在、全国的にも多くの自治体において、土地開発公社を廃止する動きが広がっています。こうした状況下において、本県がこの公社を存続させ、県が直接取得するのではなく、公社を介して土地取得を行う必要性が今後もあるのだろうかと、正直疑問です。

現在の時代背景を考えれば、県が直接用地を取得すれば済む話ではないでしょうか。他県で廃止が進む中、公社を存続し続ける理由について、全国的な動向も踏まえ、どのように考えているのか。

建設政策課長

土地開発公社については、昭和４８年に公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、県が１億円を出資して設立した公益法人です。

用地取得等を目的に公益事業を行っており、他県において公社を廃止する動きがあることは認識していますが、本県においては現在も有効に活用されています。例えば、秋田港アクセス道路の整備にともなう用地取得等においても、多大なる業務貢献を果たしており、本県においては今なお必要な組織であると考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

公社を介さずに、県が直接予算を執行して用地を直接買収・取得することはできないのでしょうか。

建設政策課長

県の職員数が減少する中、用地買収業務について、県が直営で実施している部分も当然ありますが、公社にもその一部を担っていただいているのが実態です。

加藤鉱一委員（分科員）

人員不足を理由にしているが、必要であればその都度予算化し、職員が直接交渉して取得すればよいのではないの。それが公社を存続させなければならない理由になるとは思えないが、担当部長あるいは次長の見解はどう。

建設部次長（佐藤正美）

現在の土地開発公社は、県の事業にともなう用地取得を代行しているだけでなく、国が実施する事業、例えば、片側２車線化が完了した一般国道１３号河辺拡幅事業などの用地取得業務も受託しています。

また、県内の市町村においても、職員数の減少に伴い、用地取得の専門知識を持つ職員が少なくなっている課題があるため、直営での用地取得が困難な市町村に代わり、土地開発公社の職員が用地取得実務を代行している実態もあります。

このように、公社は確かな存在感を示しています。今後、県の職員も少なくなる中で、用地担当職員の減少も避けられませんので、市町村の業務支援もあわせ、今後も存続していきたいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

開発公社が設立されたのは、県が右肩上がりの開発を続けていた昭和４０年代のことであり、市町村などでも同じ状況だった。今後も維持すべき第三セクターとして委員会資料に挙げている以上は、執行部として、必要なのだと一生懸命言わないといけないと思うし、様々な改革が行われている中で、職員不足は１つの理由になると思う。

別に公社の必要性を全否定するわけではないが、今述べたことも頭に入れてる必要がある時代になってきているのではないかと思う。せっかく多岐にわたる改革に取り組まれているのだから、その辺りについて、建設部長はどう考えている。

建設部長

おっしゃるとおり、かつてのような開発事業や道路の改良工事は全体として減少傾向にあります。これは県のみならず、市町村、そして国においても同様の傾向です。

これまでは、国、県、市町村のそれぞれに用地補償に専門職員が配置され、直営で業務を完結できていました。しかし、現在は、そうしたセクションへ人員を配置することが難しくなってきています。

全体の仕事量は確かに減少していますが、専門人材が枯渇していく局面において、地域特性に精通した、用地補償のエキスパート集団が組織として存在している強みは、非常に大きいと認識しています。

今後、その仕事量が減少していくとしても、県、国、市町村の需要をひとつの組織に集約すれば、全体としてカバーすべき業務量は十分に存在します。これは、下水道分野において、県と市町村の広域連携組織として立ち上げたＯＮＥ・ＡＱＩＴＡも同様であり、地域に精通した組織があることは、市町村や国からも大変頼りにされています。

こうした背景から、私自身も市町村の首長を直接訪問し、県の土地開発公社では、こういった業務を承っていますので、ご要望があればぜひご用命ください、と営業活動を展開してまいりました。

現在、公社の経営状況は安定していますので、現段階においては継続していく方針であるとご理解をいただければありがたいと思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

土地開発公社の関連で伺いますが、秋田市などは土地開発公社がまだ存在していると記憶していますが、先ほどのご説明から、その他の市町村においては、存在しないところもあるのではないかと感じました。

そこで、今年度や昨年度に、市町村が実施する公共事業において、必要な事業用地を県の土地開発公社が代わりに先行取得して提供した事例は実際にあったのでしょうか。

建設政策課長

今年度行われた公社の理事会等において、市町村からの用地取得等業務委託も受けていると聞いていますが、詳細な資料は手元にありません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。

先ほど国の事業も代行しているとのお話もありましたので、現場においては、公社に対する一定のニーズがあるのかもしれません。

ただ、職員を専任にするかどうかは別として、国や市町村において、職員数がぐっと少なくなっている現状を鑑みますと、必要なセクションへ適切な人員配置を行うことも当然必要ではないかと考えます。

今後、公社の在り方や存廃を含めた検討を行う際には、職員の人員配置の在り方も含めて議論していただきたいと意見を述べておきます。

質問変わっていいですか。

委員長（会長）

どうぞ。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

総合計画について伺います。

予算案を連日審査する中で、例えば道路改良費をはじめとするいくつかの事業費が、今年度と比べて減少している状況が見受けられます。

新たな道路やインフラを造っていくことも必要ではある――それをすべて否定するつもりはありませんが、道路にしても下水道にしても、様々なインフラの整備がこれからますます求められていくことは間違いありません。

そこで、総合計画の政策２などを見ますと、道路の整備などが真っ先に掲げられていますが、計画策定時には必要だと思って着手した事業であっても、数年が経過した段階で、トータルを考えたときに、本当にこのまま進めて良いのだろうかと、見直しを迫られる局面に直面するときが必ず出てくるのではないかと思います。

激動する社会情勢や人口減少の中で、４か年の計画期間中であっても、一度策定した計画だからといって、必ずこの計画で進めるわけではないと理解していますが、状況の変化に応じた柔軟な対応や見直しが必要であると考えます。

すなわち、新しくインフラを造ることよりも、今あるものを持続可能にするための対策の方が、一方では同等かそれ以上に求められているのではないでしょうか。新年度の計画推進にあたり、部としてどのような姿勢で臨まれますか。

建設部次長（佐藤正美）

県の厳しい財政状況下において、新規の建設事業をどの程度の規模で執行していくべきかについてのお話になろうかと思います。

まず大前提として、施策３に掲げておりますとおり、既存インフラの維持管理をきちんと行っていくことで、全国で発生しているインフラの老朽化に伴う事故を本県で起こさないよう、適切なメンテナンスを徹底していくことは言うまでもありません。

一方で、本県の持続的な発展のためには、道路等の整備や、県民の命と財産を守るための安全・安心な河川の改修といったインフラの機能強化もまた、同時に必要な要素です。

これらは各種の計画に基づいて進めていますが、限られた財源の中で、重点的に又は優先順位を取り決めて執行していますので、その辺りのバランスは非常に難しいものがあります。

維持管理の徹底と、地域の発展を支えるインフラ強化の双方をいかに両立させるか、計画案ではその双方の必要性を踏まえた内容としています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

そうですよね。そうでしかないですよね。

したがって、ここ数日間の予算審査を通じて私も実感しましたが、今後は、インフラ整備のあり方について、かなりシビアに考えていかなければならないのではないでしょうか。

今後、この総合計画に基づいて各事業を進めていくに当たっても、今話したことを念頭に置いていただきたいです。

質問変わってもいいですか。

委員長（会長）

どうぞ。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

県管理道路の今後のあり方検討事業（中間報告）について伺います。この検討事業こそ、まさにインフラの持続可能性を見据えた取組みそのものではないでしょうか。

このあり方検討事業を進める上で、橋梁も対象として出てきています。県では橋梁長寿命化修繕計画を昨年度に改定して事業を推めているわけですが、予算審査の際にはあまり橋梁に関する話は出てこなかったと記憶しています。

実態として、この計画に沿って点検が行われ、対策が必要な箇所への修繕は進められているのでしょうか。

あわせて、第２回勉強会において、維持管理のレベルを下げる、レベル１やレベル２といった路線の分類案が示されましたが、維持管理レベルを引き下げる対象となった路線の中に、橋梁などが要因となって分類されたケースはなかったのでしょうか。

道路課長

まず、１点目の橋梁長寿命化修繕計画に基づく点検および修繕の実施状況について、規模の大きなものでは橋梁がありますが、昨年度に本計画を改定し、

今後１０年間の計画を策定したところです。
制度上、すべての橋梁に対して５年に１度の法定点検が義務付けられており、これによって橋梁の状態を把握しています。現在、点検の第２巡目の結果が出ており、直近の秋田県道路メンテナンス会議でも公表している数値ですが、健全性Ⅲと診断された、早期措置段階にある橋梁が２８６橋あります。
その内、既に修繕工事に着手しているものが２１３橋で、着手率は７４％となっています。また、修繕工事が完了したものは８４橋で、完了率は２９％です。これらについては、診断後５年で順次対応していく仕組みをとっており、現在７４％となっている着手率についても、この５年の計画期間内において１００％に達するよう計画的に進めています。
一方で、こうした橋梁の点検を踏まえた対策ですが、傷んだ箇所を直していく、事後保全が現状になっています。こちらを、国が推進している、予防保全のステージへと移行していくことが本計画の最終的な目的です。すなわち、人間の体と同じように、深刻な健全性Ⅲに悪化してしまう前の、健全性Ⅱの段階で適切なメンテナンスを施し、橋の寿命を延ばしていく手法です。残念ながら現状はまだそこまで手が回っておらず、健全性Ⅲの橋を随時修繕していく対応に追われている実態です。
次に、２点目の県管理道路のあり方検討事業に係る勉強会における橋梁の扱いについてお答えします。今回の検討において、橋梁の健全性そのものが原因で路線の維持管理レベルを下げるといった選定基準は採っていません。今回お示しした路線の見直しは、沿線人口などを基準に分類したものです。ただし、将来的に供用廃止となる路線のなかに橋梁が含まれている場合は、当然のことながら長期的にはその橋梁を撤去する可能性はあります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

早期に対策が必要とされる健全性Ⅲの２８６橋のうち、着手しているのが２１３橋とのことですが、残り７３橋への対応はどうなっていますか。

道路課長

補足してご説明します。先ほどご説明したとおり、法定点検は５年周期で実施しています。基本的には今回の５年間で発見された損傷は、次の５年間の点検前に工事に着手することを前提としています。
現在公表している２巡目の点検データは、令和元年から令和５年までに実施した点検結果の集計です。そのため、例えば令和５年度の２巡目に健全性Ⅲと判定された橋梁については、３巡目の点検が行われる、令和１０年度までに設計や工事に着手すれば計画通りとなります。
したがって、残りの２６％についても、次の点検までに順次設計や工事を進めてまいりますので、最終的には１００％着手済みとなる計画であり、計画に沿って、しっかりと実施していきます。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

計画どおりに進めていることは理解しましたが、点検することが目的ではなく、先ほど説明のあった、予防保全を行って橋の寿命を延ばすことや、県民の安心・安全を守ることが目的ですよね。県管理の橋梁ではないですが傷んだ橋も見かけますので、年数が経過橋梁の修繕については県民から見えにくい分野かもしれませんが、早期の修繕に向け、是非、努力をしていただきたいと意見を述べて終わります。

道路課長

先ほど、県管理橋梁の着手率は７４％であるとご説明しましたが、この数値は全国平均の７０％を上回っており、本県は全国的に見ても比較的順調に対策が進んでいる部類に入ります。
しかしながら、今、委員からご指摘のありましたとおり、全国的に課題となっているのが、市町村が管理する橋梁の修繕です。秋田県内の市町村が管理する橋梁における着手率は２５％にとどまっており、全国平均である５２％と比較して著しく低い水準になっています。こちらについては、県及び工業技術センターで、市町村に対して技術支援を行いながら、修繕を進めていくことにしています。

鈴木真実委員（分科員）

ただいまの件に関して質問します。
昨年の２月議会における当初予算審査において、県管理道路の今後のあり方検討事業を立ち上げ、管理の見直しに向けた具体的な方向性を示していきたいとやり取りがなされた経緯があります。
しかし、提示された今後の予定を見ますと、第３回勉強会が３月１１日に予定されており、当初示されていた予定よりも２か月ほど遅れている印象を受けます。さらに、資料には、令和８年第１回定例会に向けて、今後の管理の方向性を取りまとめる旨が記載されていますが、この工程で本当に可能なのかどうか疑問が残ります。
なぜかと言うと、本検討を進めるにあたり、各市町村との調整や意見交換がどの程度行われているのか、また、数回の議論で方向性を決定できるのか懸念があるからです。地域住民がこれまで生活道路として利用してきた道路について、突然、見直しや廃止といった方向性が打ち出されるとなれば、県民生活にとって重大な問題となります。このスケジュール感で問題ないのか、改めて確認させてください。
あわせて、有識者や外部専門家で構成するこの勉強会において、これまでの議論を通じて、特にどういった点が大きな課題として浮き彫りになったのか、県としての集約の見通しも含め、率直な見解をお聞かせください。

道路課長

１点目のスケジュールの遅れの要因についてですが、前例のない検討業務であるため、委託事業としてコンサルティング業務を進めるにあたり、まずは県としての基本的な考え方を整理する必要がありましたので、各地域振興局と協議をしながら進めていました。また、発注後に開催した勉強会の場で委員の皆様から様々なご意見をいただき、それらを慎重に反映させる過程を挟んだことにより、中間報告の取りまとめに時間を要しました。

次に２点目の取りまとめと今後の流れについてでですが、昨年度の建設委員会でも前建設部長や私から答弁申し上げましたとおり、今回抽出された対象路線をすぐさま廃止するといった手法をとるものではありません。あくまで一定の指標に基づき、機械的に路線を抽出・整理している段階です。今後の予定としては、令和８年度６月議会において、抽出した路線をお示しします。その上で、抽出された路線については、利用者や地元住民との合意形成が不可欠となってまいります。そのため、令和８年度の１年間をかけて、予算は掛けませんが、短期的に取り組めるものなのか、中長期的に取り組んでいくのかといった分類整理を行っていきたいと考えています。その際には、当然のことながら関係市町村や地域の利用者、地元関係者の皆様と協議をしていきます。

繰り返しの説明となりますが、決定した路線を直ちに廃止するのではなく、各路線の課題や維持管理コストを整理することが、来年度の取り組み内容となります。

最後に３点目の勉強会で浮き彫りになった課題について、３月１１日に開催する第３回勉強会において、最終的な課題整理と意見交換を行う予定ですが、現時点で想定される大きな課題としては、施設の撤去・復旧コストの課題が挙げられます。仮に、維持管理上の観点から橋梁の撤去や道路の廃止を選択する場合であっても、撤去にはそれなりの費用が掛かります。また、道路の廃止にあっては、利用者の方々がいらっしゃる場合、橋梁や雪崩防止柵といった既存構造物を原形復旧することが条件となるケースもあり、こちらも相当の復旧費用が必要になることが考えられます。箇所ごとに直面する課題はケース・バイ・ケースで異なりますので、来年度において整理を進めてまいりたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

道路課長のご説明をまとめると、まずは検討の土台となる中間報告を６月議会までにまとめ、それ以降、具体的な検討に入っていくのですね。一連のプロセスの最終的な完了時期についてはどのように考えていますか。

道路課長

まず、６月議会では、勉強会での議論を集約した、今後の取りまとめ方針を公表することを考えています。

それを受け、来年度においては、抽出された対象箇所の詳細について、各地域振興局及び関係市町村と公表したものを元に、具体的にどのような取り組みが可能かを１年かけて協議・調整してまいります。その中で、仮に速やかな対応が可能と判断される箇所があれば、地域住民の皆様への丁寧な説明と合意形成の手続きに入っていく流れとなります。

なお、今回抽出指標とした、人口減少率９割以上は、２０７０年時点の将来推計人口に基づいた指標です。現在住民がいる地域を直ちに廃止する対応は基本的に考えていません。機械的に抽出された約四百数十キロメートルの路線について、箇所ごとの実情をしっかりと整理していきたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

勉強会が示す、今後のとりまとめ方針について、県職員のみならず外部の有識者を交えて策定される方針であるだけに、これが公表された際、県民に与える影響について、県としてはどのように考えていますか。

道路課長

人口減少が進む中、既存の道路をすべて現行のレベルで管理していくことは困難であると考えています。現在、人が住んでいない箇所や、将来、人口が非常に減少する地域の道路については、管理を縮小せざるを得ない部分があると思います。

現在抽出しているデータは、あくまで指標に基づいて機械的に抽出しているものですから、対象となった地域の方々にとっては、大変なショックを与える可能性があると認識しています。

だからこそ、利用状況等の情報開示や今後の丁寧な説明を行っていかなければならないと思っています。もし将来的に道路の廃止を行うとなった場合には、住民の方々に丁寧な説明を行いたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

今、答弁があったとおり、丁寧な情報発信と誠実な説明が重要になってくると思います。審査を行う我々と、事業を進める執行部が、活発に意見を交わしながら進めていければと思います。

建設部長は、本事業について、どのようにお考えでしょうか。

建設部長

本事業に係る勉強会は、県内外から注目を集めています。それだけに、この会が打ち出す結論や方針が与える影響は、決して小さくないものと認識しています。

もちろん、今後具体的な路線やエリアが絞り込ま

れていく段階になれば、地元において様々なハレーションや懸念の声が生じることは十分に想定されます。道路課長が申し上げましたとおり、丁寧な説明を尽くしていくことが大前提となります。

一方で、今後数十年間にわたり秋田県の人口が減少傾向を辿る厳しい予測については、県民の皆様にもご理解いただく必要があると考えています。どんな人口増加政策を展開してきても、交通量が減少していく状況はどうしてもあるものと思います。県管理道路は、都市部だけでなく、中山間地域の郡部にまで細かく張り巡らされていますので、利用頻度が非常に低い路線も中にはあると認識しています。すべての道路で一律のサービスレベルが維持されることは現実的に不可能であると県民の皆様にも頭の片隅に置いていただいて、財政が厳しくなったから削るといった単純な話ではなく、秋田県全体が縮小していく現実をお伝えしていく必要があると思います。

ただ、県として、秋田県が衰退し、縮んでいくことばかりをお話しするのではなく、ポジティブな話があることも同時にお示しする必要があると思っています。建設産業にとどまらず、他産業の活性化や秋田県が持続していけるよう、ポジティブな施策を県民の皆様へ継続的に発信していく必要があります。単に県管理道路のあり方だけをお話ししていくと、この先どうなるのかと県民に不安を与えることになると思いますので、建設部だけの議論で終わらせず、産業部門などと連携を図りながら、しっかりとポジティブな情報も発信できるようにしていきたいと考えています。

鈴木真実委員（分科員）

どうしても財政状況が厳しい点に固執してしまいがちなのですが、そうではなく、今後の秋田の在り方をどう考えるかとの視点での事業であることの説明がありました。何よりも全国初の試みで、県内外から注目されている点に気持ちが引かれましたので、６月の方針発表に向けてできる限りの準備をして発表していただけることを期待しています。

加藤鉱一委員（分科員）

建設工事等業務の透明性・公正性に向けた取組みについて、先ほど詳細に説明がありましたが、昨年、非常に残念な事件がありました。

資料には再発防止策の実施状況として、実施済み、運用中など、様々なチェック体制が記載されています。しかし、前回の事件などを振り返りますと、いわゆる設計変更の段階において問題が生じていたかと思います。特に近年は物価高騰等に伴い、設計変更を行う機会が増加しています。

現場ではどうしても受注者と発注者の距離が近くなり、協議を重ねる中で密接な関係が生じやすい構造にあります。これはある意味で避けられない面もありますが、だからこそチェック体制に書かれている、複数人による対応などを具体的にきちんと運用していかなければ、また同様の問題が起こり得るわけです。対策を紙の上に書くだけで終わらせず、絶対に形骸化させないよう、建設部として常に目配りをしていく必要があると考えます。

また、不祥事を防止する観点から、民間企業などでは内部通報制度の普及が進んでいます。行政においては、あまりないのですが――そこまでやれといっているわけではありませんが、そのくらいの環境づくりを行っていかなければ防げないのではないかと感じます。立派にまとめられたこれらの再発防止策を、今後どのように具体的アクションへつなげていくのか、建設産業振興統括監の見解を伺います。

建設部建設産業振興統括監

おっしゃるとおり、今回の事案におきましては、現場の監督員が複数で対応しきれておらず、組織としてのチェック機能の甘さがあったことを反省し、この１年間、再発防止策の構築と推進に努めてまいりました。

従来の設計変更等の手続きにおいては、業者とのやり取りが紙ベースで行われていたこともあり、複数職員によるチェックを全面的に実施することが難しい面もありました。現在は、いわゆるＩＣＴを活用し、複数の監督員が同時に資料や記録を閲覧できるシステムへと移行しています。工期が長期に及ぶ工事であっても、業者とのやり取りを必ず複数人で行っていく体制を整えましたので、これを現場で徹底してまいります。

また、受注業者との関係性についても、春先に次長等が各業者との意見交換を行う予定で進めていますので、業者側からの目もしっかりと意識しながら業務を進めていきたいと考えています。来年度においては、企画課が用地課と統合されるなど組織体制の変更も行い、各地域振興局内において、チェック機能が確実に働く仕組みを定着させ、再発防止策が決して形骸化することのないよう、業務を進めてまいります。

今川雄策委員（分科員）

先ほど組織再編についてのご説明がありましたが、本県のクルーズ船事業全般について、スタート時点から港湾空港課の皆さんが尽力され、現在の基盤を築いてこられたと認識しています。市町村や観光関係団体との調整も含め、これまで港湾空港課がその大部分を担ってこられたわけですが、来年度からは業務全般を観光文化スポーツ部へ移管するとのことでした。

今後、クルーズ船事業を本県観光の大きな目玉にしていくことについては当然のことだと思いますが、今回の組織再編にあたり、どのような認識や方向性

のもとで今後のクルーズ船事業を進めていくと総括されていますか。

建設部次長（佐藤正美）

今回のクルーズ船関連業務の観光文化スポーツ部への移管については、昨日も質疑がありましたとおり、これまではとにかく１隻でも多くクルーズ船を呼び込む方針でした。しかし今後は、単に寄港数を増やすことよりも、本県でどれだけ多くの経済効果を生み出せるか、すなわち本県でお金を落としてくださる乗客を誘致する方向へとシフトしていくことになります。

そうした局面で重要となるのが、本県が持つ観光資源などを利活用して、本県で下船していただいてお金を使っていただくことです。観光文化スポーツ部であれば、観光事業者とのネットワークや豊富な観光コンテンツを所管しているため、ソフト面をメインで担っていただくことが効果的であると判断し、今回、業務移管を行うものです。

なお、今回の業務移管において、ソフト事業は移管しますが、クルーズ船を受け入れるための港湾施設整備などのハード面については、引き続き港湾空港課が対応します。今後は、ソフト部門を担う観光文化スポーツ部と、ハード部門を担う建設部が連携し、クルーズ船寄港による経済効果の最大化を目指してまいります。

今川雄策委員（分科員）

港湾整備をはじめとするハード面において、今後も港湾空港課が大きな役割を求められるのだろうと思います。これまで一貫して事業に関わってこられた立場から、クルーズ船事業の一部を観光文化スポーツ部へ移管するにあたり、重複になるかもしれませんが、今後のクルーズ船の誘致や環境整備について、どのような認識を持って取り組んでいくのか、改めてお伺いします。

建設部次長（菊地弘之）

来年度からは、観光文化スポーツ部観光戦略課内に、インバウンド・クルーズ誘客推進室が新設されることとなっています。

これまでは、クルーズ船で訪れる観光客への対応を建設部が主担当として担い、新幹線などの移動手段で訪れる観光客の誘致を観光文化スポーツ部が担う体制でした。これまでも両部で連携を図ってまいりましたが、新たに専門の室が設置されることで、誘客施策が一体的かつ強力に推進されることを目的とした組織再編となっています。建設部としても、引き続き観光文化スポーツ部と連携し、本県のクルーズ振興に取り組んでまいります。

加藤鉱一委員（分科員）

「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第５次）」（案）について、先ほど説明のあった、建設部所管の株式会社マリーナ秋田は、資料を見ると県施設利用料が令和８年度から令和１１年度まで順調に伸びているよね。それから、合計保管艇数やレンタルボート会員数も減っていない。

それで、私が疑問に思ったのは、経営状況は概ね安定と書いているが、県関与が縮小・廃止と書いているのです。主たる事業で安定した実績が上がっているのに、なぜ県の関与が縮小・廃止の方向なのか分からない。どう考えても理解できないのだが、どのように理解したらよいのか。

建設政策課長

県関与の在り方――法人に対する県の在り方は、なるべく県に頼らず独自でやっていただくのが基本路線となっています。そうした中で公的役割が十分に認められる法人や、場合によっては民間の――公的な役割がない法人など、様々あるわけです。

このマリーナ秋田は株式会社であり、民間の経営の観点からすると、県の関与はやはり今後なくしていく方向ではあります。そこで、現在は内部留保が良くなってきていて、内部留保が厚くなると経営が自立しますので、そういった理由から県関与は廃止の方向としています。

加藤鉱一委員（分科員）

第三セクターは、他部局でも様々多数あって、その中には観光施設もあります。大規模改修みたいなものなどは県が支援すると思うが、経営の赤字などについては全て会社で……。実際、その会社でお金を出しているものなの。それとも県で一部予算化しているの、または全くされていないの。

建設部次長（佐藤正美）

県から予算は出していません。あくまでもマリーナ秋田が収入を得て、その収入に基づいて支出をしています。

加藤鉱一委員（分科員）

そうすると、県の関与は全く要らないのだね。第三セクターでなくてもいい……。管理している施設が県の所有だから、関与しているだけですよね。

建設政策課長

県の出資比率が２５％以上ありますので、第三セクターとなっています。

加藤鉱一委員（分科員）

そうすれば、逆にもうかっている第三セクターであれば配当があると理解していいのか。

建設政策課長

配当はないと思っています。内部留保で経営を安定させていっています。

加藤鉱一委員（分科員）

第三セクターでも利益を出せば、法人税等の税金が掛かってくるわけでしょう。こういったものは、内部留保でいいのか。内部留保できるだけ立派だと

する考え方で、それで満足だと。

建設政策課長

経営がよくなって、県の関与が完全に要らなくなれば、出資金の引上げなど、県の関与も全くなくなりますので、関与する法人数も少なくなると思います。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

１つだけ、佐藤次長にお伺いします。「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～（案）」について、先ほど説明のあったイメージ図ですが、これを見たときに斬新で、今までの総合計画とは全然違うなと思いました。この中央の辺りのおみこしは土崎港曳山まつりなどのものですか。

建設部次長（佐藤正美）

申し訳ございません。手持ち資料がありませんので、そこまでは分かりません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

竿燈のイラストもあるので、せっかくここまでやったのであれば、例えば、花輪ばやしなど、もっと秋田のお祭りの山車だなと分かるようにするなどした方がいいと思います。

建設部次長（佐藤正美）

分かりました。企画振興部にそういった意見があったことをお伝えします。

委員長（会長）

皆さん、よろしいですか。次に……

【何事か呼ぶ者あり】

加藤麻里委員（分科員）

クルーズ船事業の一部が観光文化スポーツ部に移管されることは分かりました。それで、１つ思うのは、公共交通について、観光文化スポーツ部に移管されてから随分経ちましたが、建設部として、本来あるべき公共交通のあり方などについて、逆に検討すべき課題があるのではないかと以前から思っていました。この点についてはいかがでしょうか。

建設部次長（佐藤正美）

以前は建設部において、建設交通政策課という名称で、交通部門や第三セクター関連などを確かに所管していました。しかし、交通は観光振興の一部として非常に重要であるとの位置づけから、観光文化スポーツ部が発足した際に建設交通政策課が移管された経緯があります。

加藤麻里委員（分科員）

確かに観光も重要ですし、観光客に来ていただいてお金を落としていただくことも大切です。しかし、秋田で暮らしている方々にとって一番重要なのは、観光よりも日々の暮らしを支える公共交通です。

秋田に住み続けてもらうことや、移住・定住を促すことを考えても、地味かもしれませんが本来なら生活のための公共交通について、きちんと取り組んでいかなければならないのではないでしょうか。そういった意味で、また建設部でも検討していただけたらと思ったのですが、特にそうしたお考えはないのでしょうか。

建設部次長（佐藤正美）

現在のところ、そういった話は出ていません。

ただ、そうしたご意見があった旨は、検討以前の段階ですが、部内で共有させていただきたいと思います。申し訳ございません。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

他の場でも同様の話があったと聞いていますが、私も今の加藤麻里委員の意見に同感です。

バスを含め、公共交通が本当に厳しい状況にあるのが現実です。したがって、観光とはまた別の視点からも十分に検討していく必要があると感じています。ぜひ、そうした意見があったことをお伝えいただきたいと思います。

建設部次長（佐藤正美）

県の組織は状況に応じて改編されていきます。観光文化スポーツ部などが発足した当時とは状況も変わってきていますので、そうした点も踏まえ、まずは総務部などの関係部署へ、こういったご意見があったと情報共有させていただきます。

建設部次長（菊地弘之）

先ほどご指摘のありました公共交通については、今後の路線維持、とりわけ乗客の確保による路線維持が大きなテーマになっています。

その維持を実現するにあたっては、観光誘客による利用増加が一つの解決策となりますので、そういった意味では観光と交通は非常に親和性が高い施策だと認識しています。交通政策課が観光文化スポーツ部にあるのもそうした背景からかと思いますが、建設部としても、観光文化スポーツ部と連携しながら公共交通の維持に取り組んでまいりたいと考えています。

委員長（会長）

よろしいでしょうか。以上で……

【何事か呼ぶ者あり】

建設政策課長

先ほど加賀屋委員からご質問のありました、土地開発公社における市町村からの依頼実績についてですが、令和６年度に、秋田市の都市計画道路であります横町工区と、潟上市の市道３路線が実績としてあります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

ここで私から一言申し上げます。

鈴木健太氏が知事に就任して、今回が初めての予算審査となり、来年度に向けて具体的に何を行うかが示されたと思います。

特に重要で最上位の計画である秋田県総合計画では、秋田再興への第一歩と見出しが掲げられています。県民も、今こそ秋田の転換期であると感じていますし、私たち議員も地元を歩いていて、それを強く実感するところです。

したがって、基本理念である、寛容・挑戦・安心、そして目指す姿としての新時代に咲き誇る秋田～県民の夢を育み、県民の希望をかなえる～、そうした秋田になってほしいと切に願っています。建設部の皆さんも、あふれる才能や優れた事務能力を存分に発揮していただき、来年度に向けて走り抜けていただきたいと思っています。

私たち議員も、執行部がよりよい秋田県を目指すにあたっては、しっかりと後押しをしてまいりますし、時にはかんかんがくがく議論を重ねてまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

本日はこれをもって散会し、３月６日金曜日、予算算特別委員会終了後に委員会及び分科会を開き、３月６日追加提案分の議案の審査を行います。

なお、付託議案等がない場合は開催せず、３月１８日水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、当初予算関係の付託案件について、討論・採決を行います。

散会します。

午前１１時３４分　散会

令和８年３月６日（金曜日）

本日の会議案件

１　議案第１２１号

令和７年度秋田県一般会計補正予算（第１０号）

（建設部の関係部門）　　（趣旨説明・質疑）

２　議案第１２５号

工事請負変更契約の締結について

（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委　員（副会長）	今川雄策
委　員（分科員）	加藤鉱一
委　員（分科員）	加藤麻里
委　員（分科員）	加賀屋千鶴子

欠席委員

委　員（分科員）	柴田正敏

書　記

議会事務局議事調査課	佐藤文也
議会事務局議事調査課	小寺一康
建設部建設政策課	安宅俊之

会 議 の 概 要

午後　１時２０分　開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	鈴木真実
委　員（副会長）	今川雄策
委　員（分科員）	加藤鉱一
委　員（分科員）	加藤麻里
委　員（分科員）	加賀屋千鶴子

欠席委員

委　員（分科員）	柴田正敏

説明者

建設部長	小野　潔
建設部建設産業振興統括監	近藤　雅
建設部次長	菊地弘之
建設部次長	佐藤正美
建設部次長	高野　優
建設政策課長	高橋雅昭
技術管理課長	出口和彦
都市計画課長	備前　亨
下水道マネジメント推進課長	熊谷　聡
道路課長	石川康樹
河川砂防課長	高杉英幹
港湾空港課長	千葉政幸
建築住宅課長	土橋吉秀
営繕課長	経徳康之

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

本日、追加提案された建設部の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

議案 第１２５号を議題とします。

また、分科会では、議案第１２１号のうち建設部に関係する部門の審査を行います。

初めに、建設部長の説明を求めます。

建設部長

【部局関係説明書により説明】

次に、関係課長の説明を求めます。

建設政策課長

【共通資料により説明】

下水道マネジメント推進課長

【議案〔８〕により説明】

道路課長

【議案〔１０〕及び提出資料により説明】

河川砂防課長

【補正予算内容説明書により説明】

港湾空港課長

【補正予算内容説明書により説明】

建築住宅課長

【議案〔８〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

営繕課長

【補正予算内容説明書により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。

加藤鉱一委員（分科員）

道路課の工事請負変更契約の締結について、誘導員を昼間も配置すると記載があるよね。昼間は要らないのではないかと思うが、なぜ昼間も配置するの。

道路課長

当初説明させていただいた段階では夜間工事のみを想定していました。

しかし、その後、地元協議を行った際、現場近くに秋田キャッスルホテルなど様々な施設があり、夜間作業の騒音で宿泊客の皆様にご迷惑がかかると指摘を受けました。そのため、一部の工事を日中にも実施し、夜間だけでなく日中の通行止めも併用して対応したいと考えています。

加藤鉱一委員（分科員）

なるほど、そういうことか。キャッスルホテルの周辺では今も工事やっているよね。

あれは構造的にどうなっているのか、前にも聞いたかもしれないが……。確か下から上がってくる仕組みだよな。パッキンみたいに隙間なくピシッと密閉されるのだろうね。浸水を防げなければ意味がないからね。

道路課長

委員会資料の図でいきますと、５箇所に様々取り付けますが、駅東口と中央街区口の２箇所が、自動的に立ち上がる形式の止水壁となっています。工場において、しっかりと水密性の検査を行っており、水が漏れない構造になっています。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

あきた安全安心住まい推進事業費（住宅リフォーム推進）の補正について、建築住宅課に伺います。先ほど、雪が消えてからでないと、きちんと被害調査ができない旨の説明がありましたが、今回の災害においては、まさにそうした事情が生じていると思います。

災害救助法が適用された市町村では、住宅の応急修理制度も利用できるかと思いますが、被害の規模によっては、県の補助金だけ、あるいは応急修理制度と合わせても、修理費用を賄うのは、なかなか厳しいのではないかと感じています。

そこで、まずは現時点で分かっている範囲で、件数や規模など、どのくらいの被害が発生しているのか。そして、今回の補助事業を実施するにあたり、それらの被害に対して、どの程度カバーできると見込んでいるのかをお知らせください。

建築住宅課長

今回の被害件数および状況について、総合防災課でまとめている被害状況によりますと、３月３日時点で、住宅被害の届出件数は２６９件となっています。規模に関しては、今後こういった件数が徐々に増えてくるものと推計されます。

今回、対象件数を１，１５７戸と設定した理由ですが、先ほど申し上げましたとおり、令和２年度の大雪の際の実績を根拠にしています。令和２年度の大雪の際、その年度内に受け付けた件数は３６戸にとどまっていました。しかし、翌年度に入り、雪が解けて被害が続々と判明したことで、翌年度には、秋田と由利管内を除いて、１，１２１戸が新たに上がってきました。この合計である１，１５７戸を元に、今回、予算要求をした次第です。

実際この件数に達するかどうかは、来年度に入り、雪解け後に被災された皆様が調査を行ってから判明することになりますので、現時点ではこの推計値でのご回答となります。

加賀屋千鶴子委員（分科員）

分かりました。

先ほどは住宅を修理するには金額的に不足なのではないかと思って発言しましたが、金額面だけでなく、申請の受付期間を長く設けることで、より幅広く活用できるように工夫されたのだと理解しました。

実際、大館市にある、私の知り合いの実家でも、外観に異常はないが、電気がつかなくなってしまい、どこが破損しているのか特定できず、雪が消えてから点検してみないとどうにもならない、と言われたケースがありました。今回の補助の対象になるかどうかは別として、雪害の場合はそうした事態が多く発生することが、前回の経験からもはっきりしています。

漏れなく支援が行き届くよう、そうした方々も含めて幅広く対象とし、引き続きご尽力いただきたいと思います。

建築住宅課長

もちろん被災された方々に寄り添い、ご相談をいただいた際にはしっかりとお応えできる体制を整えてまいります。また、年間を通して受け付けができるよう、適切に予算管理も行ってまいりたいと考えていますので、よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で本日、追加提案された建設部の補正予算関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、３月１８日水曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午後　１時５０分　散会

令和８年３月１８日（水曜日）

本日の会議案件

１　議案第９２号
秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

２　議案第９３号
秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案　（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

３　議案第９４号
秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例案
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

４　議案第１０８号
令和８年度都市計画事業に要する経費の一部負担について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

５　議案第１０９号
令和８年度秋田湾・雄物川流域下水道事業に要する経費の一部負担について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

６　議案第１１０号
令和８年度米代川流域下水道事業に要する経費の一部負担について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

７　議案第１１１号
令和８年度流域下水道汚泥焼却施設の維持管理に要する経費の一部負担について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

８　議案第１１２号
令和８年度県北地区広域汚泥処理施設の維持管理に要する経費の一部負担について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

９　議案第１１３号
令和８年度県南地区広域汚泥資源化施設の維持管理に要する経費の一部負担について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

10　議案第１１４号
秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

11　議案第１１５号
秋田湾・雄物川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

12　議案第１１６号
米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

13　議案第１１７号
米代川流域下水道の維持管理に要する経費の一部負担の変更について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

14　議案第１１８号
令和８年度急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部負担について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

15　議案第１１９号
令和８年度港湾事業に要する経費の一部負担について（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

16　議案第１２０号
包括外部監査契約の締結について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

17　議案第１２５号
工事請負変更契約の締結について
（討論・採決）（原案を可とすべきもの）

18　請願第２７号
建築士有資格者の不足解消に向けた建築士試験制度の改正等を求める請願について
（採択すべきもの）（執行機関へ送付）

本日の出席状況

出席委員

委員長	鈴木真実
副委員長	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

書記

議会事務局議事調査課	佐藤文也
議会事務局議事調査課	小寺一康

会議の概要

午後　１時３３分　開議

出席委員

委員長	鈴木真実
副委員長	今川雄策
委員	柴田正敏
委員	加藤鉱一
委員	加藤麻里
委員	加賀屋千鶴子

説明者

建設部長	小野　潔
建設部建設産業振興統括監	

	近　藤　　雅
建設部次長	菊　地　弘　之
建設部次長	佐　藤　正　美
建設部次長	高　野　　優
建設政策課長	高　橋　雅　昭
会計管理者（兼）出納局長	
	小　熊　新　也
監査委員事務局長	三　浦　卓　実
労働委員会事務局長	高　橋　一　満

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託案件について、討論・採決を行います。

まず、議案第１０９号、議案第１１０号、議案第１１４号、議案第１１６号及び議案第１１７号を議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第１０９号、議案第１１０号、議案第１１４号、議案第１１６号及び議案第１１７号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。

よって、議案第１０９号、議案第１１０号、議案第１１４号、議案第１１６号及び議案第１１７号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第９２号、議案第９３号、議案第９４号、議案第１０８号 、議案第１１１号、議案第１１２号、議案第１１３号、議案第１１５号、議案第１１８号、議案第１１９号、議案 第１２０号及び議案第１２５号、以上１２件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。

議案第９２号ほか１１件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、議案第９２号ほか１１件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定します。

請願第２７号「建築士有資格者の不足解消に向けた建築士試験制度の改正等を求める請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第２７号は、採択すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、請願第２７号は、採択すべきものと決定されました。

次に、採択すべきものと決定した請願第２７号に伴う意見書案についてお諮りします。

【書記、意見書案を配付】

委員長

「建築士有資格者の不足解消に向けた建築士試験制度の改正等を求める意見書」案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

お諮りします。

本意見書案を原案のとおり建設委員会提出の意見書案とすることに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、本意見書案は原案のとおり建設委員会提出の意見書案とすることに決定されました。

なお、本意見書案の提出手続等については、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、本意見書案の提出手続等については、委員長に一任いただくことに決定されました。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後　１時３８分　散会